

第1編
 第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第1節 近年の家族の変化
 1 家族の形態の多様化

図2-1 家族類型別一般世帯数および核家族世帯割合の推移

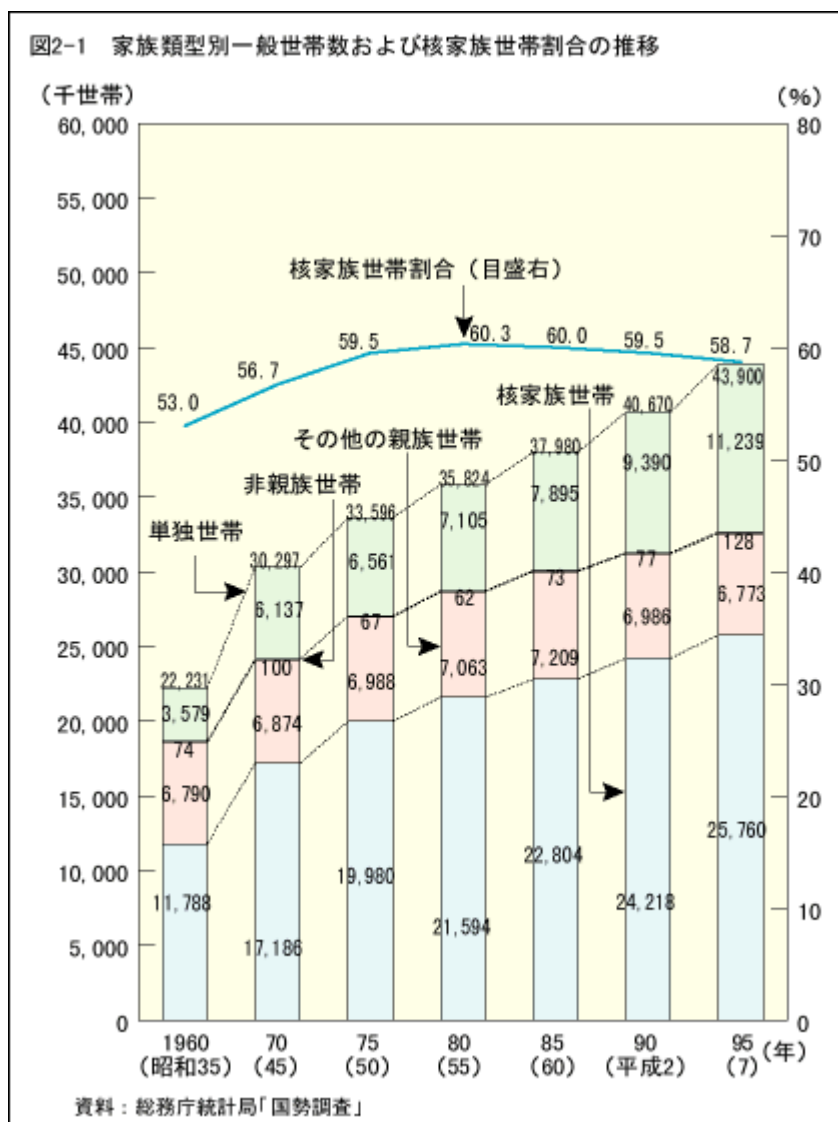


表2-2 三世帯世帯数の推移

表2-2 三世代世帯数の推移

	1970(昭和45)年	1975(50)年	1980(55)年	1985(60)年	1990(平成2)年	1995(7)年
世帯数(万世帯)	488	496	522	526	494	459
一般世帯数に占める割合(%)	16.1	14.8	14.6	13.9	12.1	10.5

注) 三世代世帯とは「その他の親族世帯」のうち「夫婦、子供と両親から成る世帯」、「夫婦、子供と片親から成る世帯」および「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」をいう。

資料:総務庁統計局「国勢調査」

表2-3 核家族世帯の家族類型別世帯割合

表2-3 核家族世帯の家族類型別世帯割合

	(%)		
	夫婦のみ	夫婦と子ども	片親と子ども
1960(昭和35)	13.8	72.0	14.2
1970(45)	17.3	72.6	10.1
1975(50)	19.4	71.5	9.1
1980(55)	20.7	69.8	9.5
1985(60)	22.9	66.6	10.5
1990(平成2)	26.0	62.6	11.4
1995(7)	29.6	58.4	12.1
2010(22)	35.8	64.2	

資料:実績値(1960~95年)は、総務庁統計局「国勢調査」、推計値(2010年)は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(1993(平成5)年推計)

表2-4 単独世帯の種別

表2-4 単独世帯の種別

	万世帯(%)					
	総数	未婚	有配偶	死別	うち65歳以上	離別
1985(昭和60)	789(100.0)	511(64.7)	52(6.5)	150(19.0)	96(12.2)	71(9.0)
1990(平成2)	939(100.0)	586(62.4)	61(6.5)	180(19.2)	126(13.5)	88(9.3)
1995(平成7)	1124(100.0)	689(61.3)	70(6.3)	220(19.6)	166(14.7)	110(9.8)

(注) 総数には、配偶関係「不詳」を含む。

資料:総務庁統計局「国勢調査」

1-1 三世代世帯は少数派となったが、絶対数に大きな変化は見られない。

三世代世帯を中心とする「その他の親族世帯」の一般世帯数に占める割合は、戦後一貫して低下し続け、1960(昭和35)年の30.5%から1995(平成7)年にはその約半分の15.4%になっている。一方、「その他の親族世帯」の数は、近年減少傾向にあるものの700万世帯前後で推移し、大きな変化は見られない。

1-2 夫婦と子どもからなる核家族世帯は、今や家族構成の典型でなくなりつつある。

核家族世帯は、1960(昭和35)年の1,179万世帯から、1995(平成7)年には2,576万世帯と2倍以上に増

加している。この間の核家族世帯の増加を見ると、1960年から1975（昭和50）年までの5年ごとの増加数は270万世帯前後となっているのに対し、1975年以降の5年ごとの増加数は150万世帯前後にとどまっている。

1970年代前半までの核家族世帯の大幅な増加は、主に、1925（大正14）年ころから1950（昭和25）年ころまでの多産少死の時期に生まれ、兄弟姉妹が4～5人いるいわゆる人口転換期世代が、親を同居扶養する長男を実家に残し、都市部に職を求めて流入し、そこで結婚し家族を形成することによりもたらされたものである。いわば、三世同居を根本から否定することなく核家族世帯が形成されたといえる。

一般世帯数に占める核家族世帯の割合は約6割と多数を占めているが、核家族世帯の増加割合を上回る近年の単独世帯の増加により、その割合は1980（昭和55）年の60.3%を頂点に減少に転じている。

また、核家族世帯のうち、戦後の家族構成の典型と考えられた「夫婦と子どもからなる世帯」は減少傾向にある一方、「夫婦のみの世帯」は急増しているなど家族構成の多様化が進み、夫婦と子どもからなる核家族世帯は、今や家族構成の典型ではなくなりつつある。

1-3 単独世帯は一貫して増加し続け、4世帯に1世帯は単独世帯になっている。

単独世帯は一貫して増加し続けており、1960（昭和35）年の358万世帯から1995（平成7）年にはその約3倍の1,124万世帯と1,000万世帯を超えた。一般世帯数に占める割合も、1960年の16.1%から1995年には25.6%に増加している。

これに伴い、1世帯当たりの世帯人員も減少し続け、1995（平成7）年には2.82人になっており、3人を割っている。

単独世帯の増加の背景には、晩婚化の進行による未婚単身者世帯の増加、高齢化の進行による配偶者と死別した高齢単身者世帯の増加などのほか、離婚の増加に伴う離別単身者世帯もこの10年間で55.6%増と、未婚単身者世帯、死別高齢単身者世帯の増加率を大きく上回る伸びを示しており、無視できない要因となっている。

単独世帯のうちの約6割は未婚の単身者世帯となっており、その数は、この10年間で179万世帯増加している。死別による65歳以上の高齢単身者世帯数は166万世帯となっており、10年前に比べ45万世帯増加している。これを男女別に見ると、平均寿命の男女差などを反映し、女性の世帯が138万世帯で8割以上を占めているのが特徴である。

高齢化の一層の進行などで、単独世帯は今後ますます増加すると考えられる。これまでの社会の仕組みは家族を基本に構築されてきたが、今後は、誰も人生の一時期をひとりで暮らすことを経験する可能性がある。ひとり暮らしを無視できない生活形態の一つとして社会の仕組みを見直していく時期に来ているといえるのではないか。

1-4 今後、血縁や婚姻関係に基礎を置かない「家族」が増加することも考えられる。

非親族関係にある者のみで構成される非親族世帯の数は、1995（平成7）年には12.8万世帯、一般世帯数全体に占める割合は0.3%に過ぎない。

しかし、今後、生き方の多様化や死別による高齢単身者の増加などを背景に、未婚者同士の共同生活やひとり暮らし高齢者が集まって共同生活するなど血縁や婚姻関係に基礎を置かない「家族」が増加することも考えられる。

第1編
 第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第1節 近年の家族の変化
 2 家族機能の変化

図2-5 サービス業従事者の増大

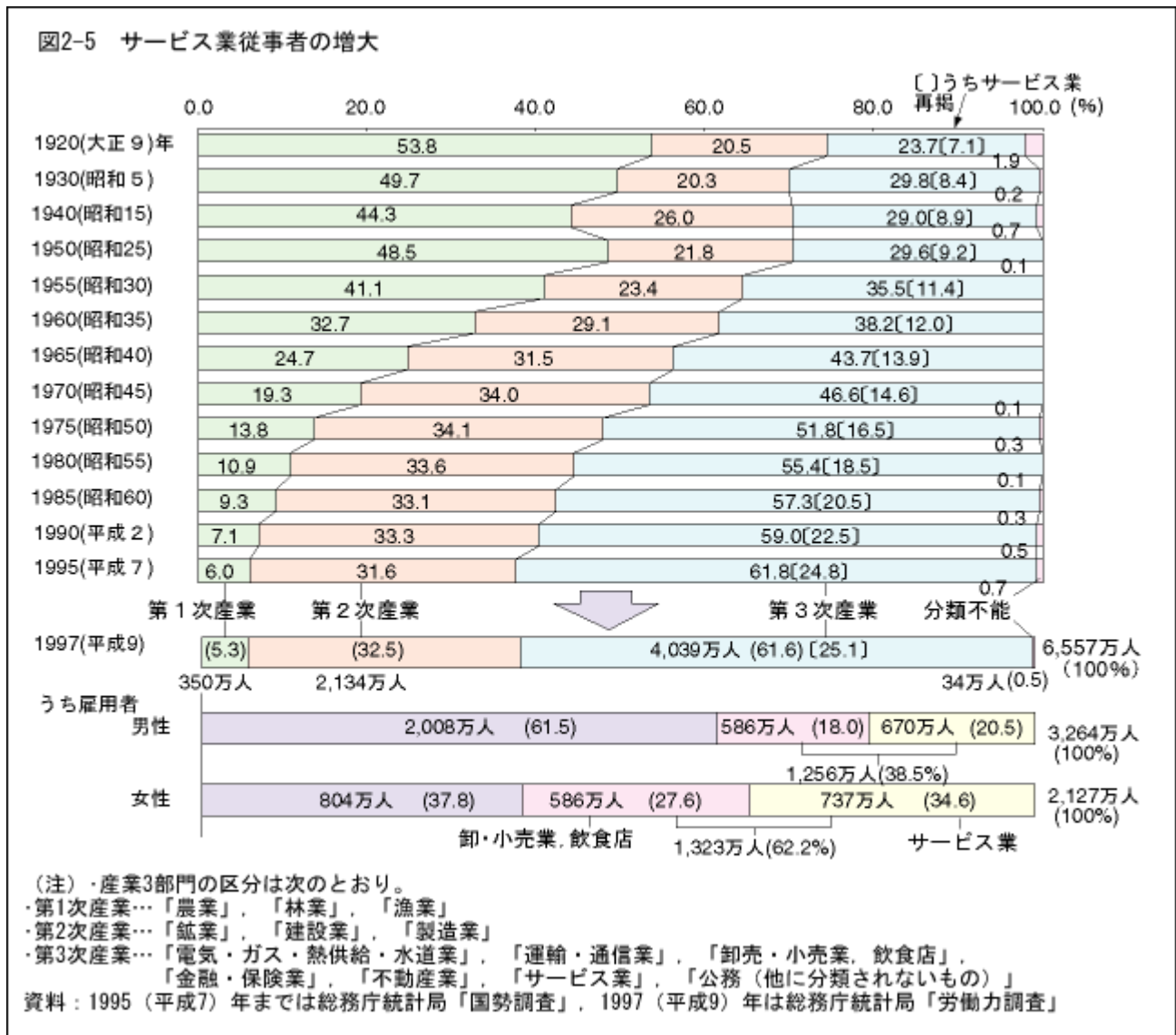


図2-6 M字型曲線の谷が最も深い団塊の世代の女性

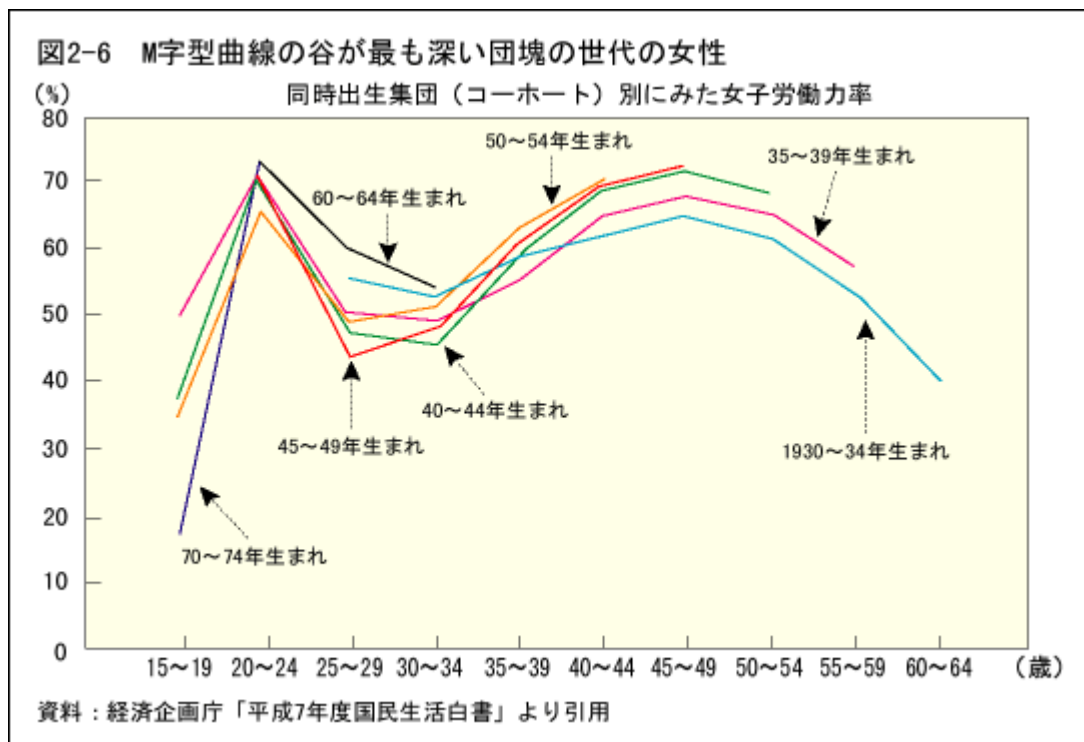


図2-7 老後を子供にたよるか

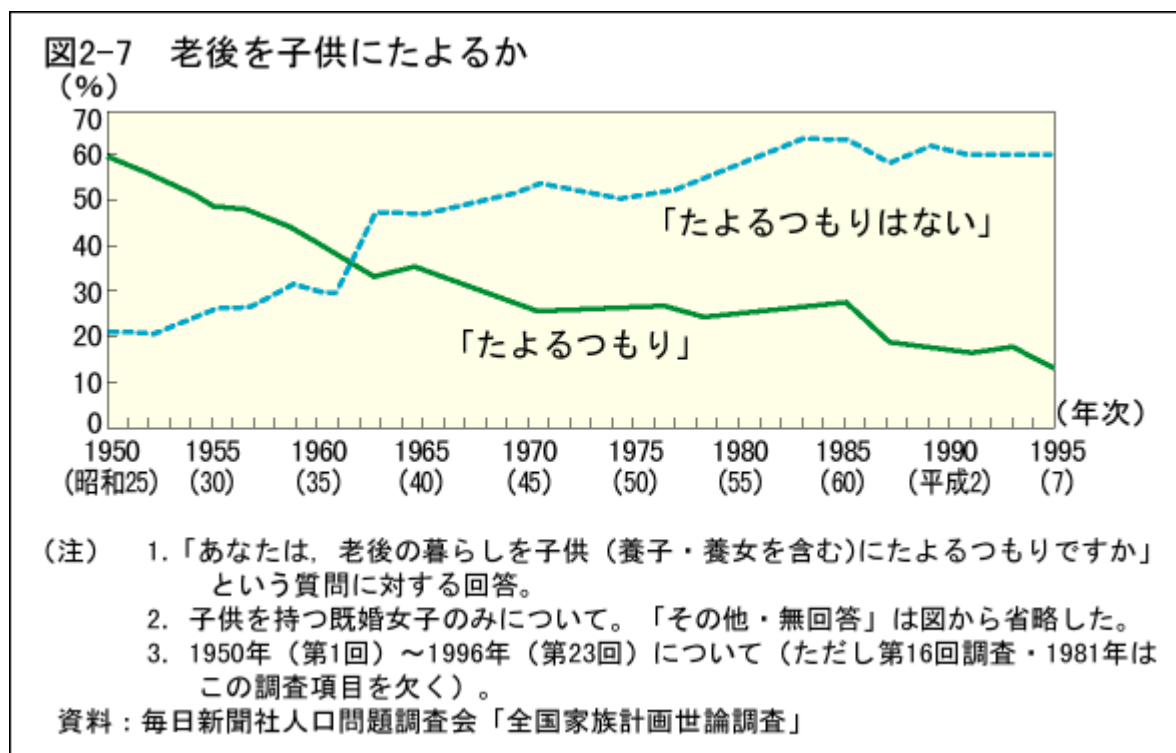


表2-8 子供の価値

表2-8 子供の価値

子供を持つことのよさ	(%)		
	総数	未婚	既婚
1. 子供がいると家庭が明るくなる	85.9	81.7	88.2
2. 子供を育てることが楽しい	44.1	43.5	44.7
3. 子供は老後のたよりになる	16.1	18.1	15.0
4. 子供は家業をついでくれる	1.0	0.3	1.3
5. 子供は家名や財産をついでくれる	3.7	2.3	4.3
6. 子供を持つと子孫が絶えない	15.3	11.8	17.1
7. 特に何もないうよいことばない	4.9	7.3	3.8
8. その他	3.8	3.6	3.8
9. 無回答	0.8	0.8	0.7

(注)「あなたは、子供を持つことのよさは何だと思えますか」という質問に対して2つ以内の項目を選ぶ。

資料:毎日新聞社人口問題調査会「第23回全国家族計画世論調査」(1996(平成8)年)

図2-9 家庭に対して最も求める役割・最も低下している役割

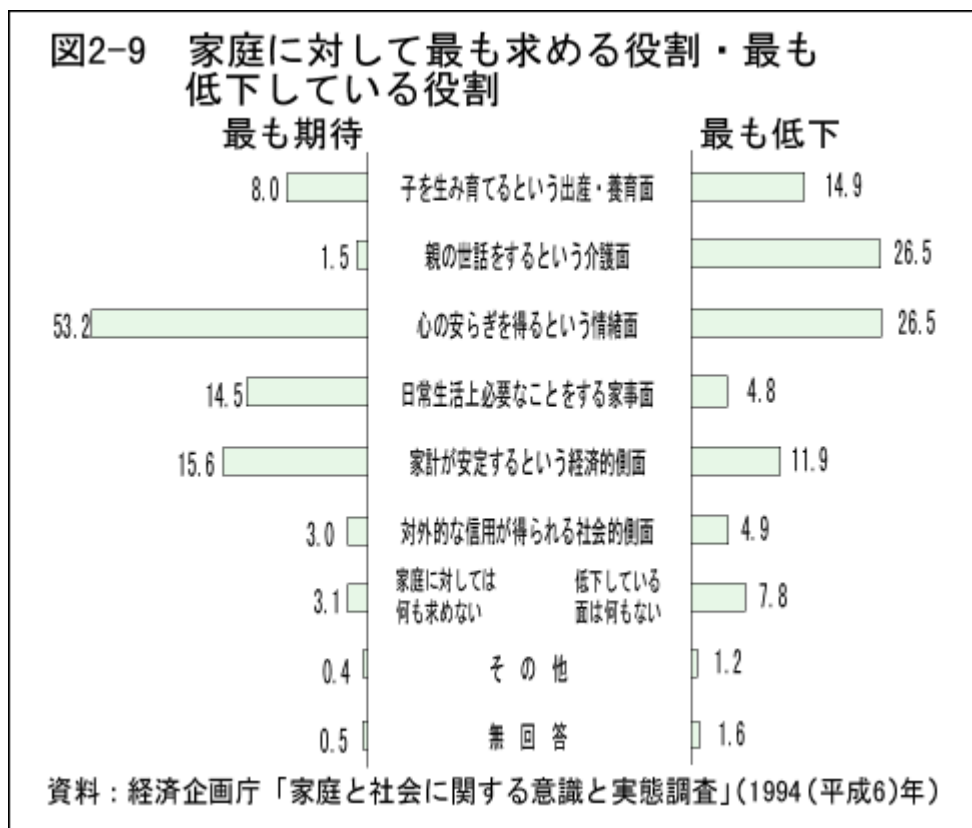
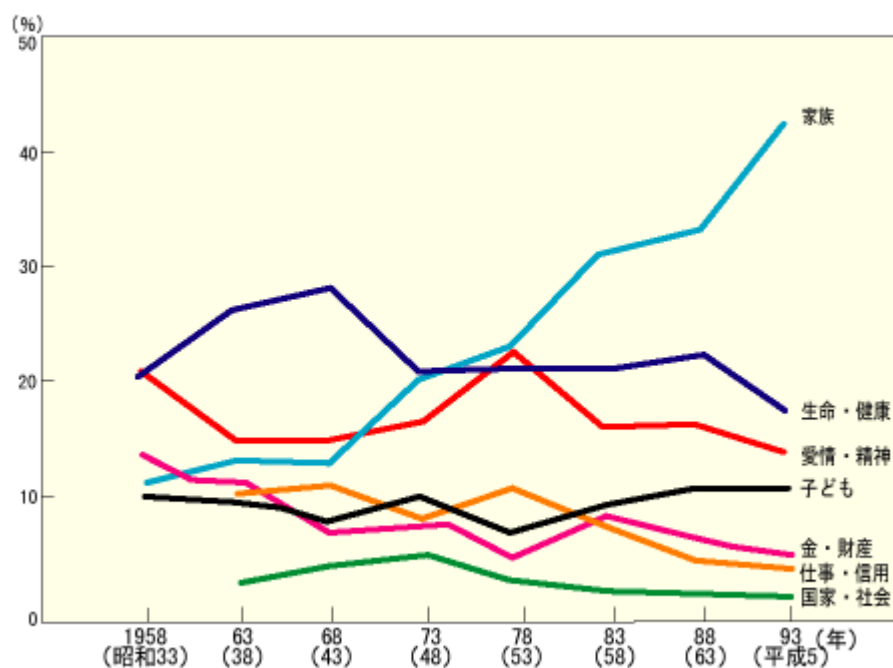


図2-10 一番大切なものは家族

図2-10 一番大切なものは家族



資料：文部省統計数理研究所「日本人の国民性調査」

2-1 戦後、「夫が外で仕事を、妻が家庭で家事・育児を担う」という役割分業が確立した。

第1次産業中心であった我が国の産業構造は、1955（昭和30）年ころ以降高度経済成長期を通じて急速に転換していった。1955年には、減少傾向にあったとはいえ就業者数の41%と最大多数を占めていた第1次産業は、鋳工業生産の拡大に伴う第2次産業への大幅な就業移動により1960（昭和35）年には第3次産業にその座を明け渡し、更に1965（昭和40）年には第2次産業の就業者数をも下回るに至った。

この間、家族の中の妻の役割も大きく変化した。農家や自営業世帯が主流を占めていた時代には、生活の場である家庭が生産活動の場でもあり、その中で妻も夫と共に働くことが一般的だった。ところが、産業構造の転換に伴い、急速にサラリーマン化が進む中で、核家族世帯の中で「夫は外で仕事を、妻は家庭で家事・育児を担う」という役割分業が確立し、1970年代までは、家事労働に専念する専業主婦の数は増加し続けた。

我が国の女性の労働力率は、結婚や出産を機に退職し家庭に入ることが多いために25～34歳ぐらいの年齢で労働力率が低下し、いわゆるM字型曲線を描くのが特徴だが、この労働力率を同時期に出生した集団（コホート）別に見ると、終戦直後の昭和20年代前半生まれのいわゆる団塊の世代でM字型曲線の谷が最も深くなる。つまり、高度経済成長の末期に結婚、出産期を迎えた団塊の世代で最も専業主婦化が進んだのである。

その後、第3次産業の就業者数が半数を超えた1970年代半ば以降、パートタイム労働者を中心に既婚女性の雇用者が増加し、1996（平成8）年には、サラリーマンの妻のうちの雇用者数が専業主婦数を上回り逆転するに至っている。

しかし、女性の専業主婦化が進んだ時期に確立した「夫は仕事、妻は家事・育児」という役割分業意識は、女性が社会進出して以降も引き継がれた。この結果、家事・育児の責任は夫（父親）に分担されず、引き続き専ら妻（母親）に課されたまま、更に仕事という負担がかかるという女性にとって過重に負担がかかる状況が生まれた。

2-2 家族における子どもの機能は、「生産財」から「消費財」へと比重を移した。

家族における子どもの機能は、経済学的には「生産財」から「消費財」へと比重を移してきたといわれる。

農業を中心とする自営業社会では、子どもはまず家業を分担し、そして継承するとともに、最後は老親を扶養することが期待される存在—つまり「生産財」だった。ところが、サラリーマン中心の社会になって、家業の分担・継承という必要性がなくなるとともに、社会保障制度の充実により、老後扶養についての子どもに対する期待感は薄れていった。

子どもの価値としては、「家庭が明るくなる」と考える者が8割以上、「子どもを育てることは楽しい」と考える者が4割以上と高い割合であるのに対し、「老後のたより」と考える者は1割台、「家業・家名・財産をついでくれる」と考える者は1割にも満たない。いまや、子どもは親に喜びや楽しみを与える存在—「消費財」としての存在意義が強くなっている。

近年、男の子志向が弱まり女の子志向が強まって、理想子ども数が1人であると答えた夫婦の実に7割以上が女の子を望んでいることは、子どもに対する意識の変化を象徴している。

2-3 今日、家族に求める役割として情緒機能が重視されてきている。

家族は、その構成員の生活を維持し保障するという生活保持機能を基本としている。しかし、生活水準が向上するにつれ、愛情や精神的な安らぎの場としての情緒機能が重視されるようになってきている。

家庭に対して求める役割に関する意識を見ると、「心の安らぎを得るという情緒面」を挙げる割合が53.2%と最も高く、「日常生活上必要なことをする家事面」「家計が安定するという経済的側面」は、それぞれ14.5%、15.6%にとどまっている。年齢別では、20代、30代では「情緒面」を、50代以上では「家事面」「経済面」を挙げる割合が高くなっている。

また、「一番大切と思うもの」を自由回答法で質問した調査によると、「家族」という回答が1973（昭和48）年の調査以降急増し、1993（平成5）年の調査では42%と、他の回答を大きく上回り、「一番大切なのは家族」になっている。「家族」に対する期待は大きい。

第1編
第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会をー
第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
第1節 近年の家族の変化
3 家族観の変化

図2-11 老親扶養に対する意識

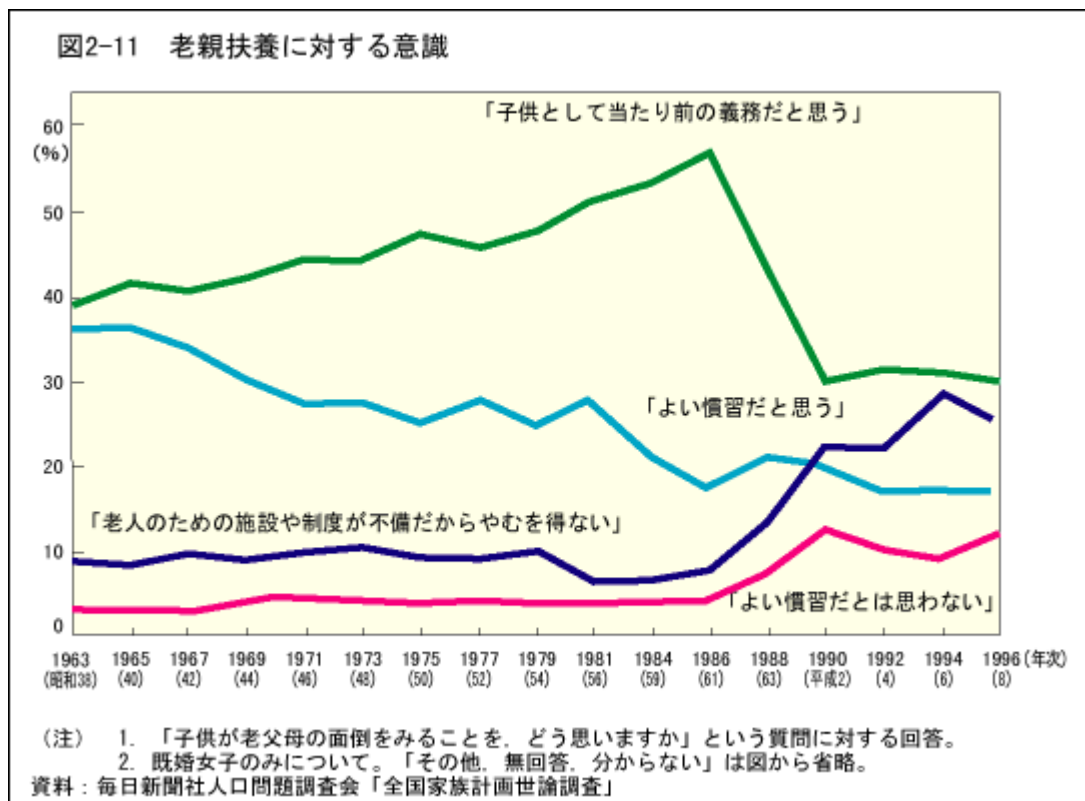


表2-12 祖先祭祀の意識

表2-12 祖先祭祀の意識

あなたは、先祖の墓を守り供養することが子孫の義務と考えますか

(%)

年 齢	あなたは、先祖の墓を守り供養することが子孫の義務と考えますか					合計
	思う	どちらかといえそうですが思う	どちらかといえそうですが思わない	思わない	わからない	
20～24歳	45.0	37.5	2.5	12.5	2.5	100.0
25～29歳	54.9	28.3	4.4	8.8	3.5	100.0
30～34歳	51.3	36.1	7.6	4.2	0.8	100.0
35～39歳	47.1	39.0	7.4	5.9	0.7	100.0
40～44歳	52.8	31.5	11.0	3.1	1.6	100.0
45～49歳	60.5	23.7	8.5	5.6	1.7	100.0
50～54歳	62.7	29.4	1.3	4.6	2.0	100.0
55～59歳	68.2	25.0	0.8	3.8	2.3	100.0
60～64歳	76.5	18.1	1.3	2.7	1.3	100.0
65～69歳	73.5	20.4	3.4	2.0	0.7	100.0
70歳以上	82.2	11.5	1.6	3.1	1.6	100.0
合計	63.1	26.0	4.5	4.7	1.6	100.0

資料:1997(平成9)年度厚生科学研究「墓地に関する意識調査」

図2-13 誰と一緒に墓に入りたいか(都市規模別)

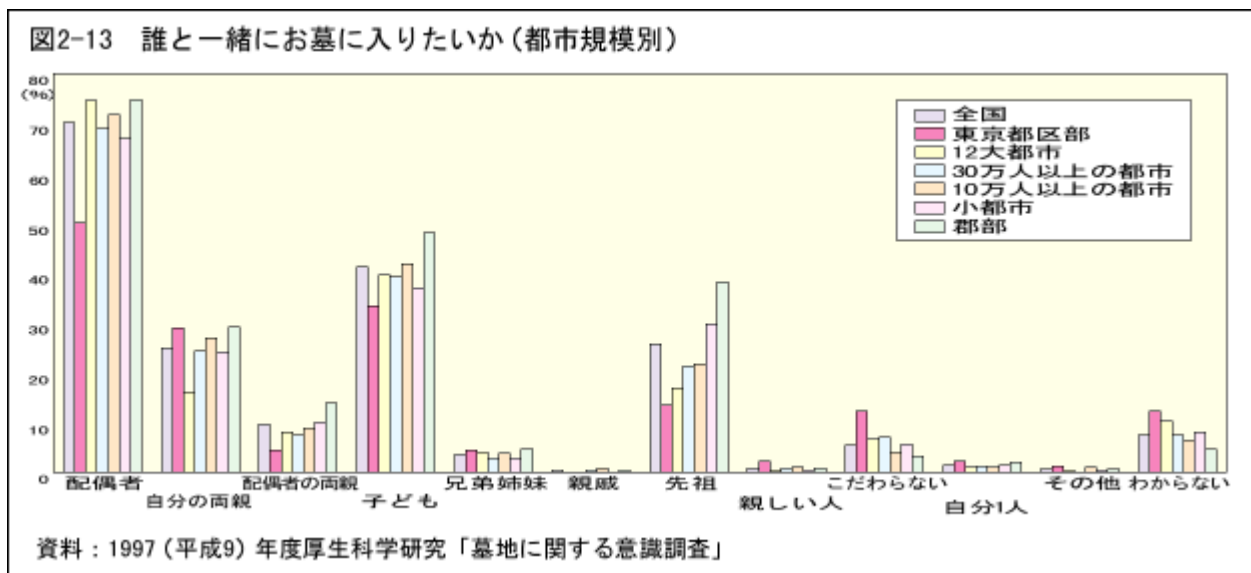
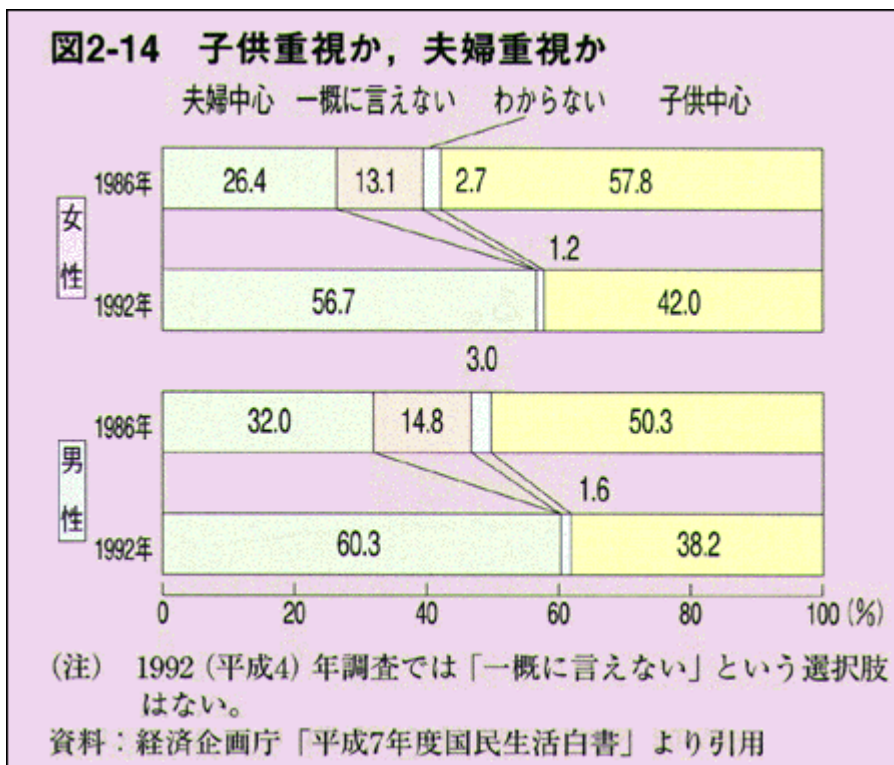


図2-14 子供重視か、夫婦重視か



3-1 家意識は弱まっている。

1993(平成5)年に経済企画庁が行った調査によると、「男の子がいない場合、養子を取り家を継がせる」「長男には他の子どもとは異なる特別の役割がある」という考えに対し「そうは思わない」と回答した者の割合は、それぞれ7年前の63%、46%から、82%、65%と増加し、多数を占めている。

また、老親扶養に対する意識についても、子どもが親の面倒を見ることを「子どもとして当たり前の義務だと思う」者の割合は、かつては半数を超えていたが1980年代後半以降急激に低下し、1996(平成8)年には35%となっている。

3-2 墓の承継に関しては、比較的、家意識が強く見られるが、意識の変化もうかがえる。

1998(平成10)年に行われた調査によると、先祖の墓を守り供養することは子孫の義務である、という考え方に89%の者が賛成し、20歳代でも82%が賛成している。しかし、明確に「そう思う」と考える割合は70歳以上で8割を超えているのに対し、20歳代では半数にとどまっている。

また、「将来自分が入る墓を継いでくれる人又は決まっていなが期待している人」がいる人のうちの70%が長男に、13%が長女に、墓を継いでもらうことが決まっているか又は期待している。

一方、お墓に誰と一緒に入りたいか、という質問に対しては、配偶者という回答が70%で一番多く、次いで子どもが41%となっているのに対し、自分の両親は25%、配偶者の両親は10%、先祖代々は26%にとどまっている。また、先祖代々という回答は、都市部ほど少ない。

このように、墓の承継に関しては、比較的、家意識が強く見られるという見方もできるが、意識の変化もうかがえる。

3-3 子ども中心の家族関係が問われている。

家族関係が、我が国では「子ども中心」、欧米では「夫婦中心」といわれる。子ども中心の日本では、子どもを基準に人間関係が規定される。お互いの配偶者は、子どもの父親、母親として位置付けられる。しばしば、夫は自分の妻のことを「お母さん」と、妻は自分の夫のことを「お父さん」と呼ぶ。そこには、互いの配偶者であるという関係は埋没し、特に過度の母子関係中心、母子密着社会になっている、といわれる。

「子がかすがい」意識の強さや単身赴任の多さも、子ども中心の我が国の家族関係を象徴している。

しかし、行き過ぎた子ども中心主義は、母親に過度の子育て負担や責任を負わせたり、子どもに期待感から来るストレスを与え自立を妨げるなどの弊害をもたらしている。また、平均寿命の伸長により、子どもが独立した後の夫婦ふたりで暮らす期間は長期化している。子どもを大切にすることは当然としても、過度の子ども中心主義の家族関係のあり方は問われるべきではないだろうか。

なお、1992（平成4）年に行われた世論調査では、家庭は「夫婦中心」が望ましいと考える割合が「子ども中心」が望ましいと考える割合を上回り、1986（昭和61）年の世論調査の結果と逆転している。

第1編
 第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第2節 結婚, 妊娠・出産
 1 恋愛と交際

表2-15 年齢別にみた恋愛結婚志向

表2-15 年齢別にみた恋愛結婚志向

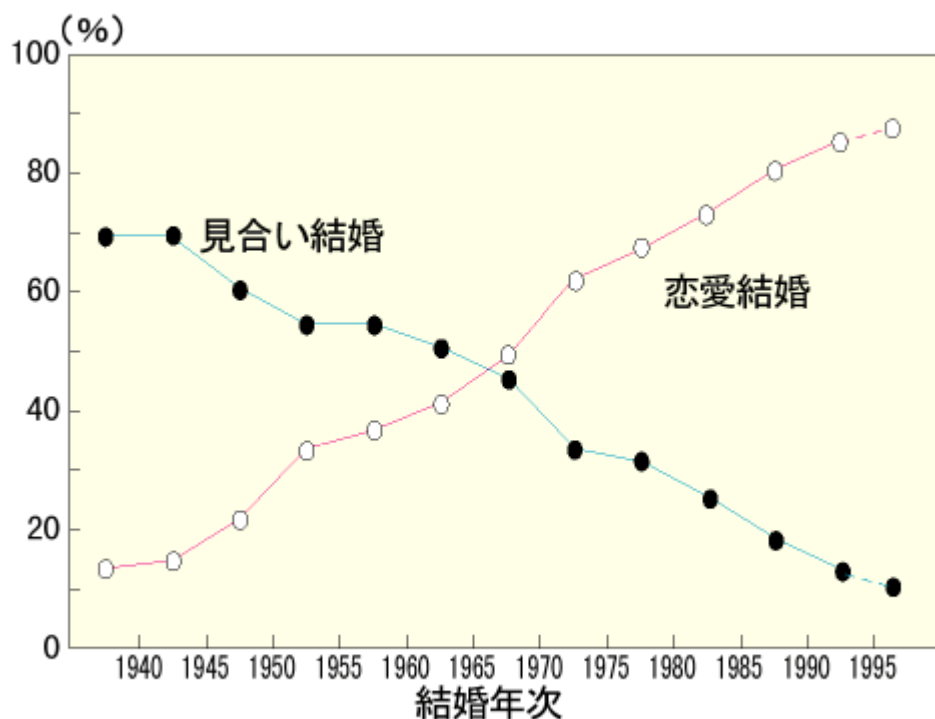
	(%)							
	1982年(昭和57)		1987年(昭和62)		1992年(平成4)		1997年(平成9)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
18～19歳	67.9	62.5	68.0	72.0	77.8	80.4	75.3	83.8
20～24歳	58.7	54.4	62.7	67.4	72.0	74.2	73.0	77.7
25～29歳	37.3	43.2	45.0	46.6	57.1	60.5	62.6	66.8
30～34歳	24.0	27.5	28.3	34.7	36.3	39.1	44.9	49.8
計	50.2	52.6	55.1	63.3	65.3	70.7	66.8	73.4

(主)1997年は速報値。

資料:国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

図2-16 結婚年次別にみた恋愛結婚・見合い結婚構成の推移

図2-16 結婚年次別にみた恋愛結婚・見合い結婚構成の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

表2-17 「結婚前の男女でも性交渉を持ってかまわない」という考えについて

表2-17「結婚前の男女でも性交渉をもってかまわない」という考えについて

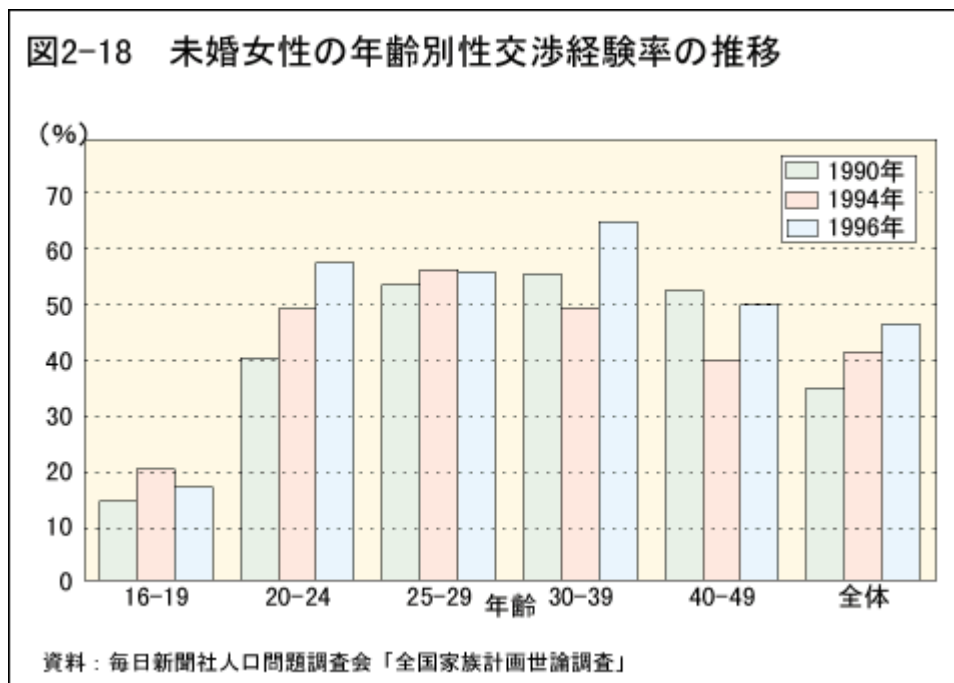
		賛成		反対		不詳
		全く賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	全く反対	
1992年 (平成4)	既婚	14.8 (55.9)	41.1	28.1 (41.9)	13.8	2.3
	未婚	36.4 (75.2)	38.8	13.5 (20.0)	6.4	4.8
1997年 (平成9)	既婚	23.2 (69.8)	46.6	20.0 (26.3)	6.3	3.9
	未婚	47.4 (81.6)	34.2	9.3 (12.4)	3.1	6.1

(注)既婚者は女性のみ対象。未婚者は男女対象(1997年は速報値)。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

図2-18 未婚女性の年齢別性交渉経験率の推移

図2-18 未婚女性の年齢別性交渉経験率の推移



1-1 年々恋愛結婚志向が高まっており、現在では9割近くが恋愛結婚となっている。

結婚する意思のある35歳未満の独身者を対象とした調査によると、男性の66.8%、女性の73.4%が恋愛結婚を希望しており、その割合は年々増加している。また、男女ともにどの年代でも恋愛結婚を希望する割合は増えているが、若い世代ほど恋愛結婚志向が強い。

一方、実際の結婚形態についても、1960年代後半から恋愛結婚が見合い結婚を上回り、1995（平成7）年以降に結婚した夫婦の恋愛結婚割合は87.1%と9割近くに至っている。

1-2 男女とも、独身者の半数以上は、異性の交際相手がいない。

35歳未満の独身者の異性との交際状況を見ると、「交際している異性はいない」と答えた者の割合は男性49.8%、女性41.9%となっている（1997（平成9）年）。

このように、かなりの割合で異性の交際相手がいない状況の背景には、見合い結婚が減少し、恋愛志向が強まる一方で、男女が互いに愛し、尊重し合いながら交際を深めるという恋愛文化が成熟していないことがあるのではないかと、という指摘がある。

1-3 今や、結婚前の性交渉は、広く受け入れられている。

独身者の82%、既婚者の70%が「結婚前の男女でも性交渉をもってかまわない」という考えに賛成しており、今や結婚前の性交渉は、広く受け入れられている。

実態を見ても、異性との性交渉経験がある未婚女性の割合は10代でも2割弱、全体では半数近くになっている。また、20代前半の経験率の増加が著しい。

厚生白書(平成10年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編
 第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会をー
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第2節 結婚, 妊娠・出産
 2 同棲(未婚男女の同居)

表2-19 未婚女子の同棲率の国際比較

表2-19 未婚女子の同棲率の国際比較

国名	年次\年齢	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44
日本	1992	0.8	1.1	1.4	1.6
デンマーク	1981	..	37	23	11
フランス	1986	..	19	11	8	5	5
旧西ドイツ	1981	..	—	7	—	12	—
イギリス	1986-87	—	8	—	11	6	—
オランダ	1982	2	16	10
スウェーデン	1981	..	44	31	14	10	7
カナダ	1981	3	15	21	19	16	3
米国	1986-87	—	9	—	16	17	12

資料:United Nations, World Population Monitoring 1991.

ただし、日本は国立社会保障・人口問題研究所「第10回出生動向基本調査」(1992(平成4)年)

表2-20 「男女が一緒に暮らすなら結婚すべきである」という考え方について

表2-20 「男女が一緒に暮らすなら結婚すべきである」という考え方について

		賛成		反対		不詳
		全く賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	全く反対	
1992年 (平成4)	既婚	41.6	42.8	10.7	2.8	2.0
	未婚	31.6	44.1	15.3	4.5	
1997年 (平成9)	既婚	26.0	49.4	16.2	5.3	3.1
	未婚	21.2	43.2	20.7	9.5	

(注) 既婚者は女性のみ対象。未婚者は男女対象(1997年は速報値)。

資料:国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

2-1 我が国の同棲率は極めて低い。

我が国の未婚者の同棲率は、男女ともに1.7%、過去に同棲経験がある者を加えても男性で4.8%、女性で4.6%程度にとどまっており、諸外国に比べて極めて低い。

例えば、同棲の一般化が進んでいるスウェーデンでは、同居している男女のうち、正式に結婚せずに同居している男女の割合は、20歳代前半の女性で約4分の3、20歳代後半でも約半数を占めている。

2-2 同棲に対する寛容度は依然低いが、高まってきている。

結婚前の性交渉に対しては寛容になっているが、「男女が一緒に暮らすなら結婚すべきである」という考えに既婚者の75%、未婚者の64%が賛成しており、同棲に対する寛容度は低い。しかし、5年前に比べ賛成する割合は減少しており、寛容度は高まっている。

第1編
 第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会をー
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第2節 結婚, 妊娠・出産
 3 結婚の選択

図2-21 夫婦の初婚年齢

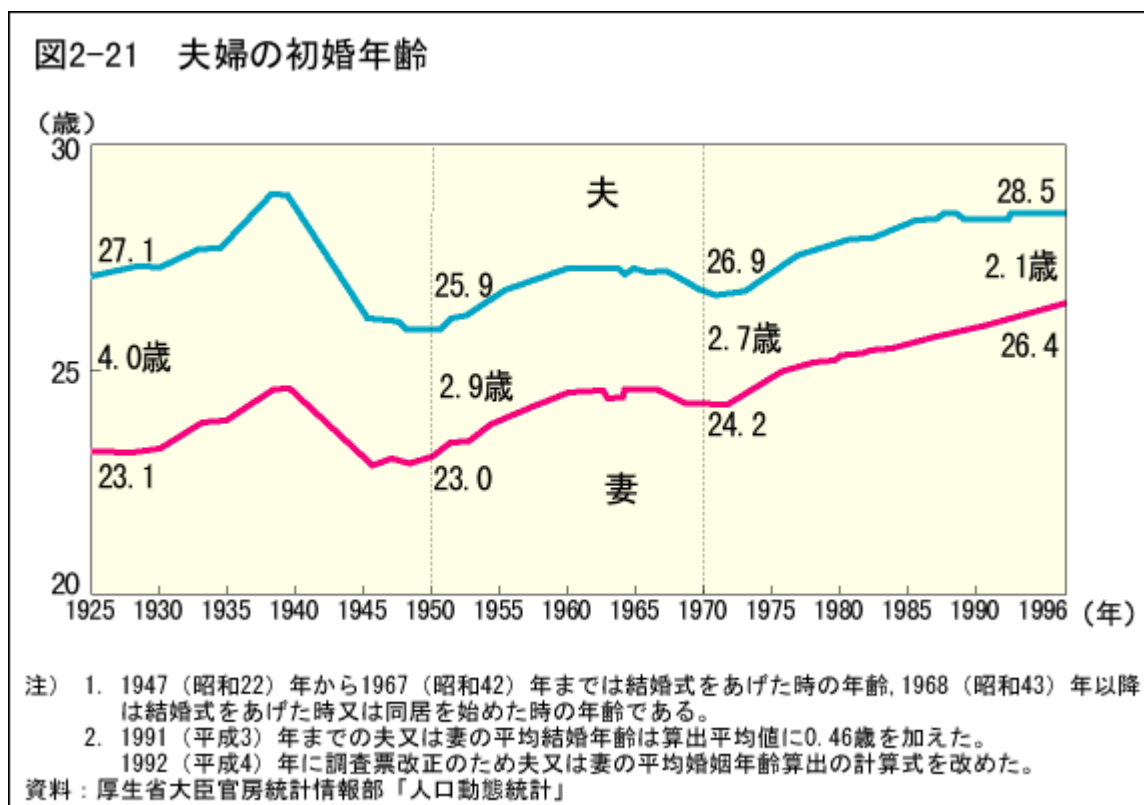


表2-22 夫婦の平均交際期間

	1987年 (昭和62)	1992年 (平成4)	1997年 (平成9)
夫	2.6年	2.9年	3.3年
妻	2.5年	2.9年	3.4年

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

表2-23 未婚男女の結婚の意思

表2-23 未婚男女の結婚の意思

(%)

	男				女			
	1982 (昭和57)	1987 (昭和62)	1992 (平成4)	1997 (平成9)	1982 (昭和57)	1987 (昭和62)	1992 (平成4)	1997 (平成9)
いずれ結婚するつもり	95.9	91.8	90.0	85.9	94.2	92.9	90.2	89.1
ある程度の年齢までには結婚するつもり	—	60.4	52.8	48.6	—	54.1	49.2	42.9
理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない	—	37.5	45.5	50.1	—	44.5	49.6	56.1
一生結婚するつもりはない	2.3	4.5	4.9	6.3	4.1	4.6	5.2	4.9

(注) 全国の18歳以上35歳未満の未婚男女を対象とした調査(1997年は速報値)。

資料:国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

図2-24 結婚相手の条件項目別,考慮・重視する未婚者の割合

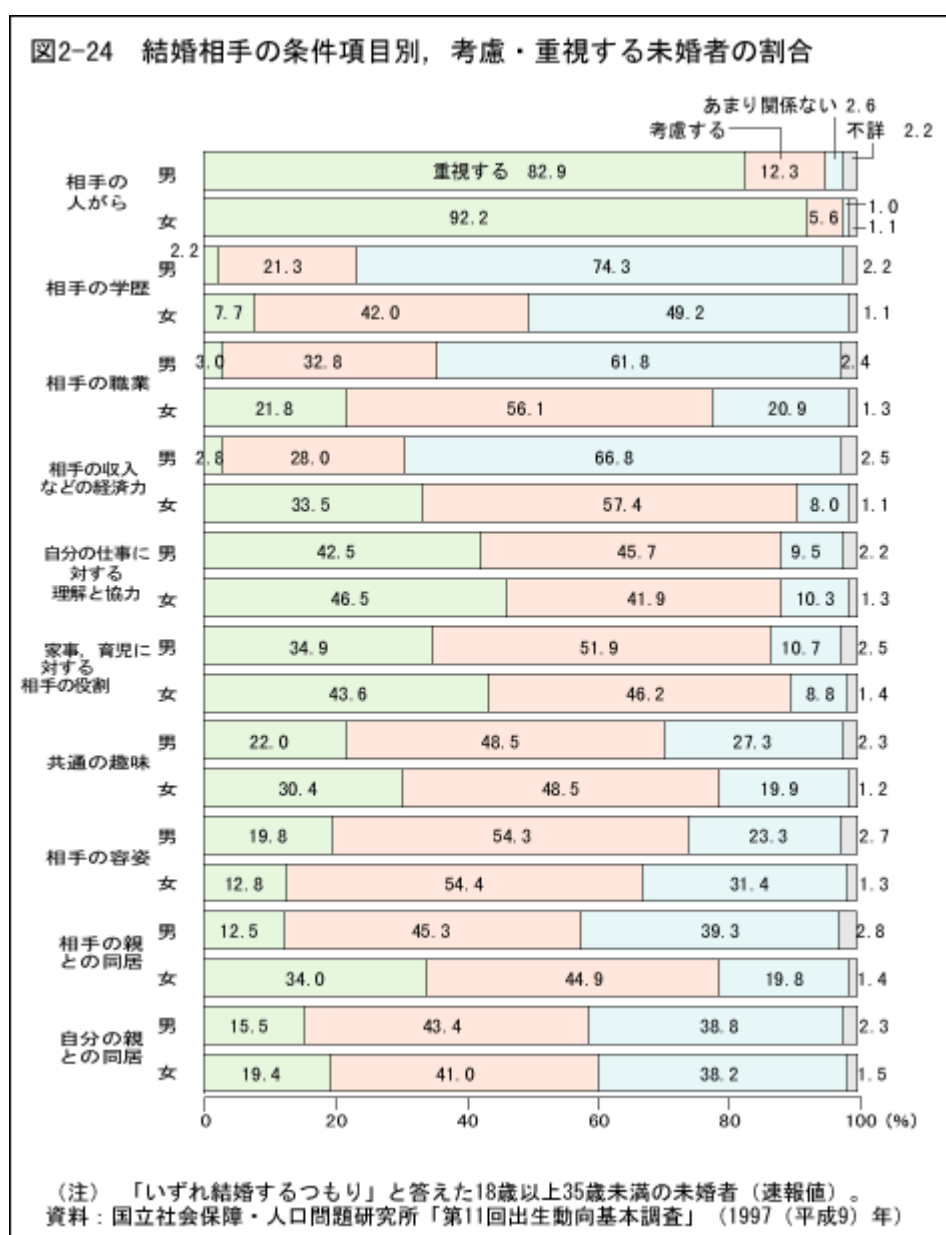
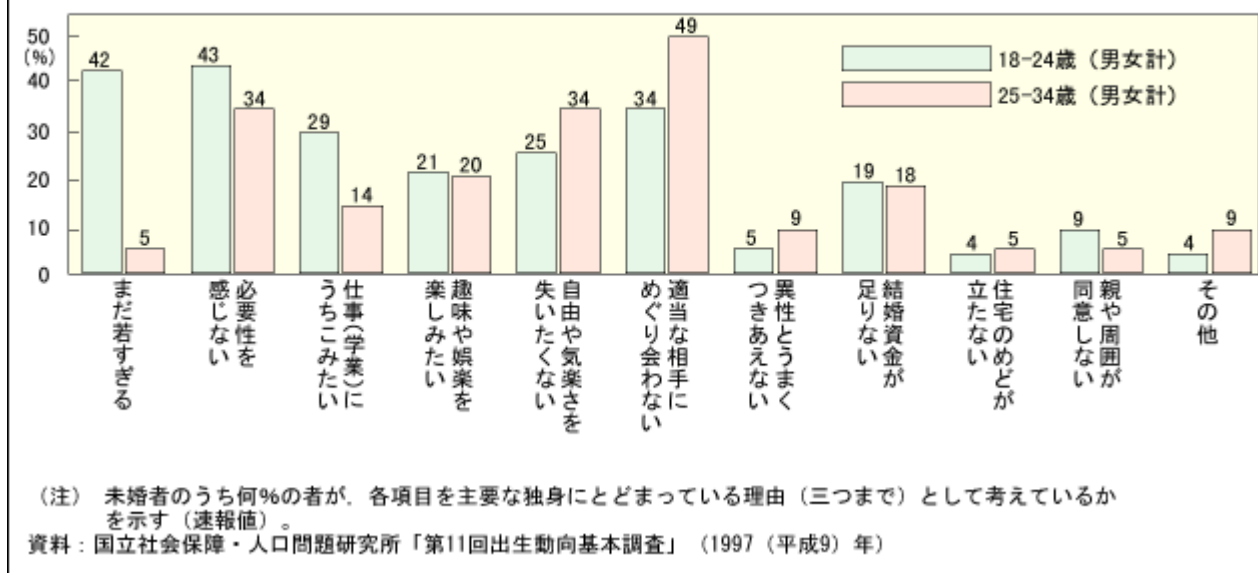


図2-25 独身の理由

図2-25 独身の理由



3-1 平均初婚年齢は上昇し続けている。

夫婦の平均初婚年齢は、1970年代半ば以降男女ともにほぼ一貫して上昇を続け、1996(平成8)年には男性28.5歳、女性26.4歳となっている。

しかし、夫婦が出逢ったときのそれぞれの平均年齢は、1970年代後半からほぼ横ばいとなっており、最近の晩婚化の進行は、出逢いから結婚に至る交際期間の長期化により生じているといえる。

3-2 適齢期に対する意識は薄れてきている。

我が国では未婚男女の約9割が「いずれ結婚するつもり」であるとしており、その割合は徐々に減少してはいるものの、結婚に対する意識は依然として強い。

結婚に対する態度については、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」とするいわば年齢重視派は、1987(昭和62)年には、男性60.4%、女性54.1%であったのが、1997(平成9)年には、男性48.6%、女性42.9%と男女ともに減少し、「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」とするいわば理想重視派が増加している。このように、いわゆる「適齢期」にこだわることなく、結婚に関して、年齢よりも理想の相手を見つけることを重視する傾向が強まっていることがうかがわれる。

なお、35歳未満の未婚者の平均希望結婚年齢は、男性で29.3歳、女性で27.4歳となっており、5年前に比べ、男性で0.4歳、女性で0.9歳それぞれ上昇している。

3-3 女性の約9割は、結婚相手に求める条件として「経済力」を重視又は考慮している。

独身男性の約8割、女性の約9割が、結婚相手に求める条件として「人がら」を重視している。また、男女とも「自分の仕事に対する理解と協力」「家事、育児に対する相手の役割」がこれに続いている。男女で大きな差異が見られる項目として「経済力」や「職業」が挙げられる。女性の33.5%が「経済力」を、21.8%が「職業」を重視している(「考慮する」とする割合を含めると、それぞれ90.9%、77.9%)

のに対し、これらの項目を重視する男性の割合は、それぞれわずか2.8%、3.0%（同30.8%、35.8%）に過ぎない。

女性の、結婚相手に対する「経済力」重視は、男は外で仕事をして稼ぎ、女は家庭を守るという根強い男女の役割分業意識の反映、とも見てとれる。

また、25～34歳の独身の理由は「適当な相手にめぐり合わない」が49%で一番多いが、「自由や気楽さを失いたくない」も34%となっており、結婚が自由の制約要因と意識されていることには留意する必要がある。

3-4 国際結婚は、年間全婚姻件数の3%以上を占めるようになっている。

1965（昭和40）年には、夫婦の一方が外国籍である婚姻件数は全婚姻件数のわずか0.4%に過ぎなかったが、1981（昭和56）年に初めて1%を超えて以降1980年代後半に一気に増加し、1996（平成8）年では3.6%、婚姻件数にして28,372件となっている。

国籍別で見ると、妻が外国籍の場合は韓国国籍・北朝鮮籍の者との婚姻が、夫が外国籍の場合は米国籍の者との婚姻が多数を占めていたが、近年では多様化が進んでいる。

また、1965（昭和40）年には「妻日本人・夫外国人」という組合せが「夫日本人・妻外国人」という組合せの約3倍の婚姻件数だったのが、1995（平成7）年には、「夫日本人・妻外国人」という組合せが「妻日本人・夫外国人」という組合せの約3倍の婚姻件数と逆転している。

第1編

第1部 少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—

第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族

第2節 結婚, 妊娠・出産

4 結婚後の姓

表2-26 夫婦の姓に関する経過

1870(明治3)年	平民の苗字使用が許される。
1876(明治9)年	太政官指令「婦女人ニ嫁スルモ仍木所生ノ氏ヲ用フヘキ事」
1898(明治31)年	明治民法が施行され, 妻は夫の家の姓を名乗ることとされる。
1947(昭和22)年	民法が改正され, 夫婦いずれの姓を名乗ってもよいが, どちらか一方の姓とする(同姓)こととされる。
1996(平成8)年	法制審議会が, 選択的夫婦別姓制度の導入を法務大臣に答申

表2-27 自分の姓(苗字)を結婚生活で犠牲にしてもよいと考える割合

全体	55.6%
男性	21.4%
女性	71.5%

(注)全国の未婚男女で「結婚生活で犠牲にしてもよいものがある」と答えた者。

資料:1997(平成9)年度厚生省心身障害研究「少子化についての専門的研究」

図2-28 職場での旧姓使用について

表2-28 職場での旧姓使用について

(単位：%)

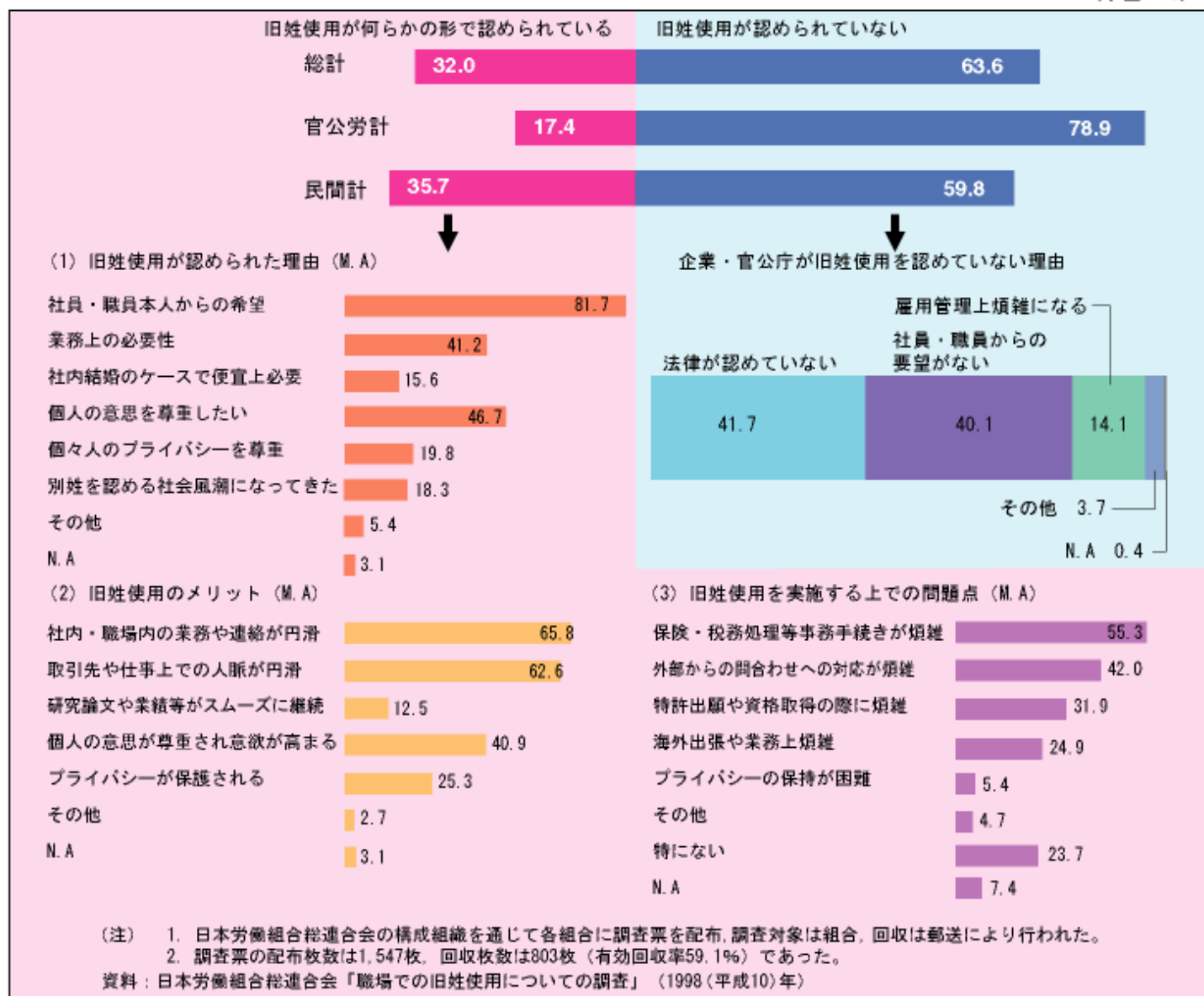


表2-29 民法の一部を改正する法律案要綱(平成8年2月26日 法制審議会総会決定) -抄-

表2-29 民法の一部を改正する法律案要綱(平成8年2月26日 法制審議会総会決定) -抄-

第三 夫婦の氏
 一 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。
 二 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならないものとする。

図2-30 選択的夫婦別氏制度の導入について

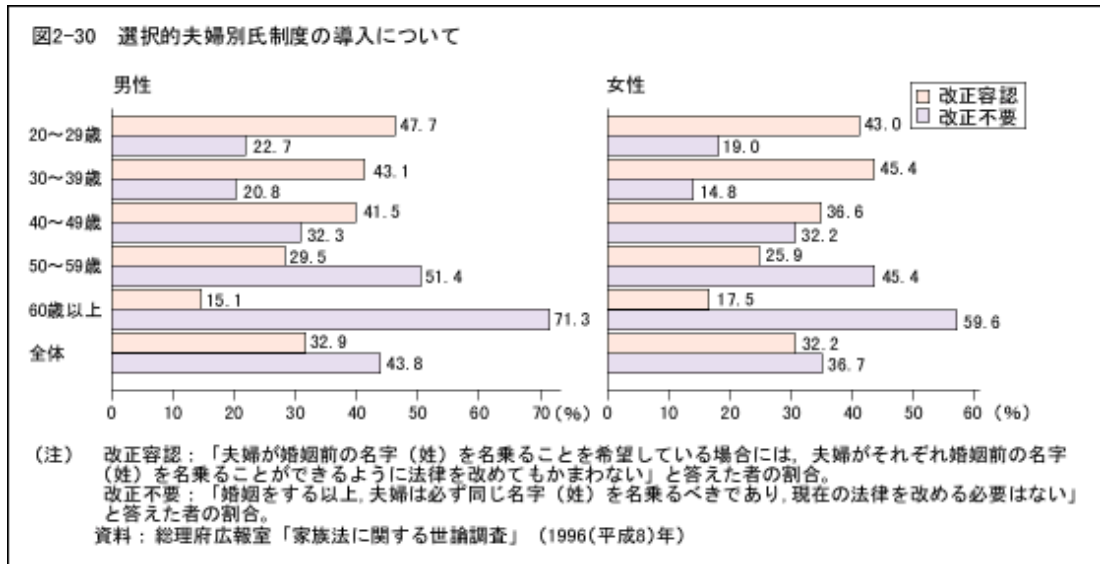
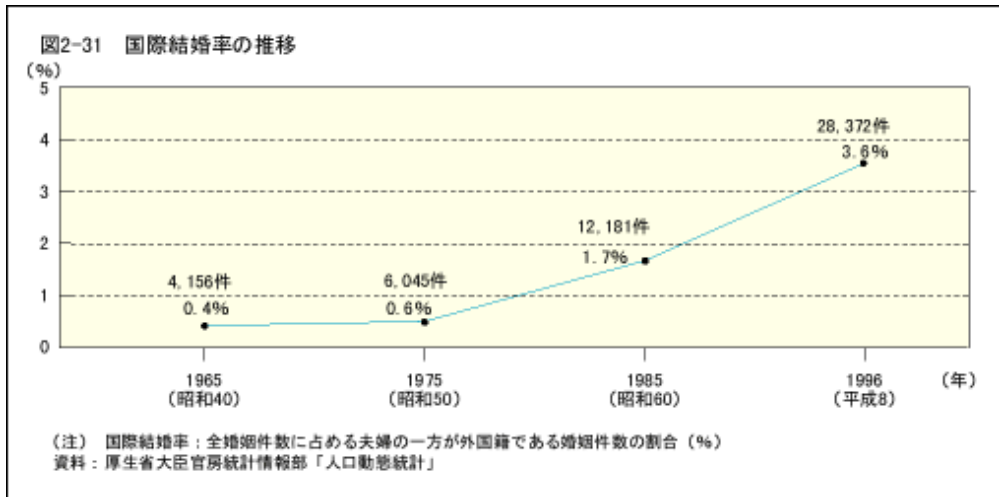


図2-31 国際結婚率の推移



4-1 夫婦同姓の歴史は意外に浅い。

夫婦同姓は日本の伝統であると思われがちであるが、その歴史は意外に浅い。武士階級では夫婦別姓であったし、明治の初期に平民が苗字を持つことを許されて以降も、1876(明治9)年に「婦女人二嫁スルモ仍ホ所生ノ氏ヲ用フヘキ事」という太政官指令が出されるなど夫婦は別姓であった。

夫婦同姓が強制されることとなったのは、1898(明治31)年に明治民法が施行され、「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」(788条)「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」(746条)と定められて以降の100年足らずのことである。

戦後改正された民法においては、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」(750条)と規定され、夫婦同姓制度そのものは維持され、現在に至っている。

4-2 姓の選択は現実には、女性の圧倒的多数が夫の姓を名乗っている。

現行の民法においては、先に述べたとおり、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻のどちらの姓を称してもよい

こととされ、形式的には「夫の姓と妻の姓」の選択は対等の関係にあるが、現実には、女性が夫の姓を名乗る割合は、年次的に微減してはいるが、1996(平成8)年で97.3%と圧倒的多数を占めている。

このような現実の下で、半ば「結婚すれば女性が改姓する」ことが当たり前と受け止められているため、20代・30代を中心にした調査によれば、結婚生活によって「自分の姓」を犠牲にしてもよいと考えている未婚男性は約2割にとどまっているのに対し、未婚女性の約7割は犠牲にしてもよい、と考えており、男女の意識に大きな開きが見られる。

4-3 選択的夫婦別姓の導入については、若い世代では容認派が多くなっている。

婚姻の際に、同姓とするか、各自の婚姻前の姓を名乗るかどうかの選択の自由を認めようとするいわゆる選択的夫婦別姓制度の導入を巡っては、法務大臣の諮問機関である法制審議会において審議され、1996(平成8)年2月に答申された「民法の一部を改正する法律案要綱」に盛り込まれたところであるが、国民の意見が大きく分かれていることから、国会に提出されるに至っていない。

1996年に行われた総理府の世論調査によれば、選択的夫婦別姓制度の導入について、「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」と答えた者(以下「改正不要派」という。)の割合が39.8%、「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた者(以下「改正常認派」という。)の割合が32.5%、「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきだが、婚姻によって名字(姓)を改めた人が婚姻前の名字(姓)を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」と答えた者の割合が22.5%となっており、改正不要派の割合が、改正常認派の割合を上回っている。

しかし、これを年代別で見ると、男性・女性とも、50歳未満の年代では、改正常認派が改正不要派を上回っており、特に30歳代の女性では、改正不要派14.8%、改正常認派45.4%と、改正常認派が改正不要派を大きく上回っている。他方、60歳以上の男性では、改正不要派が71.3%、改正常認派が15.1%と、改正不要派が改正常認派を大きく上回っている。

改正常認派のうち、希望すれば夫婦がそれぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるように法律改正された場合、別姓を名乗ることを希望する者の割合は16.3%、希望しない者の割合は51.5%となっており、容認派の多くは、自らが別姓を望んでいるというよりは、多様な生き方、価値観を認めるという考えに立っているものと考えられる。

このように選択的夫婦別姓制度の導入を巡っては、年代別に意識が大きく異なっており、更なる国民的な議論が求められるが、その際には、これから結婚を控えた若い年代層で改正常認派が多くなっていることを十分念頭に置く必要がある。

第1編

第1部 少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—

第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族

第2節 結婚, 妊娠・出産

5 妊娠・出産

図2-32 意図しないで生まれた子どもの出現率

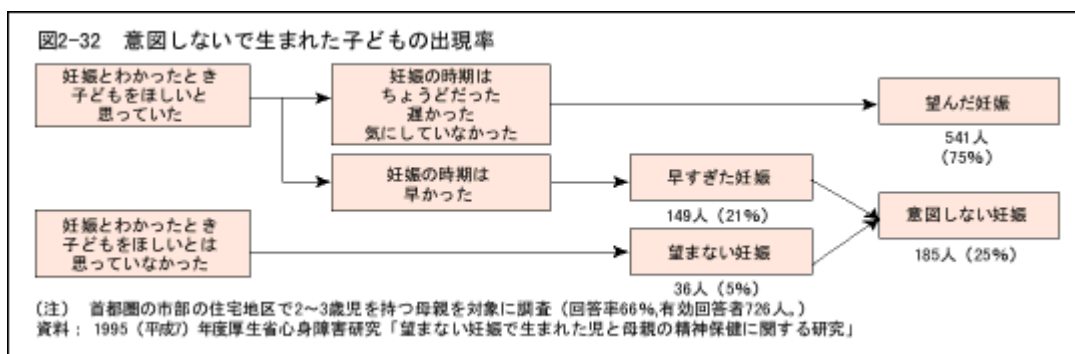


図2-33 人工妊娠中絶実施率と件数

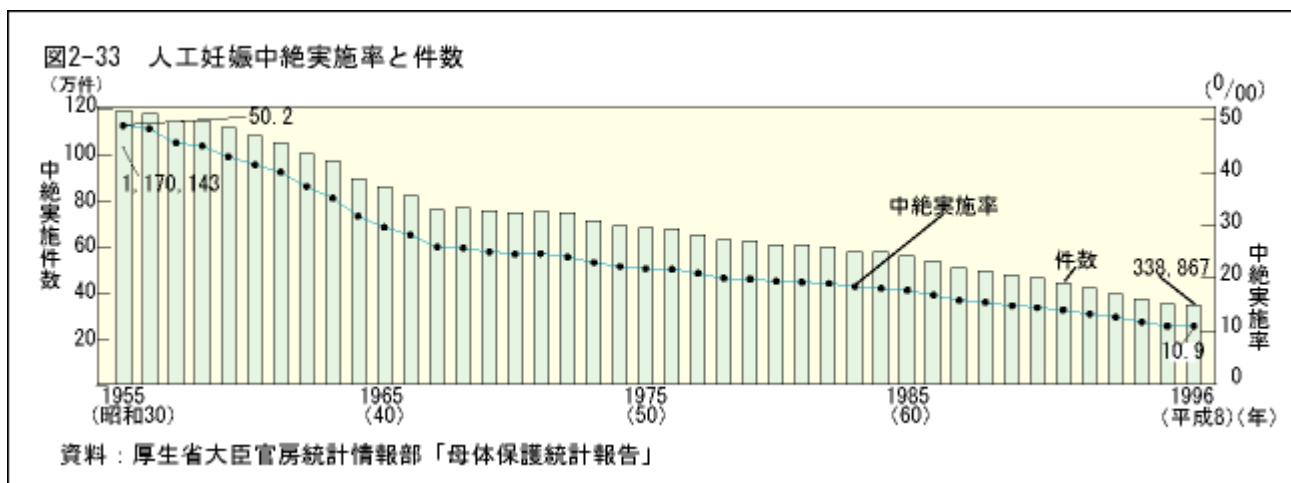


表2-34 年齢階級別人工妊娠中絶実施率

表2-34 年齢階級別人工妊娠中絶実施率

		20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
1955年 (昭和30)	率 (0/00)	3.4	43.1	80.8	95.1	80.5	41.8	5.8
	件数	14,475	181,522	309,195	315,788	225,152	109,652	13,027
1996年 (平成8)	率 (0/00)	7.0	16.8	14.5	16.7	16.1	7.3	0.6
	件数	28,256	80,743	66,833	66,045	62,069	31,227	3,583

資料:厚生省大臣官房統計情報部「母体保護統計報告」

図2-35 避妊方法の変化

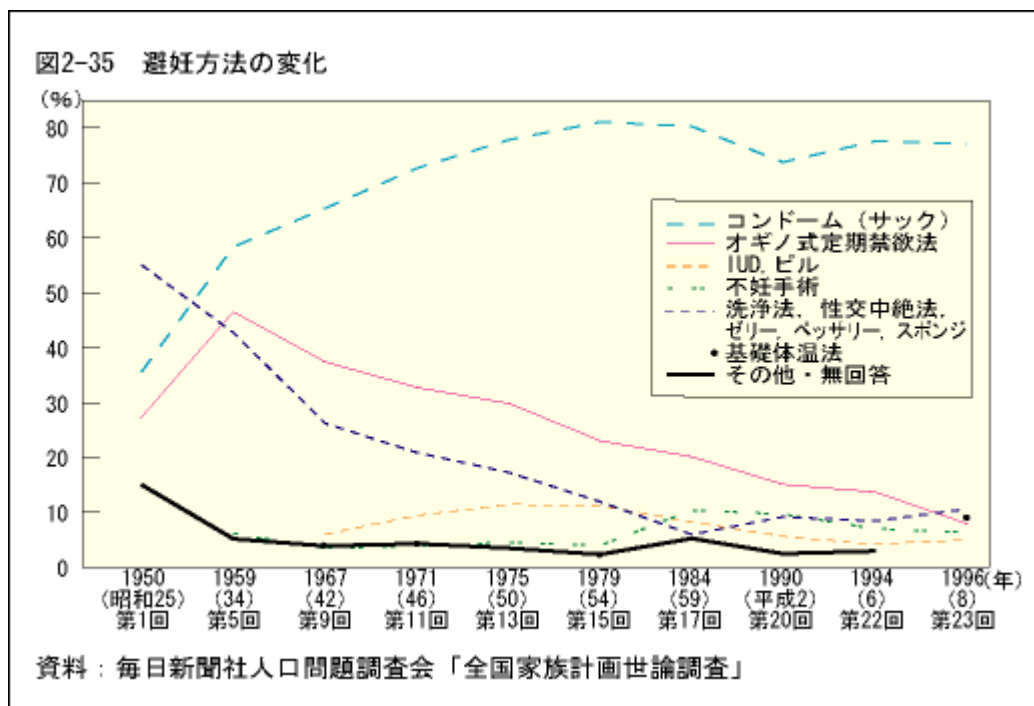


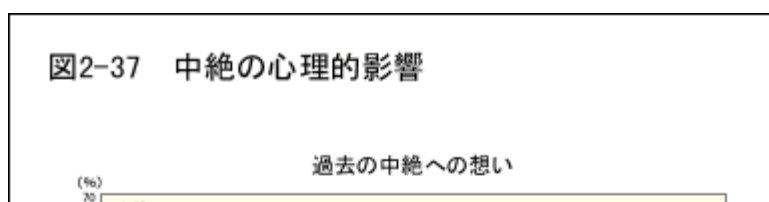
表2-36 各種避妊法についての妊娠率(使用1年目に何%が妊娠するのか)

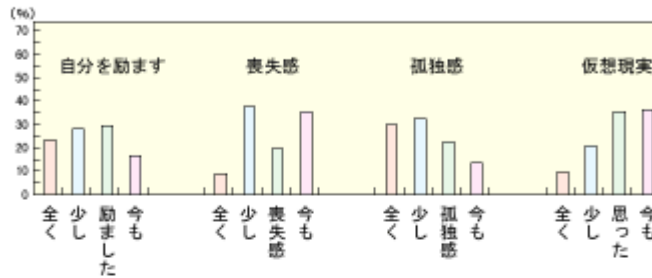
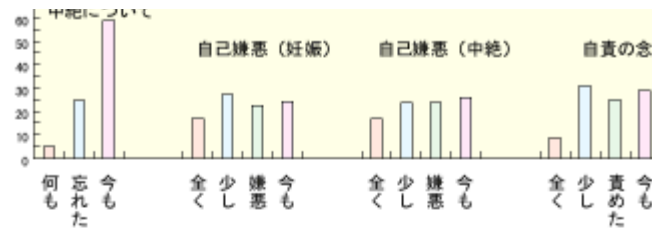
表2-36 各種避妊法についての妊娠率(使用1年目に何%が妊娠するのか)

方法	きわめて正確に使用	安易な使用
ピル	0.1	3
不妊手術	男	0.15
	女	0.4
IUD	1	6
コンドーム	2	12
定期禁欲法	2～10	20
殺精子剤	3	21
避妊せず	89	

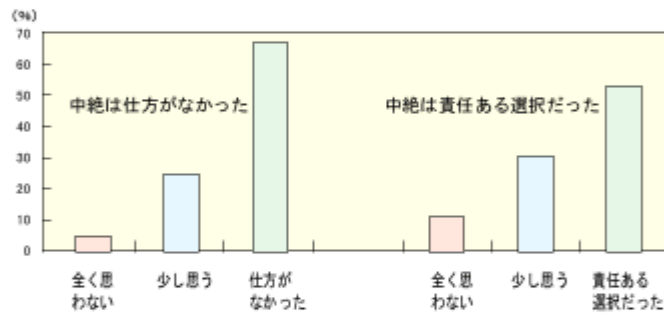
資料:FDA添付文書

図2-37 中絶の心理的影響

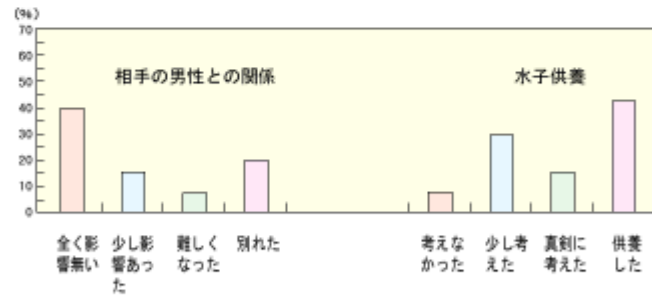




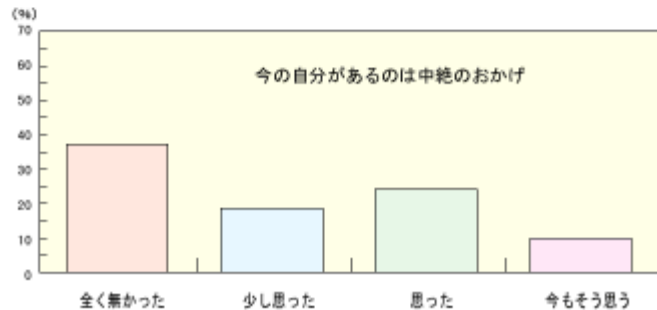
中絶を選んだことについて



中絶手術を受けた後に



中絶のメリット



(注) 因子分析で抽出した4つの因子ごとにグラフにまとめたもの。
資料：1995(平成7)年度厚生省心身障害研究「望まない妊娠等の防止に関する研究」

■ 高等学校教育における「家族計画」の教育内容 ■

家族計画と受胎調節

1)

家族計画とは 家庭のしあわせを追求する立場から、子どもの産みかた（子どもの数と産む間隔など）を計画することを家族計画といいます。（以下、中略）

2)

受胎調節 家族計画を実行するための手段として、ふつうもちいられているのが受胎調節です。のぞむときには妊娠（受胎）をしやすくし、のぞまないときには妊娠をふせいで、妊娠を調節することをいいます。

のぞまない妊娠をふせぐことを、とくに避妊といいます。その原理は、妊娠が成立する過程のいずれかをしゃ断してしまふことですが、双方にとって無害で利用しやすいものでなければなりません。表1（略）はそのおもな方法です。

人工妊娠中絶

1)

人工妊娠中絶とは 必要なときに避妊を怠ったり、その方法を誤ったりすると、のぞまない妊娠がおこりえます。わが国では、妊娠した場合でも特別な理由が存在するとき、手術によって人工的に胎児を母体外に排出させることが、母体保護法でみとめられています。これを人工妊娠中絶といいます。（以下、中略）

2)

人工妊娠中絶の問題点（前略）中絶の時期が遅くなればなるほど、手術にともなう母体への身体的負担は大きくなります。しかも、そのころには、ほとんどの人が胎児の動き（胎動）を感じるまでになっており、精神的な傷でも大きな傷をのこすことはさけられません。また、たとえ妊娠の初期であっても、手術後の安静を怠ったり、中絶を何回もくりかえすようなことがつづけば、母体の健康はそこなわれていきます。妊娠をのぞまないときには、確実に避妊すべきなのです。

(文部省検定済教科書「現代高等保健体育」大修館書店より)

表2-38 不妊患者の原因(重複あり)

表2-38 不妊患者の原因(重複あり)

	(%)
男性に原因のあるもの	25.9
女性に原因のあるもの	65.3
卵管	19.7
卵巣(排卵障害を含む)	32.9
子宮	9.6
その他	15.4
機能性	21.5

(注) 1. 施設を対象としたアンケート調査による。

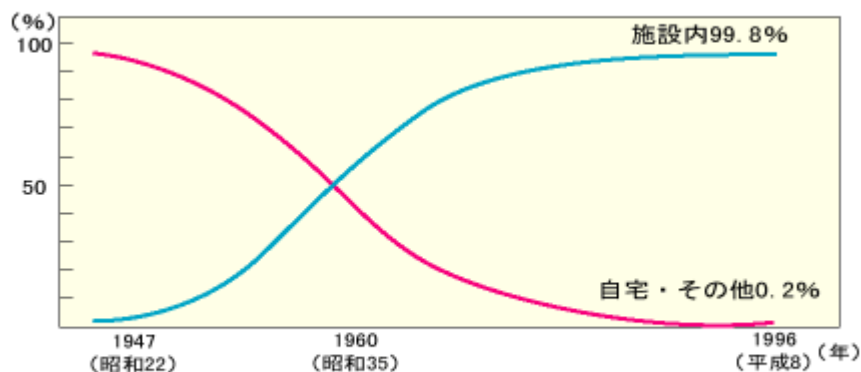
回答があったのは166施設。

2. 機能性不妊とは種々の診断検査により不妊原因が不明のものをいう。

資料:1997(平成9)年度厚生省心身障害研究「不妊治療の在り方に関する研究」

図2-39 出生の場所別割合の年次推移

図2-39 出生の場所別割合の年次推移



(注) 施設内は病院・診療所・助産所の合計
資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

■ ラマーズ法と夫立会出産 ■

ラマーズ法とは、1951（昭和26）年、フランスの産科医ラマーズ（Lamaze）が、ソビエトの精神予防性無痛分娩を基礎に独自の出産法を提唱したのが始まり。ラマーズ法は、呼吸法と弛緩法（リラクゼーション）を中心に、産婦の分娩意欲と自信を持たせる手法で、分娩時の痛みを薬剤を用いずに和らげる。

ラマーズ法では、分娩の際の呼吸法、弛緩法の援助者が重要な存在であり、アメリカや日本ではその役割を夫が果たすことが多い。ラマーズ法の普及と「出産も夫婦共同の作業」という意識の浸透により、欧米では、出産の際、夫が協力、立ち会うことが一般的になっているといわれる。

我が国でも、夫立会の出産が増えつつあるといわれる。分娩に立ち会うことで、夫婦の絆を深めたり、夫の子どもに対する愛着を高める効果があるという指摘がある反面、出産場面を見たことで夫が性欲を失うことも時折見られる。

表2-40 生涯を通じた女性の健康支援事業の概要

表2-40 生涯を通じた女性の健康支援事業の概要

<p>1 事業内容</p> <p>(1)女性の健康支援事業</p> <p>ア 健康教育事業</p> <p>女性は、妊娠、出産、月経不順、更年期障害等男性にはない、女性特有の身体的特徴を有していることから、不妊症を含む器質的障害および機能的障害を有することがあるため、女性のしおり等の健康教育教材を用い、生涯を通じた女性の自己の健康を維持・管理するための教育を行う。</p> <p>1)健康教室の開催</p> <p>2)講演会等の開催</p> <p>イ 女性の健康相談指導事業</p> <p>婦人科的疾患および更年期障害、出産についての悩み、不妊等、女性の健康に関する一般的事項を中心に、気軽に相談できる相談窓口の設置や相談員の養成をするための研修会を実施する。</p> <p>1)相談員の設置(一般相談員)</p> <p>2)一般相談員の研修</p> <p>(2)不妊専門相談センター事業(不妊専門相談)</p> <p>不妊に悩む夫婦に対し、各人の健康状況に応じた的確な不妊の治療方法等を相談指導する相談窓口の設置や専門相談員の養成をするための研修会を実施する。</p> <p>1)相談員の設置(専門相談員)</p> <p>2)専門相談員の研修</p> <p>2 実施主体および実施か所数 都道府県、指定都市、中核市 5か所(平成9年度末現在)</p>
--

5-1 男女が望むときに子どもを持てるよう、家族計画支援の充実が求められる。

妊娠・出産は、これまでの生活、とりわけ女性の生活に大きな変化をもたらすものであるだけに、本人が望む場合に、その望むときに子どもが持てることは、人生を過ごすに際して極めて重要なことであ

る。望む男女が望むときに子どもを持てるよう、家族計画支援の充実が求められる。

5-2 意図しない妊娠は、かなりの頻度で起こっている。

しかし、現実には意図しない妊娠は、かなりの頻度で起こっている。厚生省の研究班が2～3歳児を持つ首都圏の母親を対象にした調査によると、妊娠が分かった時、望んだ妊娠が75%、子どもを欲しいとは思っていたものの時期が早かった予定外の妊娠が21%、望まない妊娠が5%と、予定外の妊娠と望まない妊娠を合わせた意図しない妊娠はおおよそ4例に1例となっている。また、出生数に対する人工妊娠中絶件数は28.9%にも上っている。

この研究班の調査では、意図しない妊娠により出産した母親は、出生後もより多くのストレス体験をしている、との結果も得られている。また、児童相談所で取り扱った被虐待児童の13%が「望まれずに出生」しており、意図しない妊娠による出生は、親子の心身に大きな影響を及ぼす可能性が高く、重大な問題である。

5-3 10代の人工妊娠中絶率は上昇しており、また、既婚女性の中絶も多い。

我が国の人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）は、1955（昭和30）年の50.2から避妊の普及などにより1970（昭和45）年の24.8へと大きく低下した。その後は緩やかに低下し、1996（平成8）年の実施率は10.9となっている。

年齢別に女子人口千対の人工妊娠中絶実施率を見ると、他の年齢階級では1955年に比べて低下しているのに対し、唯一10代だけは3.4から7.0へと上昇し、人工妊娠中絶件数総数に占める割合も1.2%から8.3%と大きく増加している。

また、件数は減少してきているものの、30歳から44歳までの中絶は人工妊娠中絶件数の半数近くを占めている。この年代の女性の未婚率が11.9%であることを考え併せると、既婚女性の中絶はかなり多いと推測される。

5-4 我が国の避妊方法は、コンドームが圧倒的多数を占めている。

我が国の避妊方法は戦後一貫してコンドームが主流で8割弱を占めている。コンドームの使用率は、国際的に見て際立って高いといわれる。

コンドームの使用は、男性の協力態度に左右される男性依存型の避妊方法である。また、米国の食品・医薬品管理庁（Food and Drug Administration；FDA）は、安易に使用した場合にはかなり高い失敗率になることを報告している。

5-5 妊娠・出産に関する教育や相談体制の充実が求められる。

人工妊娠中絶が女性の心身に大きな負担を与えるものであることを考えれば、「望まない妊娠」を避けるための取組みが求められる。

望まない妊娠が多く存在する背景には、避妊に関する知識が不十分で避妊が徹底されていないことや、避妊方法の選択肢が限られ、とりわけ女性主導の確実な避妊方法が普及していないことなどが考えられる。特に、10代の中絶が増加している状況は避妊を含めた性に関する知識の普及の必要性を、既婚女性の中絶が多い状況は確実な避妊方法の普及の必要性を強く浮かび上がらせている。

また、妊娠・出産は、女性の生活に大きな変化をもたらすものであるだけに、たとえそれが望んだ妊娠であっても不安やとまどいも少なくない。

こうした状況にかんがみ、避妊に関する知識の普及や性に関する相談を含め、妊娠・出産に関する教育

や相談体制の充実が求められる。同時に、妊娠・出産のもう一方の当事者である男性(夫)には、その選択や決定の責任を女性(妻)だけに負わせず、当事者意識を持つことで、悩みも喜びも分かち合う姿勢が求められる。

なお、女性主導の確実な避妊方法の普及という観点から、低用量経口避妊薬(ピル)の解禁を求める声も少なくない。ピルの使用については、HIV感染など性感染症の拡大への懸念なども指摘されており、こうした点を含め、現在、中央薬事審議会においてピルの製造(輸入)承認申請について審議が続けられている。

5-6 不妊治療には、当事者への十分な情報提供と説明、当事者の納得が求められる。

俗に「夫婦の10組に1組は不妊」といわれるように、不妊に悩む夫婦は少なくない。不妊原因の実態に関する抽出調査によると、男性原因の不妊は約26%、女性原因の不妊は約65%、原因不明の機能性不妊は約22%となっている。

1997(平成9)年に行われた総理府の世論調査によれば、「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」という考え方に賛成する割合は、5年前の約3割から約4割に増加し、子どもを持たないことに対する社会の意識は寛大になってきているが、それでもなお半数が反対しており、「夫婦は子どもを持つべき」という規範は根強い。

こうした中で、不妊に悩む夫婦を心理的に追い込んでほしくないことはもちろんであるが、不妊治療に関しては、不妊に悩む人が、不妊治療を受けるか否か、受ける場合はどのような治療を受けるのか、そしてどこまで継続するのかを主体的に決定できるように、不妊治療に関する十分な情報提供と説明が求められる。

不妊治療は、大別すると1)排卵誘発剤などを用いる薬物治療2)卵管形成手術などの外科的治療3)人工授精、体外受精などに分けられる。非配偶者間の人工授精や体外受精などは、生命倫理の観点から議論がある。

5-7 近年、医療施設に任せきりの「お産」を見直す機運が高まっている。

戦前、戦後しばらくの間は一般的であった自宅出産はその後急速に減少し、現在、病院・診療所・助産所の施設内の出産が99.8%とほとんどを占め、自宅を含めた施設外の出産はわずか0.2%となっている。

施設内出産の普及・一般化は、医学的管理の下で妊産婦死亡率や新生児死亡率の改善に大きく寄与してきた反面、産婦を夫や家族から遠ざけたり、産婦自身の出産に対する主体性を失わせることとなった。

近年では、こうした出産に対する反省から、医療施設に任せきりのお産ではなく、産婦自身が分娩の際の体位や夫の立会など自らが望む分娩やラマーズ法に代表される自然分娩を主張し始め、施設側の意識も変わりつつある。また、夫の立会はそのもたらす効果に長短はあるものの、子育てはもちろん、出産も「夫婦共同の作業」ととらえる夫婦関係の新たな潮流としても注目される。

5-8 リプロダクティブヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)の概念を踏まえた女性の生涯を通じた健康支援と自己決定の尊重が求められている。

リプロダクティブヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)という概念は、1994(平成6)年に開催された国際人口・開発会議において提唱されたものである。

この概念は、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すものである。

女性は、妊娠や出産の仕組みが備わっている性として、妊娠・出産期のみならず、思春期・更年期など生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面し、心身や生活の状況が大きく変化し得る。こうした

女性特有の問題を踏まえ、リプロダクティブヘルス／ライツの概念を踏まえた女性の生涯を通じた健康支援を図っていくことが重要である。

また、子どもを持つ持たない、産む産まないの決定については様々な議論が存在するが、妊娠・出産が女性の心身に大きな影響を及ぼし、また、その人生設計を大きく左右し得るものであることにかんがみれば、女性の自己決定は十分尊重されるべきである。

同時に、その際には、女性の妊よう性（妊娠しやすさ）は、個人差はあるが一般には、年齢が高くなれば低下が見られ、出産できる年齢にも一定の限界があることなどにかんがみ、「望むときに出産できる」ために必要な情報が適切に提供されることが求められる。

第1編
 第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会をー
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第3節 夫婦
 1 就業分担

図2-41 主婦の就業状態

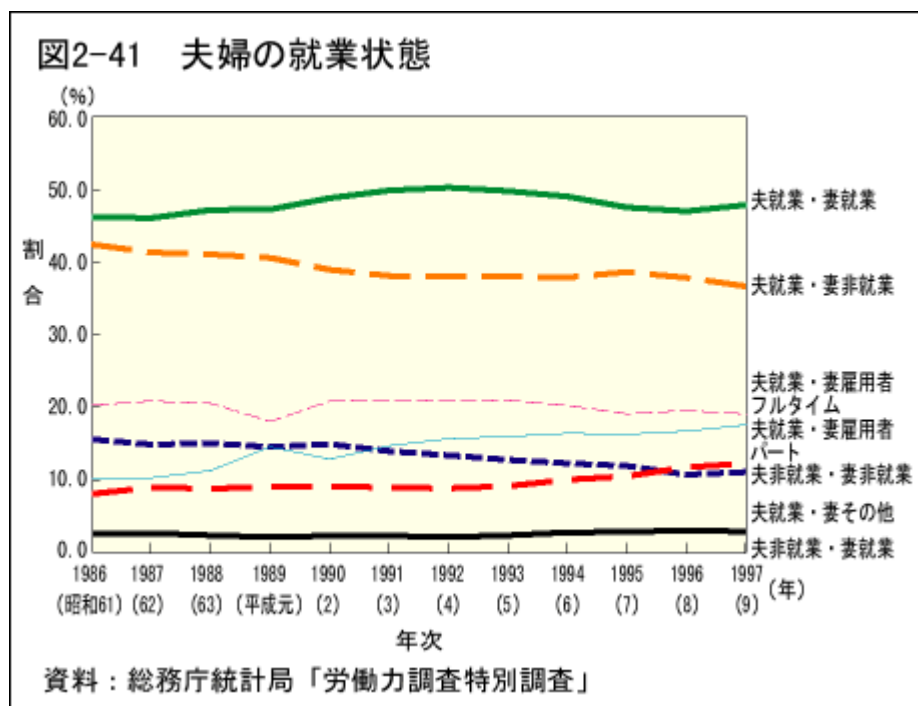


表2-42 世帯類型別共働き夫婦割合

表2-42 世帯類型別共働き夫婦割合

全体	夫婦のみ	夫婦・子ども	夫婦・親・子ども
47.9%	36.5%	49.6%	67.6%

資料：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(1997(平成9)年2月)

表2-43 末子の年齢別、世帯の家族類型別妻の無業割合

表2-43 末子の年齢別、世帯の家族類型別妻の無業割合

	総数	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～14歳
夫婦・子どもの世帯	54.2	74.4	53.7	42.3	37.7	33.0
夫婦・子どもと親から成る世帯	34.2	56.9	34.9	24.4	18.6	22.9

(注) 1. 完全失業者及び非労働力人口を無業としている。
2. 総数は末子の年齢が15歳未満の合計

資料:総務庁統計局「労働力調査特別調査」(1997(平成9)年2月)

図2-44 夫の年収が上がると低下する妻の有業率

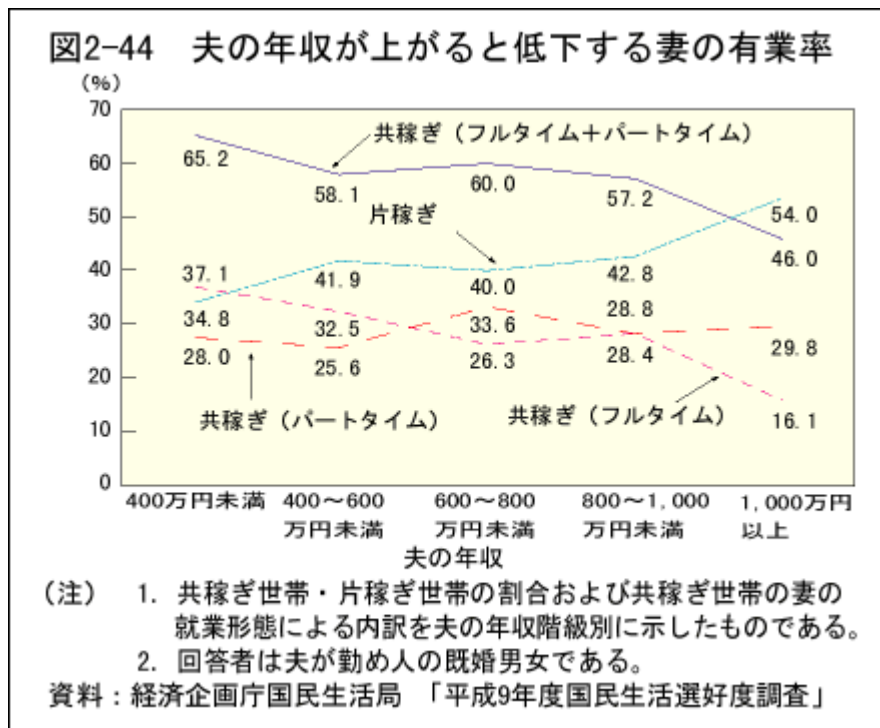


表2-45 就業している有配偶女性の「働く理由」の就業形態・職業別パーセント分布

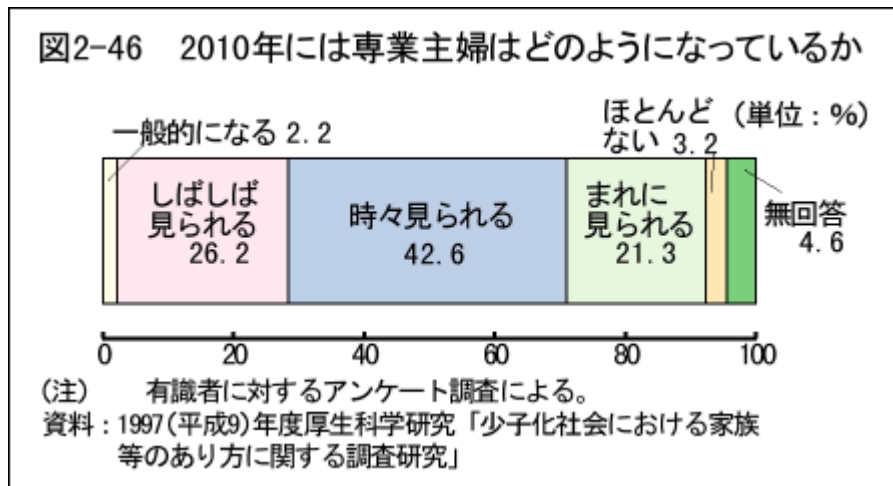
表2-45 就業している有配偶女性の「働く理由」の就業形態・職業別パーセント分布

働く理由	就業者全体	専門職	事務職・職人	パート・バイト	家業手伝い	自営業・その他
家族・家庭の経済的理由						
子供の教育費を得るため	25.1	23.9	27.0	33.7	8.4	16.1
住宅ローンを返すため	10.4	10.4	13.6	12.9	1.8	6.5
夫の収入が少ないから	20.4	21.5	28.3	23.7	3.5	12.9
(小計)	(55.9)	(55.8)	(68.9)	(70.3)	(13.7)	(35.5)
自己の自立・向上及び精神的						
能力を生かすため	9.3	27.6	8.1	5.1	1.3	18.7
経済的に自立したいから	13.7	28.2	22.3	8.3	0.9	14.2
生きがいだから	15.2	38.0	14.2	10.0	6.6	23.9
社会的視野を広げるため	22.3	19.6	30.2	25.8	6.6	16.8
(小計)	(60.5)	(113.4)	(74.8)	(49.2)	(15.4)	(73.6)
その他の理由						
家業だから	14.8	3.7	4.7	1.3	64.2	25.2
子育てを終えて時間がある	15.9	3.7	10.0	29.9	6.6	9.0
その他	3.6	2.5	3.9	4.2	0.9	6.5
(小計)	(34.3)	(9.9)	(18.6)	(35.4)	(71.7)	(40.7)
無回答	9.6	1.8	6.3	2.5	4.9	7.1
(回答者数)	(1,453)	(163)	(381)	(528)	(226)	(155)

(注) 2つまでの回答が許されているため、合計は100%を超える。

資料:毎日新聞社人口問題調査会「第23回全国家族計画世論調査」(1996(平成8)年)

図2-46 2010年には専業主婦はどのようになっているか



1-1 夫婦の約半数は共働きである。

1997(平成9)年の調査によると、夫婦の47.9%が共働き世帯であり、夫就業、妻非就業のいわゆる専業主婦世帯の36.7%を上回っている。

世帯類型別の夫婦の共働き割合を見ると、夫婦・親・子どもの三世帯世帯が67.6%と一番高くなっている。

親と同居している夫婦は、家事・子育てについて親からの支援が受けられるため、同居していない夫婦より共働きの割合が高くなっているものと考えられる。

1-2 子どもの年齢が低い層では片働きが多い。

末子の年齢別に妻の就業状況を見ると、末子の年齢が3歳未満の場合、妻が無業である割合は、夫婦と子どもからなる世帯の場合で74.4%とかなり高い。

妻が無業である割合は、15歳未満では末子年齢が高くなるほど低い。また、親と非同居の場合よりも同居の場合の方が低い。

共働き夫婦が多数になった現在でも、子育てに手のかかる乳幼児期においては、「夫は仕事、妻は家事・育児」の役割分担関係が成り立っている。

1-3 夫の所得が高くなるほど、妻の有業率は下がる。

夫の所得別の妻の就業状況は、夫の所得が高くなるにしたがって妻の有業率は下がる傾向が見られる。1997(平成9)年の経済企画庁の調査によると、夫の年収が400万円未満では、妻の有業率は65.2%であるのが、800~1,000万円未満では57.2%に、1,000万円以上になると46.0%まで低下している。かなりの割合の専業主婦家庭は、経済的に裕福であると推察される。

こうした傾向は、就業している有配偶女性の「働く理由」として、約2割の者が「夫の収入が少ない」ことを挙げ、また、これを含めた家族・家庭の経済的理由を挙げた者が半数を超えていることからもうか

がわれる。

妻の就業は、現状においては、多くの場合、家計補助としての性格が強いといえるが、その一方、「社会的視野を広げる」「経済的に自立する」などの自己の自立向上や精神的充足を理由に掲げた者も約6割に上り、今後、妻の働く意味も変わっていくと予想される。

1-4 今後、専業主婦世帯は減少していくものと予想される。

夫が就業者である場合の夫婦のうち共働き世帯の割合は増加し、他方、専業主婦世帯の割合は低下している。

この傾向は、労働力人口の減少による女性労働力に対する需要の高まりから、今後とも進展していくものと予想される。女性の雇用環境の改善や男女の役割分業の是正が進展すれば、この傾向に一層の拍車がかかるであろう。

また、経済基調が変化する中で、また、たとえ大企業の雇用者であっても倒産・失業の危険が現実的な不安になる中で、妻は夫に全面的に経済的に依存し続けられる保証がなくなっている。こうした状況の中で、個人の経済的自立を確保するため、あるいは夫婦の失業の危険を分散すると同時に夫の転職の自由度を高めるため、専業主婦にとどまる妻は減少していくと予想される。

第1編
 第1部 少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第3節 夫婦
 2 家事分担

表2-47「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方について

表2-47 「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方について (%)

	賛成(小計)			反対(小計)			わからない
	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	反対		
女性							
20～29歳	41.6	10.2	31.4	54.1	35.3	18.8	4.3
30～39歳	45.8	8.9	36.9	49.3	28.6	20.8	4.9
40～49歳	42.1	9.6	32.5	52.6	31.8	20.8	5.3
50～59歳	52.6	18.6	34.0	45.5	27.9	17.5	1.9
60歳以上	69.7	35.2	34.4	24.6	16.1	8.5	5.7
男性							
20～29歳	52.4	15.5	36.9	43.2	31.1	12.1	4.4
30～39歳	62.3	13.9	48.4	32.1	23.4	8.7	5.6
40～49歳	63.2	20.1	43.1	33.9	20.1	13.8	2.9
50～59歳	66.7	20.1	46.5	28.8	18.6	10.2	4.5
60歳以上	71.7	38.1	33.5	24.0	16.0	7.9	4.4

資料：総理府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」(1997(平成9)年)

図2-48 夫婦の一日の家事関連時間(育児を除く)(週全体平均)

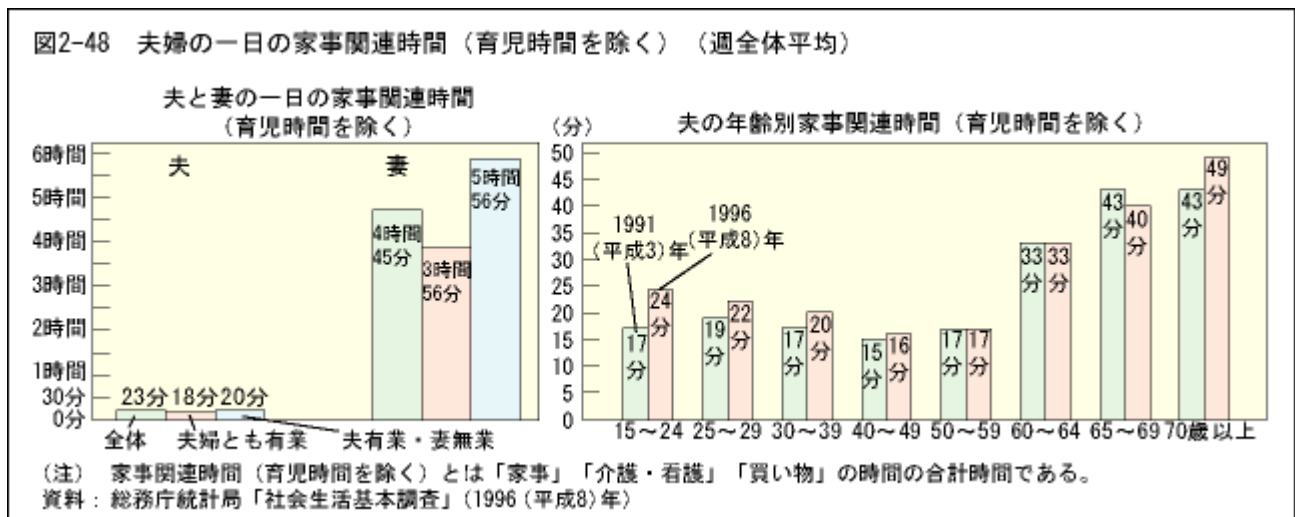
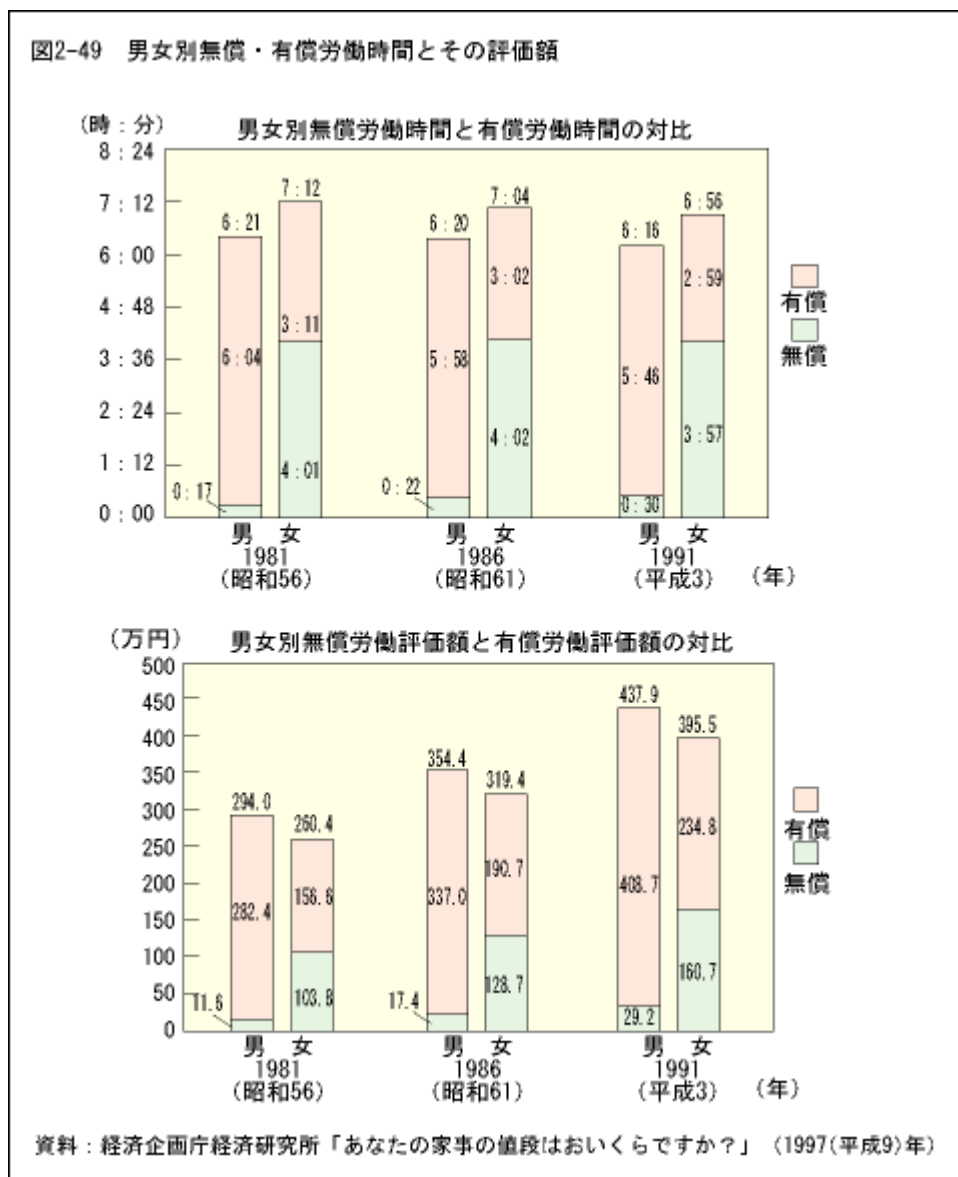


図2-49 男女別無償・有償労働時間とその評価額



2-1 妻に比べ夫の家事時間は依然として圧倒的に少ないが、若い世代を中心に増加の傾向が見られる。

「男は仕事，女は家事・育児」という男女の役割分業観に反対する者の割合は年々増加してきており，若い世代ほど反対する者の割合が高くなっており，男女の役割分業意識は薄れつつある。では，実際の家事分担の実態はどうなっているであろうか。

夫婦の1日の家事関連時間（育児時間を除く。）を見ると，夫23分，妻4時間45分と妻が圧倒的に家事を担っている。

これを共働き世帯と夫が有業で妻が無業のいわゆる専業主婦世帯に分けて見ると，共働き世帯の場合，夫18分，妻3時間56分，専業主婦世帯の場合，夫20分，妻5時間56分となっており，妻の家事関連時間は，当然ながら有業か無業かで大きな差があるが，夫の家事関連時間は，妻が有業か無業かによる差異は見られない。

共働きの夫は男女の役割分業意識が低く，一見，家事参画意識も高いようにも想像される。しかし，

「女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである」という考えに賛成する男性の割合は約9割にも達し、妻の就業に関して夫は寛容になっているが、あくまでも家事・育児と両立できるといことが前提、という意識が強く見られる。

こうした意識の中で、男女の役割分業は、従来の「男は仕事、女は家庭」から「男は仕事、女は家庭と仕事」という働く女性にとって厳しい新たな分業を強いる状況になっているといえる。しかし、年代別に見ると、若い世代を中心に夫の家事時間は増加の傾向が見られ、徐々にではあるが、男女の役割分業の実態も改善の方向に向かいつつある。

2-2 家事労働に対する評価が求められている。

家事の例としては、「炊事」「掃除」「洗濯」などが挙げられるが、これらの労働は、家族によって担われる場合には、その労働の対価は支払われないことが通常である。そして、「対価」という目に見える形での評価がなされないことが、家事は「価値を生まない」「労働ではない」といった考えや、家事労働に対する評価の低さにつながってきた。さらに、このことが、これまで家事労働を主として担ってきた女性の地位の低さにもつながってきた面がある。

しかし、家事は、基本的に人間の生活を支えるために必要なものであり、労働力の再生産機能を担うこと、そして、それが家族によって担われない場合には、外部化され、対価を支払ってサービスの提供を得ることからも明らかのように、経済的価値を有するものである。

家事に代表される無償労働（アンペイドワーク）については、欧米諸国における貨幣評価の試みや、1995（平成7）年の世界女性会議（北京）の行動綱領の中に無償労働の数量的評価の必要性が盛り込まれたことなどから、我が国でも貨幣評価の気運が高まり、経済企画庁において、1997（平成9）年、無償労働の貨幣評価についての報告書が取りまとめられた。この報告書によれば、1991（平成3）年における我が国の無償労働の評価額は、国内総生産の21.6%に当たる約99兆円と推計されている。また、男女別に見ると、男性が約15兆円、女性が約84兆円となっている。

無償労働を数量的に評価することは、無償労働の重要性に対する社会や男性の意識を高めることにつながる。すなわち、女性がこれまで主として果たしてきた役割に対する過小な評価の是正や男性の無償労働領域への参画意識を高めることが期待される。

第1編
第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を
第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
第3節 夫婦
3 家計分担

図2-50 共働き夫婦の家計費負担

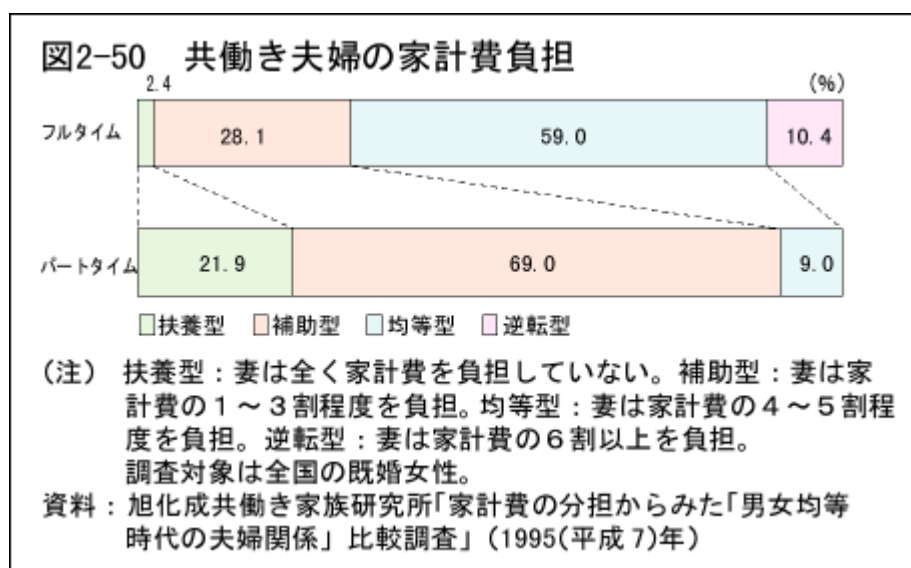
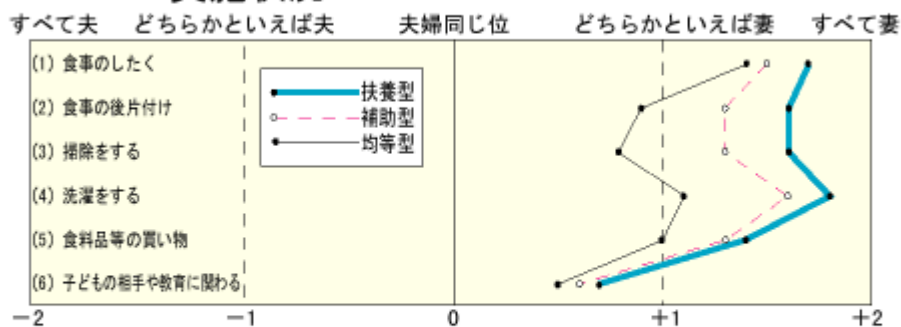


図2-51 家計費負担のタイプ別家庭生活役割の実施状況

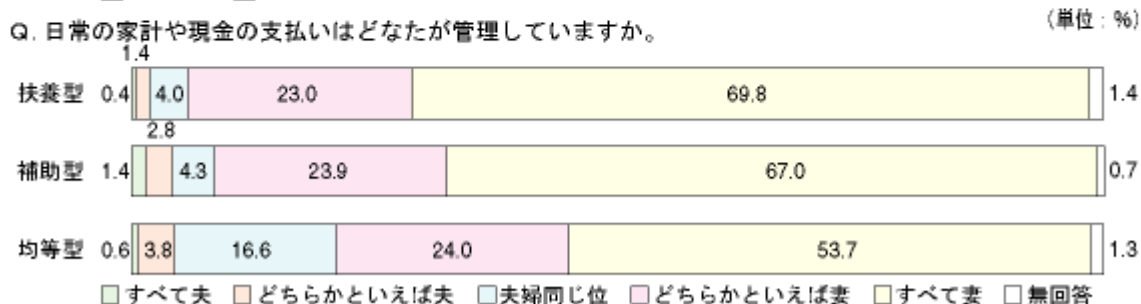
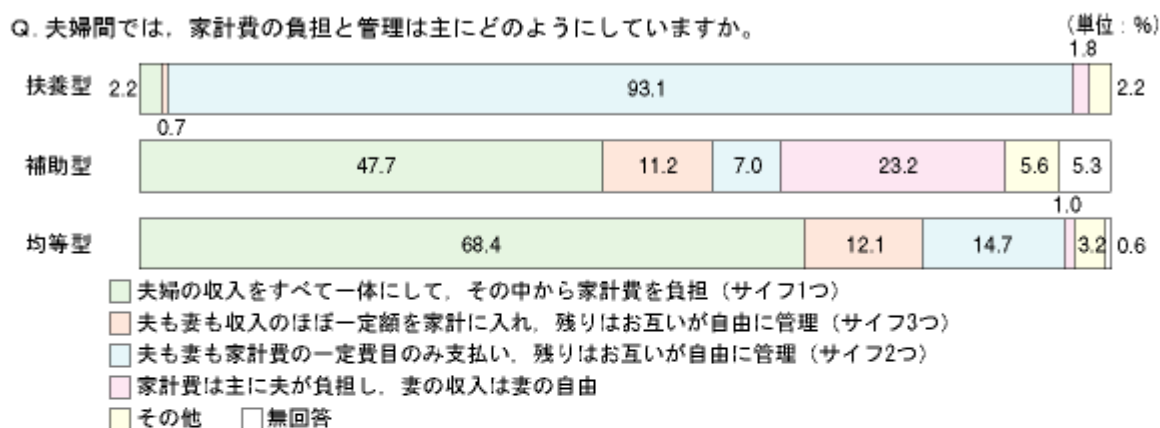
図2-51 家計費負担のタイプ別家庭生活役割の実施状況



(注) 「すべて妻」(+2) 「どちらかといえば妻」(+1) 「夫婦同じ位」(0) 「どちらかといえば夫」(-1) 「すべて夫」(-2)
 資料：旭化成共働き家族研究所「家計費の分担からみた「男女均等時代の夫婦関係」比較調査」(1995(平成7)年)

図2-52 家計費負担と管理の方法

図2-52 家計費負担と管理の方法



資料：旭化成共働き家族研究所「家計費の分担からみた「男女均等時代の夫婦関係」比較調査」(1995(平成7)年)

表2-53 家庭生活において決定権のある者

表2-53 家庭生活において決定権のある者

項目	夫	妻	夫婦	その他
土地、家屋の購入	53.2	1.9	31.5	13.3
家具、大型家庭電器製品の購入	23.2	20.1	43.7	13.1
家計費管理	9.7	70.5	15.0	4.8
全体的実権	61.7	11.6	20.5	6.3

資料：総理府広報室「男女平等に関する世論調査」(1992(平成4)年)

3-1 妻が常勤（フルタイム）就業で夫と均等に家計費を負担している場合でも，家事は妻が中心に担っている。

30代の既婚女性を主な対象とした調査による家計費の負担状況を見ると，妻が常勤（フルタイム）の就業者の場合には，その約6割が夫とおおむね均等に家計費を負担している。

このように，常勤（フルタイム）の共働きの場合，家計費負担における夫婦の役割は，共同化への方向が見られる。しかし，家計費をおおむね均等に負担している場合でも，家事役割は，妻が中心に担っている。

3-2 共働きでも，家計の管理は主に妻が担っている。

これまで，「男は仕事，女は家庭」という男女の役割分業の下で，家計については，夫がその費用を負担し，妻が管理をするという役割分業が成り立ってきた。この役割分業は，女性の社会進出により妻も家計費の共同の負担者になる一方で，家計の管理については，依然として妻中心の傾向が見られる。

前記の調査によると，妻が家計費を負担していない夫婦の場合，9割以上が妻が主として家計を管理している。おおむね均等に家計費を負担している夫婦の場合でも，妻が主として家計を管理している割合は8割に近い。

家計の管理は妻が担う，という慣習は，女性の専業主婦志向を支えてきた，という指摘がある反面，家庭の日常的な細々とした家計管理責任を妻に負わせてきたという側面があるのではないだろうか。

家計の管理は，単なる金銭管理の問題ではなく，家事・育児に密接に関わる家庭責任の一端を成すものであり，その負担は決して小さくはない。夫婦の就業分担，家計費分担が進む中で，家計の管理のあり方についても考えていく必要があるのではないだろうか。

なお，家計費をおおむね均等に負担している夫婦の場合，お互いの収入を一体化してその中から家計費を負担する一体型が約7割を占めている。しかし，夫婦ともに収入のほぼ一定額を家計に入れ，又は一定項目の家計費のみ支払い，その残りはお互いが自由に管理する夫婦が3割近くになっており，夫婦の収入の個人化（分離）も進みつつある。

第1編

第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会をー

第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族

第3節 夫婦

4 離婚・再婚

図2-54 離婚件数および離婚率の年次推移

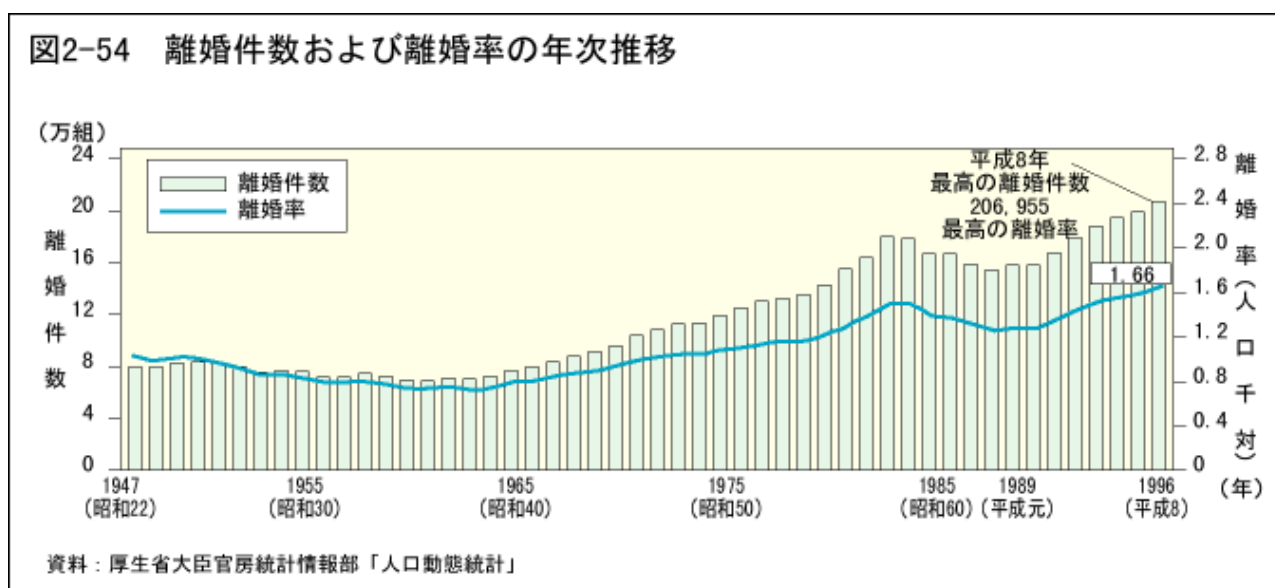


表2-55 有配偶者に対する離婚率(女性)

表2-55 有配偶者に対する離婚率(女性)

(単位:%)

1955年(昭和30)	1965年	1975年	1985年	1995年
2.43	1.96	2.67	3.60	4.28

注)15歳以上有配偶人口(年齢不詳を含む。)に対する当該年の離婚者で当該年中に同居をやめた者の割合(女性)。

資料:15歳以上有配偶人口は総務庁統計局「国勢調査」離婚者は厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

表2-56 同居期間別離婚割合

表2-56 同居期間別離婚割合

(%)

年次	5年未満	5~10	10~15	15~20	20年~
1975年(昭和50)	49.0	24.2	13.7	6.9	5.8
1996年(平成8)	40.1	21.3	12.9	9.4	16.3

(注) 1. 同居期間不詳を除いた総数に対する百分率である。

2. 平均同居期間算出の計算式を改め昭和50年から再計算をした。

資料:厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

図2-57「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方について

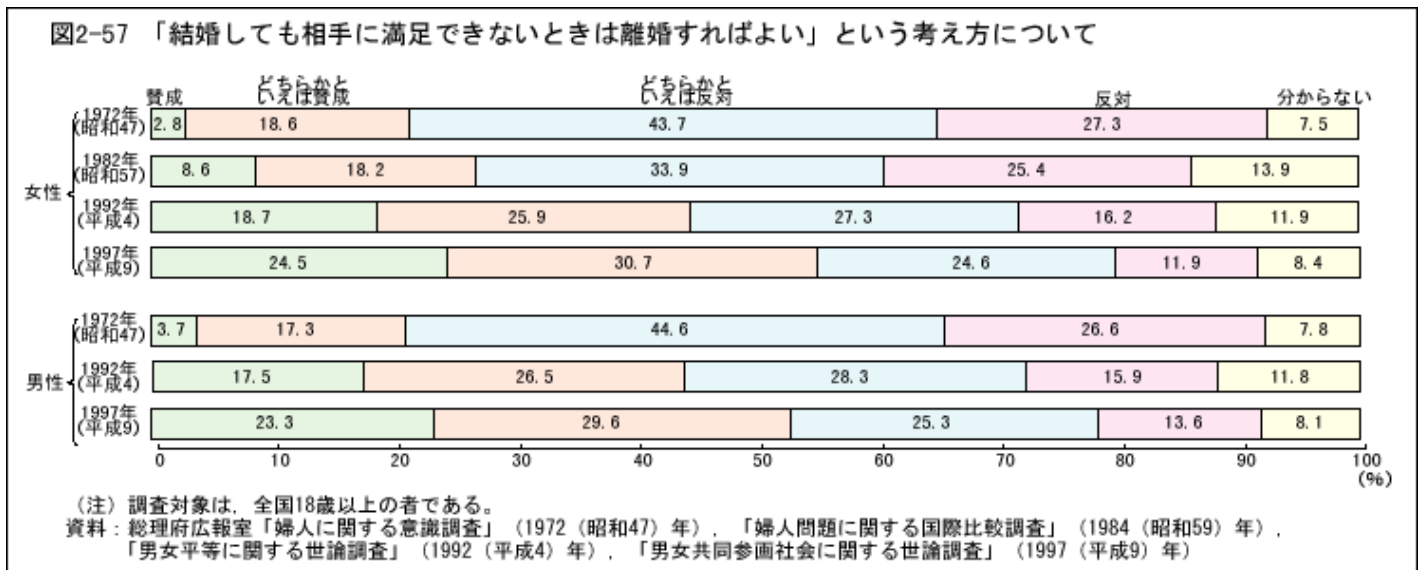


図2-58「子どもがいれば夫婦仲が悪くなくても分かれるべきではない」という考え方について

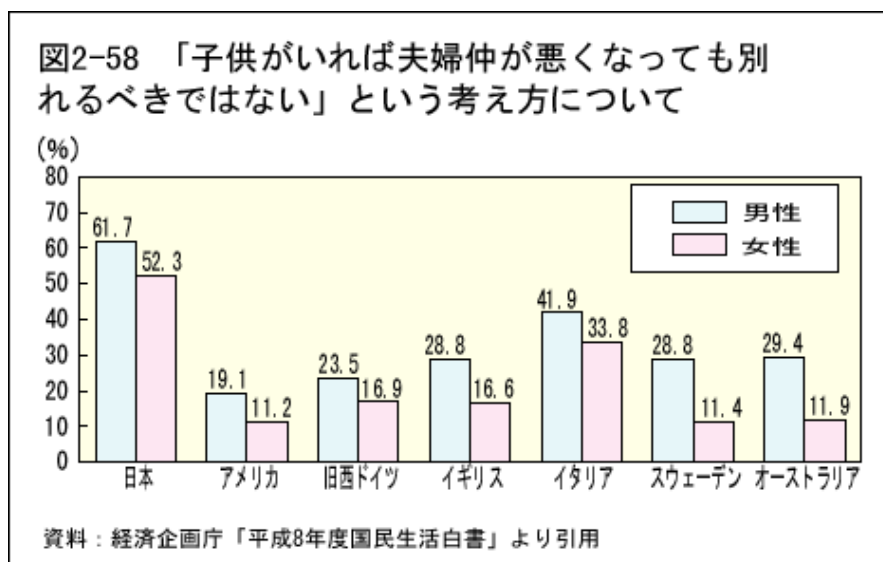


表2-59 離婚調停の夫婦別申立て件数

表2-59 離婚調停の夫婦別申立て件数

	総数	夫	妻
1976(昭和51)年	43,143(100.0)	12,239(28.4)	30,904(71.6)
1986(昭和61)年	45,405(100.0)	11,905(26.2)	33,500(73.8)
1996(平成8)年	52,208(100.0)	14,813(28.4)	37,395(71.6)

(注)〈 〉内は構成比(%)
 資料：最高裁判所「司法統計」

図2-60 夫婦別申立て動機(割合)

図2-60 夫婦別申立て動機(割合)

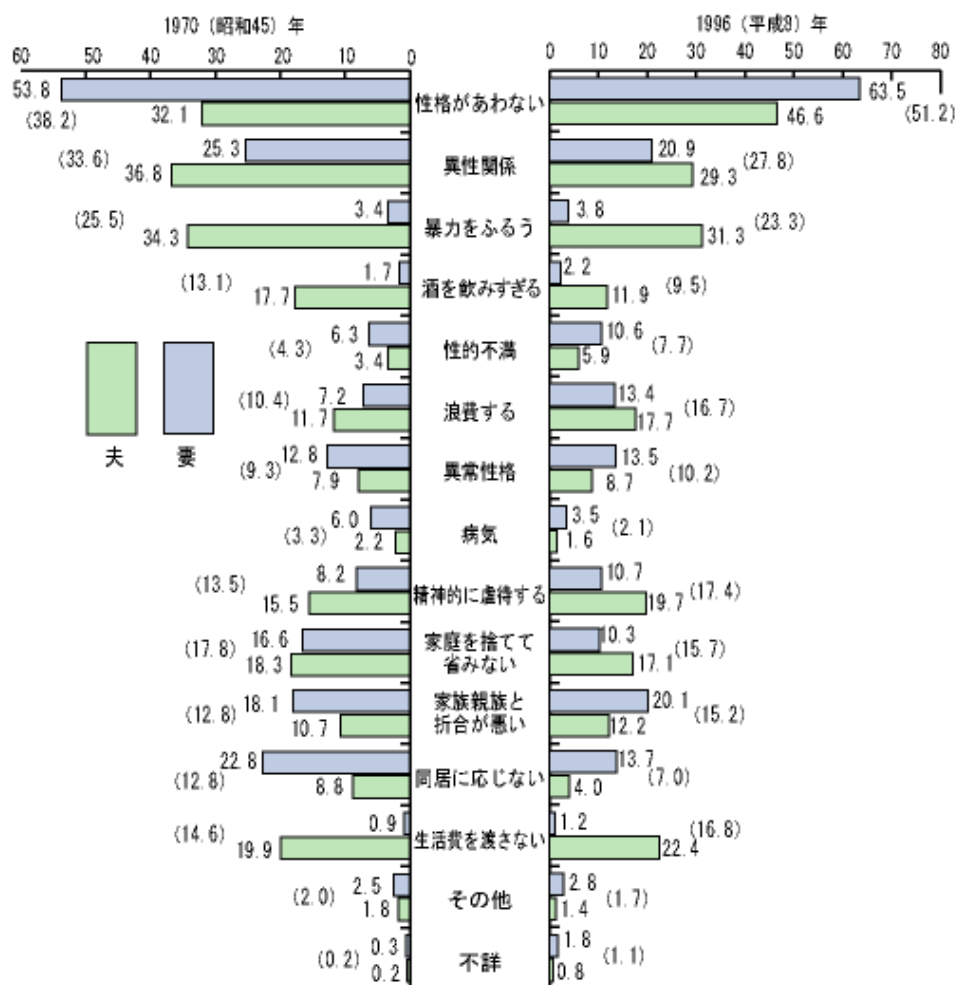
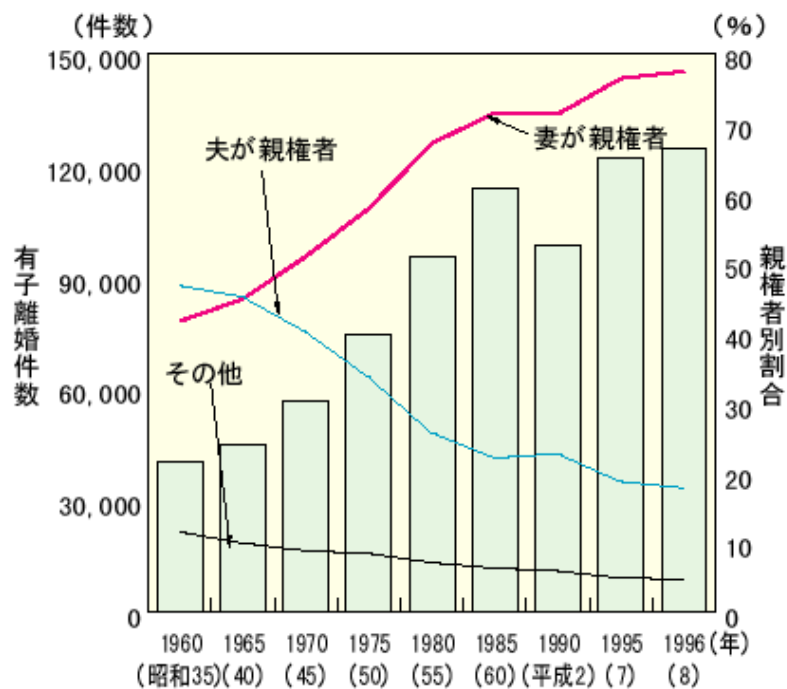


図2-61 有子離婚件数の年次推移と親権者

図2-61 有子離婚件数の年次推移と親権者



(注) その他とは、夫と妻がそれぞれ分け合って子どもの親権を行う場合である。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

表2-62 養育費の受給状況

表2-62 養育費の受給状況

	総数	現在も受けている	受けたことがある	受けたことがない (%)
1983年(昭和58)	100.0	11.3	10.1	78.6
1988年(昭和63)	100.0	14.0	10.6	75.4
1993年(平成5)	100.0	14.9	16.4	68.7

資料：厚生省児童家庭局「全国母子世帯等調査」

図2-63 別れた子との面会頻度

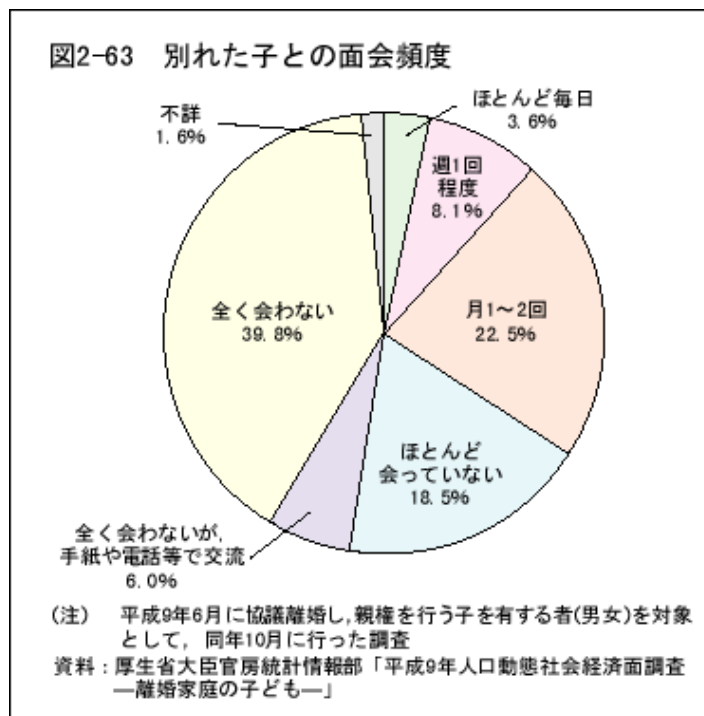


図2-64 我が国の離婚制度と件数

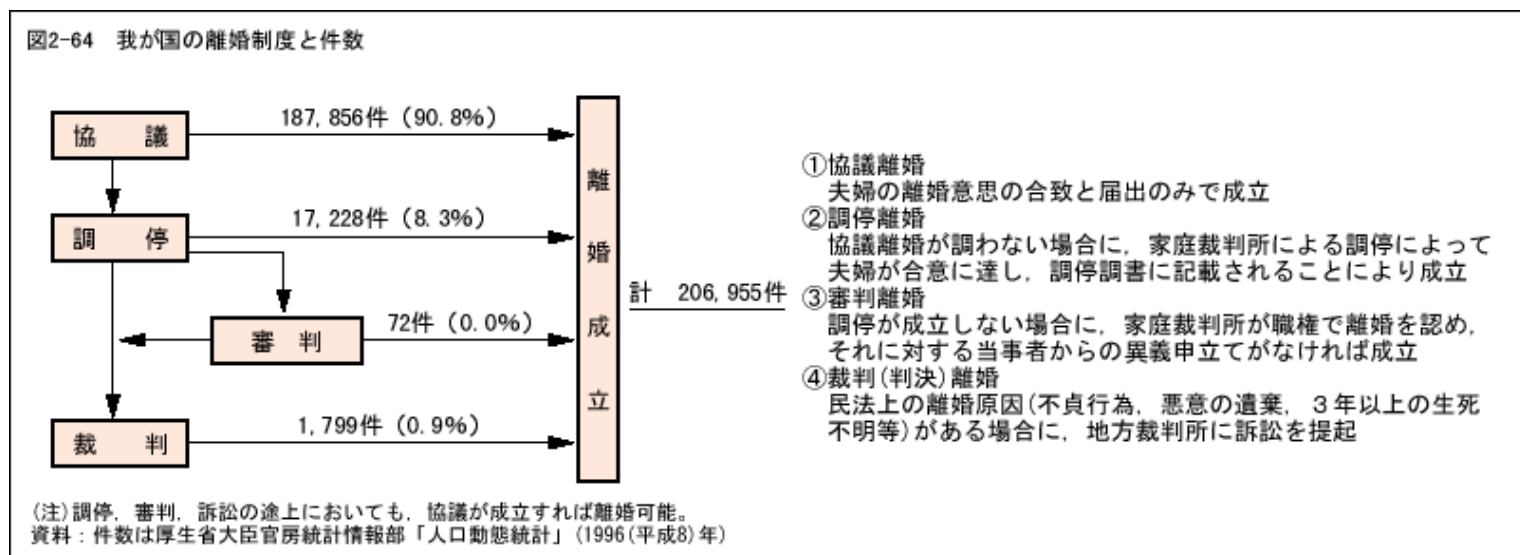


図2-65 性別、離婚者の再婚の意思

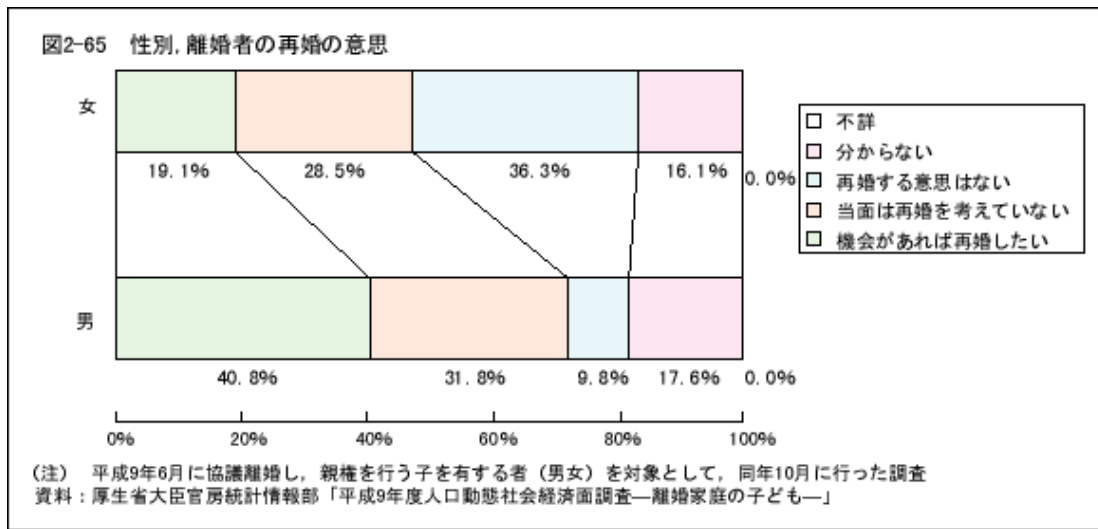


図2-66 離婚した人の再婚割合の推移

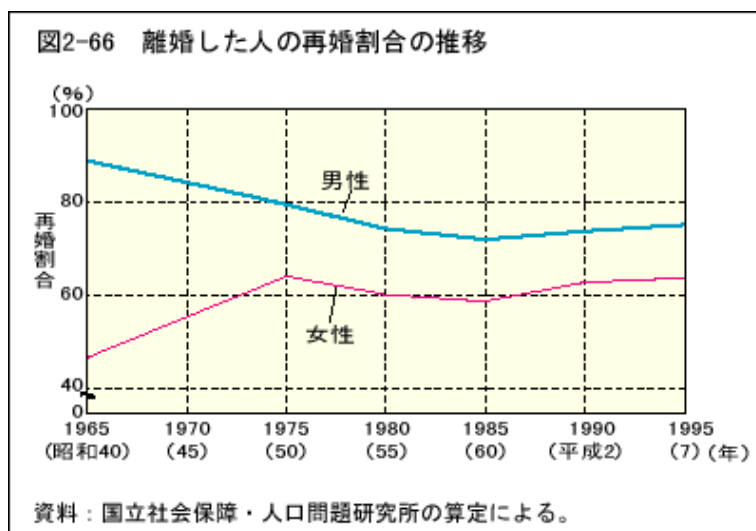
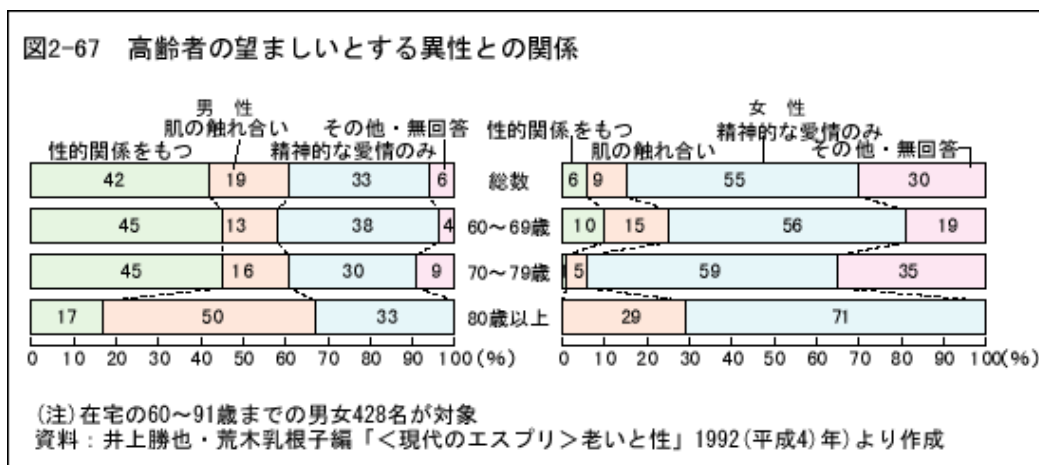


図2-67 高齢者の望ましいとする異性との関係



■ 子連れ再婚 ■

名古屋市に住む山田武雄さん(48歳)光子さん(37歳)は、7年前、女の子一人ずつを伴って結婚。翌年、二人の間に長男が生まれ、5人家族となった。今、長女16歳、次女12歳、長男6歳。楽しい笑い声に満ちた家庭である。

ふたりは共働き。光子さんは、勤務先から駆け込み、ぎりぎりの時間に保育園に長男を迎えに行く。そして今度は大急ぎで夕飯の支度と慌ただしい。仕事が忙しく、保育園の送り迎えを光子さんに頼っている武雄さんは、「罪滅ぼし」とばかりに、休みの日には家族を遊園地に連れて行ったり、料理を作ったり、と懸命に家族に家事にと関わっている。

結婚したばかりのころは、長女と次女、それぞれと父母の関係をいかに理解し合えるものにするかに心を砕いた。まずは子どもの意見をよく聞くことにした。何が疑問なのか、不満なのか、不安なのかをしっかりと聞いて問題点を見極め、親の判断をかみ砕いて伝えた。また、小学生以上になったら、家の手伝いをさせることも子どもたちに納得させ、やらせている。

「楽しみは家族全員で味わうもの」とは、武雄さんが繰り返し口にしてきた言葉だが、いつの間にか家族みんなの心の中に、大切な家族の合言葉として根を下ろしているようである。「もう中部地方はいいから、来年は北陸ね」と、早くも家族の間で、毎年恒例となった泊まり込みの家族忘年会の計画が進められているようだ。(文中仮名)

4-1 離婚件数は戦後最高を記録し、熟年夫婦の離婚が占める割合が増加している。

我が国の離婚率(人口千人対比)は、1963(昭和38)年に0.73と戦後最低を記録した後、上昇傾向に転じ、1975(昭和50)年代後半から婚姻件数が減少したこともあり、一時低下傾向を示したものの再び上昇し、1996(平成8)年には離婚率1.66、離婚件数206,955件と、いずれも戦後最高を記録している。

全離婚件数に占める同居期間が20年以上のいわゆる熟年夫婦の離婚件数割合を見ると、1975年には5.7%に過ぎなかったが、1996年では15.8%を占めるに至っている。

長年連れ添った熟年夫婦の離婚は、子どもが成人し自立した後、家庭の中で目標を失った妻が、仕事一筋で家庭を顧みなかった夫との二人の老後生活に希望が持てずに離婚を決意し、一方、夫は子どもの教育費用やマイホームのため、つまり「家庭」のため精一杯働いてきたつもりなのに離婚を切り出されるのが理解できない、といった事例が多いといわれる。役割分業の行き過ぎによる夫婦間の対話や交流の欠如が招いている現象と見ることができる。

4-2 離婚に対する意識は、近年、急速に寛大になってきている。

離婚が増加している背景には、女性の就業機会の増大などの要因のほか、離婚に対する意識の変化が指摘できる。

「相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方に賛成する者の割合は、1970年代には男女とも20%程度に過ぎなかったのが、年を追うごとに増加し、1997(平成9)年には、男女とも半数を超えるに至っている。このように、従来は、離婚に対して否定的な意識が強かったが、近年は、急速に寛大になってきている。

このような離婚観の変化の背景には、恋愛結婚志向が強まったことも関連していると考えられる。つまり、「人柄」など相手本位の選択が行われるようになると、相手とうまくいかなければ別ればよい、という考え方がつながりやすくなる。

しかし、「子どもがいれば夫婦仲が悪くなくても別れるべきではない」という考えには、男女とも半数以上が賛成し、欧米諸国と比較してかなり高くなっている。

4-3 離婚申立ての理由は、性格の不一致が過半数を占めている。

我が国の離婚は、当事者のみの合意で成立する「協議離婚」が全離婚件数の約9割を占めており、裁判離婚が大半を占める欧米諸国と比べ、大きな特徴になっている。

家庭裁判所への離婚調停の申立ては、妻からのものが約7割を占めている。また、離婚調停の申立て理由は、1970(昭和45)年、1996(平成8)年のいずれにおいても「性格が合わない」が最も多いが、その割合は38.2%から51.4%に増加し、過半数を占めるに至っている。

これを夫婦別に見ると、1970年では、妻は「異性関係」を、夫は「性格が合わない」が最も多かったが、1996年では、夫婦ともに「性格が合わない」が最も多くなっている。

4-4 離婚について、破綻主義を支持する割合は半数を超えている。

現行の民法においては、裁判上の離婚原因として、配偶者に不貞行為があった場合など有責主義に基づく離婚原因を定めているほか、婚姻を継続し難い重大な事由があるときという破綻主義に基づく離婚原因も定めているが、裁判上は、有責配偶者からの離婚請求は認めない取扱いがなされてきた。

これに対し、夫婦の関係が悪化した原因がどちらにあるかには関係なく、別居などによって、夫婦としての関係がなくなっている状態が一定期間続いた場合には、原則として離婚を認めてよいと考える者は、1996(平成8)年で54.7%と半数を超えている。

こうした考え方等を背景に、1996年2月に法制審議会が法務大臣に対して答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」においては、裁判上の離婚原因について、破綻主義の考え方を明記した上で、その具体例として「夫婦が5年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき」を追加することとされている。

4-5 離婚の際は、子どもの利益を図るための十分な努力と配慮が求められる。

離婚件数の増加に伴い、親の離婚に巻き込まれる子どもも増えている。有子離婚件数は、1960(昭和35)年の40,452件から1996(平成8)年には124,490件と3倍以上に増加している。

離婚に際しては、父母のどちらか一方を親権者と定めることとなる(民法819条)が、子の監護については、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項を当事者間の協議によって定め、その協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が定める旨が民法に規定されている(766条, 771条)が、「その他監護について必要な事項」の具体的内容は明示されていない。

離婚後の親権者には、1960年には父親になる場合が47%で母親になる場合を上回っていたが、その後逆転し、1996(平成8)年には有子離婚件数の78%は、母親を親権者としている。こうした中で離別した父親から養育費を受け取っている母子世帯は、近年増加傾向にあるものの、1993(平成5)年においてわずか14.9%であり、かつて養育費を受け取ったことがある者を加えても31.3%にとどまっている。

また、離婚後の親権者と定められた親以外の親と子どもの面接頻度を見ると、45.8%が全く会っておらず、ほとんど会っていない場合を含めると64.2%になっているのに対し、月に1~2回以上会っているのは34.2%にとどまっている。

離婚するしないは当事者間の自由意思に委ねられるべきものであることは当然であるにしても、有子離婚の場合には、離婚によって大きな影響を受ける子どもについて最善の利益が図られるよう、協議離婚の場合であっても当事者において十分な努力と配慮が求められる。

離婚の際、親権者とならなかった親も親権者となった親とともに、その能力と資力の範囲内において、子どもの発達に必要な生活条件を確保することについて私法上の責任を有しており、とりわけ母子家庭の置かれた経済状況を踏まえれば、離別した父親からの養育費の支払いが適正に行われることが、母子家庭の自立と子どもの福祉の増進という観点から重要である。このため、離婚の際の子どもの養育費の問題について、協議離婚の場合であっても当事者間の十分な話し合いに基づく養育費の取り決めが行われ、かつ履行が確保されるよう、制度的な枠組みづくりを含めた環境整備が今後の重要な課題である。

また、親権者とならなかった親と子どもの交流についても、夫婦間の感情的なしこりを超え、子どもの「親に会いたい」という自然な気持ちを尊重した、十分な話し合いによる取り決めがなされることが求められる。

なお、1996年2月に法制審議会が法務大臣に対して答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」においては、「監護について必要な事項」の例示として、「父又は母と子との面会及び交流」「子の監護に要する費用の分担」を加えることとされている。

4-6 離婚経験者のうち、男性の約7割、女性の約6割が再婚している。

1995(平成7)年現在、離婚経験者のうち、男性の約7割、女性の約6割が再婚していると推計される。また、子どもの親権を持つ離婚者の再婚の意思の有無を見ると、男親の場合は4割以上が「機会があれば再婚したい」と考えているのに対し、女親では2割弱にとどまっており、男女で大きな差が見られる。

また、60歳以上の者を対象とした調査によると、男性の94%、女性の70%が異性との間の愛情や性的関係を望んでおり、死別の単身高齢者同士が再婚を望む事例も少なからず出てこよう。しかし、本人同士の合意があっても相続などの問題で子どもたちが反対する場合もあるといわれている。相続問題を含めた地域における相談活動の充実などが望まれる。

第1編
 第1部 少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第4節 親子
 1 母親と子

表2-68 6歳未満の子どものいる世帯の夫婦の一日の育児時間(時, 分)

表2-68 6歳未満の子どものいる世帯の夫婦の一日の育児時間(時, 分)

育児時間		週全体	平日	土曜日	日曜日
		夫	0:17	0:10	0:29
(参考)家事関連時間	妻	2:39	2:47	2:29	2:09
	夫	0:37	0:20	1:02	1:32
	妻	7:31	7:41	7:28	6:46

(注) 家事関連時間は、「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」の合計。
 資料:総務庁統計局「社会生活基本調査」(1996(平成8)年)

表2-69 「子どもの世話の大部分は、男親でもできる」について

表2-69 「子どもの世話の大部分は、男親でもできる」について

(%)

	男性			女性		
	既婚	未婚	合計	既婚	未婚	合計
そう思う	45.5	52.0	49.2	73.0	76.6	75.1
そうは思わない	39.9	23.3	30.3	17.3	9.5	12.8
わからない	13.4	1.5	19.1	8.7	13.2	11.3

(注) 対象は、全国20・30歳代の男女中心(有効回答数7,078件)
 資料:1997(平成9)年厚生省心身障害研究「少子化についての専門的研究」

図2-70 専業主婦の母親に大きい育児不安

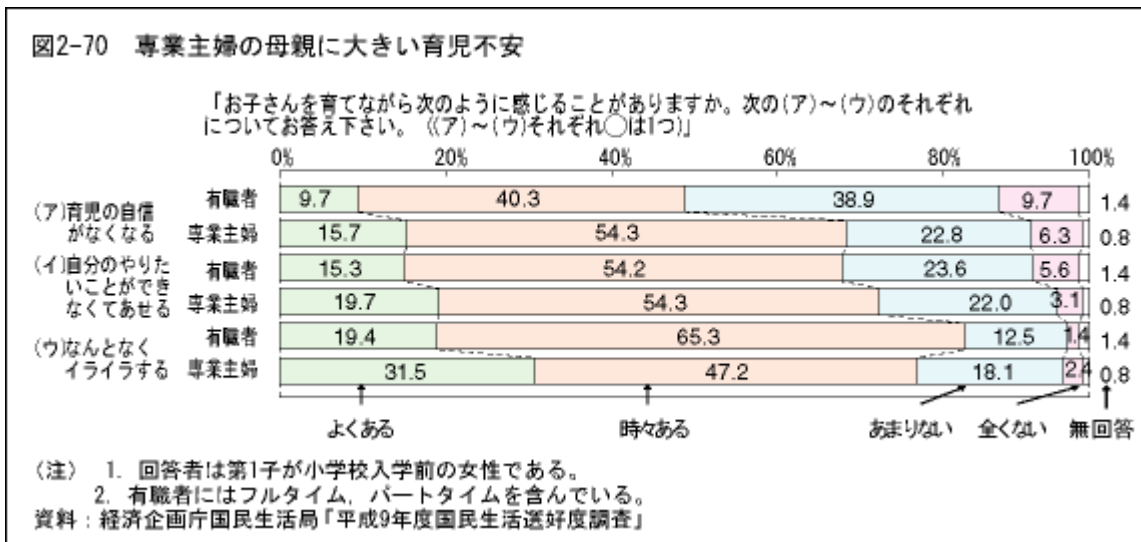
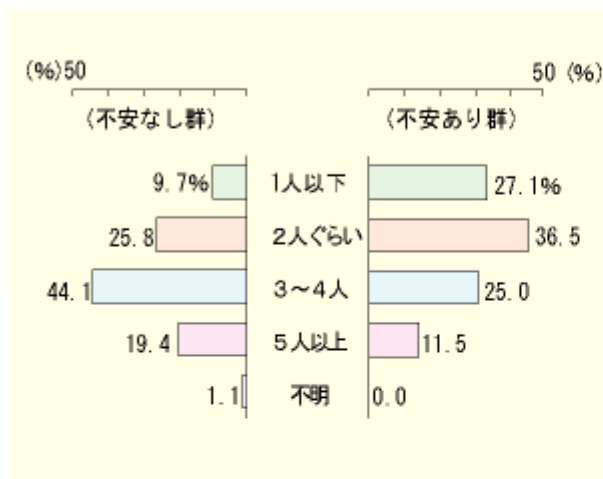


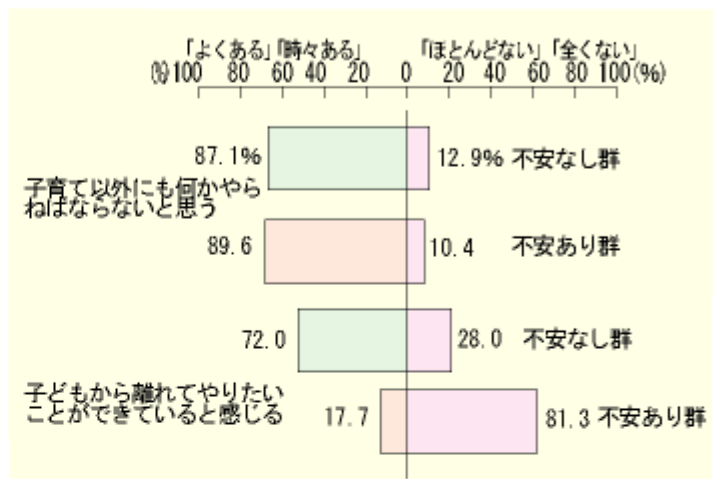
図2-71 育児不安の有無別 近所づき合いの広さ,子育て以外の生きがい,夫の育児責任の状況

図2-71 育児不安の有無別 近所づき合いの広さ,子育て以外の生きがい,夫の育児責任の状況

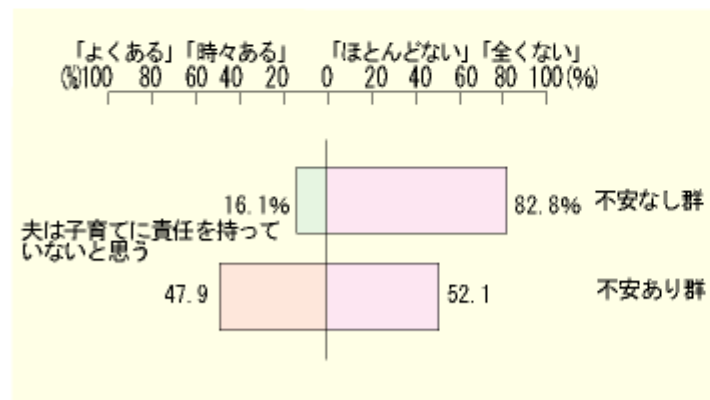
(1)子どものことについて話す機会(近所づき合いの広さ)と育児不安



(2)子育て以外の生きがいと育児不安



(3)夫の育児責任と育児不安



(注) 1. 横浜市内に住む3歳以下の子どもをもつ女性に対する調査。調査対象627人、有効回答364人、調査時期は1981年10～11月。
2. 調査対象を、育児不安が強く、育児に対して疲労感を感じている「不安あり群」(96人)と、育児を楽しみゆとりをもっている「不安なし群」(93名)と、その他に分離している。

資料：牧野カツコ「乳幼児をもつ母親の生活と〈育児不安〉」(家庭教育研究所紀要 No3, 1982 34-56)

表2-72「少なくとも子どもが小さいうちは、母親は仕事をもたず家にいるのが望ましい」という考え方に
 ついて

表2-72 「少なくとも子どもが小さいうちは、母親は仕事をもたず家にいるのが望ましい」という考え方について

まったく賛成	どちらかといえ ば賛成	どちらかといえ ば反対	まったく反対	不詳
4,232 (47.9)	3,555 (40.2)	671 (7.6)	217 (2.5)	169 (1.9)

(注) 対象は、全国の既婚女性。()内は構成比(%)

資料:国立社会保障・人口問題研究所「第10回出生動向基本調査」(1992(平成4)年)

表2-73 子どもが3歳になるまでは、母親は育児に専念すべきだ

表2-73 「子どもが3歳になるまでは母親は育児に専念すべきだ」という考え方について

まったく賛成	どちらかといえ ば賛成	どちらかといえ ば反対	まったく反対	不詳
129 (16.5)	224 (28.7)	97 (12.4)	164 (21.0)	3 (0.4)

(注) 有識者に対するアンケート調査による。()内は構成比(%)

資料:平成9年度厚生科学研究「少子化社会における家族等のあり方に関する調査研究」

■ 三歳育児神話さまざまな声 ■

私は零歳から保育園に通った生粋の鍵っ子でした。…「お母さんが働いているから可哀想」と言われて「何が可哀想なんだろう」と不思議に思ったものです。…働きたいと望む母親が家庭にいてストレスをため、それを子供に発散してしまう方がよほど問題だと思います。…(28歳・女性)

一歳十か月の息子は、毎日保育園へ行っています。…罪悪感はありません。私がイキイキと働くことが、息子にとってよいことだと思っているからです。…「私が働くことで、子供が犠牲になる」なんて、考えることはやめませんか。自分がよりよく生きることが、子供を豊かに生かすのだと信じませんか。そろそろ私たちは、三歳育児神話から卒業してもよいのではないのでしょうか。息子は毎日、保育園で、のびのびと元気にたくましく育っています。(30歳・女性)

中一、小五、小一の三人の子供がいます。…たくさんの手と愛情の中で、子供たちは育ちました。…保育園だから可哀想という偏見こそが、子供たちを余計に可哀想にするのです。ただ、せめて子供が小さいうちは、仕事などのペースダウンが許される社会であってほしい。…それは父親であっても同じことだと思います。(37歳・女性)

「育児の呪縛」とは、あまりに大人、特に働く女性中心の物の見方ではある。…子供の権利はまったくなおざりにされてしまった。…小、中学生になっても家に帰って母親がいると嬉しいというのが多くの子の本音なのだ。…もう一度、子供の立場に立って考えてみるべきではないか。(50歳・男性)

OL生活にピリオドを打ち専業主婦をしている私は、自分の意志で今の生活を選びました。…私がもし子供を産んだら、きっと赤ちゃんとなるべく長く一緒にいたいと思うのです。だって、五歳ぐらいまでが一番かわいい時期でしょう?…だから私は精いっぱい、愛情いっぱい接したいと思います。(24歳・女性)

どうして、こうも情報や神話に振り回される人が多いのだろう。…情報に振り回されずに、自分のペースで、自分のやり方で、出産も育児も楽しむのが一番のはずなのに。それぞれの人、家庭によって事情も考え方も違うんだから、もっと自分に自信を持とう。…どうしてこんな悩みを抱えるのが女だけなのか。…父よ、男よ、もっと悩め!…(29歳・女性)

(出典) 朝日新聞社アエラ1997.12.8号「三歳育児神話さまざまな声」(同11.17号記事「3歳までは母親の責任か」に寄せられた読者の体験や賛否の意見)より

1-1 依然として、母親が育児の大半を担っている。

先に見た家事と同様、育児についても母親がその大半を担っている。6歳未満の子どものいる世帯における1日の生活時間のうちの育児時間を見ると、妻が2時間39分であるのに対し、夫はわずか17分と大きな格差がある。

共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、多数派になる一方で、男性は依然として仕事中心の生活を送っている結果、「夫は仕事、妻は家事も育児も仕事も」といった女性が二重、三重に負担を負う状況になっている。

1-2 戦後、高度経済成長の過程で、母親が子育てに専念することが一般化した。

戦前、産業構造が第1次産業中心であった時代には、多世代同居、いわゆる大家族が社会の基礎的単位であった。そこでは家族の構成員のすべてが農作業などの生産労働に従事するのはごく当たり前のことであり、母親も例外ではなかった。母親は、生産労働に従事しながら子育てを行う一方、祖父母や兄弟姉妹など家族全体、さらには地域社会の支援を得、子育てを担ってきた。母親は、決して一人で子育てに専念していたわけではないのである。

しかし、先にも述べたように、産業構造が転換する過程で、人口構造の転換とも相まって、男性はサラリーマンとして外で所得を得、女性は家庭の中であって家事・育児に専念するという分業が確立していく。そして、戦後の高度経済成長期を通じて、郊外化、核家族化が進む中で母親が一人で子育てに専念することが一般化したのである。

また、急速な都市化により形成された郊外地域では、子育てを受け止める地域社会は十分に形成されておらず、このことが更に母親の育児への専念、集中を招いた。

あたかも普遍的なものを受け止められがちな「母親は子育てに専念するもの、すべきもの」との社会的規範は、戦後の数十年の間に形成されたに過ぎない。

1-3 「母性」の過剰な強調が、母親に子育てにおける過剰な責任を負わせた。

戦後の高度成長期を通じ男女の役割分業が確立していく過程で、欧米における子どもの発達に関して母子関係を重視する研究の影響なども受け、子どもに対する特別な影響力を有する母親の性質－「母性」の役割の重要性が強調された。

「母性」とは、通常、産む性としての女性が有する性質としてとらえられるが、その内容は、妊娠・出産し哺乳し得る能力として限定的に理解するものから、そのような生得的能力に由来する女性特有の子育て能力として理解するものまでその概念はあいまいかつ多義的である。

このような「母性」概念のあいまいさの中で、子育てにおけるこの「母性」の果たす役割が過度に強調され、絶対視される中で、「母親は子育てに専念するもの、すべきもの」という社会的規範が広く浸透していった。

しかし、妊娠・出産・哺乳が母親（女性）に固有の能力であるとしても、例えば、おむつを交換する、ごはんを食べさせる、本を読んで聞かせる、お風呂に入れる、寝かせつけるといった育児の大半は、父親（男性）によっても遂行可能である。

休業制度において、産前産後の休業が女性だけに認められるものであるのに対し、育児休業が性別のいかんを問わず取得することが可能なものとなっていることは、まさにこうしたことを前提にしたものといえる。もっとも、現実の意識としては、「子どもの世話の大部分は、男親でもできる」と思う者は、女性で75%、男性では49%にとどまっている。

1-4 育児不安や育児ノイローゼは、専業主婦に多く見られる。

核家族化、郊外化が進む中で、子育ての責任が母親に集中するとともに、子どもとの接触体験に乏しいまま親になる者も増えている。こうした中で、多くの子育て家庭が子育てに大きな不安を感じ、育児不安を訴える母親、育児ノイローゼに陥る母親が増えている。

1997(平成9)年の経済企画庁の調査によると、第一子が小学校入学前の女性のうち、子育ての自信がなくなることが「よくある」又は「時々ある」と答えた者の割合が、有職者で半数、専業主婦では7割にも達している。

専業主婦により高い不安傾向が見られるのは、家に閉じこもって、終日子育てに専念する主婦は、子育てについて周囲の支援も受けられず、孤独感の中で、子ども中心の生活を強いられ、自分の時間が持てないなどストレスをためやすいためではないかと考えられる。また、「よい母親」を演じようと懸命な母親ほどその重圧から、育児ノイローゼに陥りやすい、という指摘もある。

近所付き合いが広い人ほど、子育て以外の生きがいを持っているほど、また、父親が子育てに協力的であるほど、育児不安が少ないことを示唆する研究もある。

母親が子育てに重圧やストレスを感じながら子どもに接することは、子どもの心身の健全発達に好ましくないことはいうまでもない。児童虐待という事態に至ることもある。また、母親が常に家にいて、子どもに構い過ぎたり、期待をかけ過ぎたりと、母親と子どもが過度に密着することの弊害も色々と指摘されるようになってきている。

母親の育児不安を解消するには、父親はもちろんのことできる限り多くの方が子育てにかかわる中で、母親自身も過度の子どもとの密着関係を見直すことが必要である。また、児童相談所を始めとする相談機関による積極的な子育て支援や親同士の子育て支援ネットワーク作りなども求められる。

1-5 三歳児神話には、少なくとも合理的な根拠は認められない。

三歳児神話というのは本当だろうか。三歳児神話とは「子どもは三歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす」というものである。

三歳児神話は、欧米における母子研究などの影響を受け、いわゆる「母性」役割が強調される中で、育児書などでも強調され、1960年代に広まったといわれる。そして、「母親は子育てに専念するもの、すべきもの、少なくとも、せめて三歳ぐらいまでは母親は自らの手で子どもを育てることに専念すべきである」ことが強調され続けた。その影響は絶大で、1992(平成4)年に行われた調査結果においても、9割近い既婚女性が「少なくとも子供が小さいうちは、母親は仕事をもたず家にいるのが望ましい」という考えに賛成している。

しかし、これまで述べてきたように、母親が育児に専念することは歴史的に見て普遍的なものでもないし、たいていの育児は父親(男性)によっても遂行可能である。また、母親と子どもの過度の密着はむしろ弊害を生んでいる、との指摘も強い。欧米の研究でも、母子関係のみの強調は見直され、父親やその他の育児者などの役割にも目が向けられている。三歳児神話には、少なくとも合理的な根拠は認められない。

1-6 大切なのは、子どもに注がれる愛情の質である。

もちろん、乳幼児期という人生の初期段階は、人間(他者)に対する基本的信頼感を形成する大事な時期であり、特定の者との間に「愛着」関係が発達することは大切である。

しかし、この基本的信頼感は、乳幼児期に母親が常に子どもの側にいなければ形成されないというものではない。愛情をもって子育てする者の存在が必要なのであって、それは母親以外の者であることもあり得るし、母親を含む複数人であっても問題視すべきものではない。両親が親として子育て責任を果たしていく中で、保育所や地域社会などの支えも受けながら、多くの手と愛情の中で子どもを育てることができれば、それは母親が一人で孤立感の中で子育てするよりも子どもの健全発達にとって望ましい、ともいえよう。大切なのは育児者によって注がれる愛情の質なのである。

1-7 子育ての過剰な期待や責任から、母親を解放させることが望まれる。

子どもを保育園や他人に預ける母親は、周囲から子どもに対する愛情が薄いとか自分勝手であるとか見られがちである。しかし、子どもと接する時間の長さだけが愛情の質を決めるわけではない。子どもと接する時間が限られていることで親子の愛情を一層深めていることもあるだろう。また、専業主婦は子育てに専念するのが当然であると見られ、特に乳幼児期の子どもをどこかに預けて自分の時間を持つようにするような専業主婦もやはり自分勝手と見られがちである。

しかし、子育てに他人の手を借りずにすべてを自分でやり遂げるということだけが子育てにおける親の責任の果たし方ではない。仕事と子育ての両立を図る中で、よい保育サービスを選択し、利用しつつ、家庭にいる時間の子どもの交流を大切にすることがあってもよい。専業主婦であっても、一定の時間、保育所の一時保育やベビーシッターを利用するなどして気分転換を図ったり、自分の時間を持ち、適度にストレスを発散することで、より豊かな心で子どもと接することができれば、四六時中子どもの側にいなくともそれは立派な親としての責任の果たし方であり、愛情表現でもある。

また、時にはごはんやおやつ、服を「手づくり」するだけの時間的ゆとりがない場合もあるかもしれない。もちろん、「手づくり」は愛情表現のひとつであるが、時間に追われる生活の中では、必ずしも手づくりにこだわらずに子どもと直接向き合い接する時間を大切にすることの方が子どもにとっての喜びであることもあるだろう。子どもへの愛情表現にもいろいろあってよい。

「すべてを自分の手でやらなければ」「手づくりでなければ」という重圧を感じている母親は少なくないといわれるが、こうした考えに縛られない柔軟な子育て態度、そして、それを受け入れる夫や社会の態度も必要である。

いわゆる三歳児神話など子育てについての過剰な期待や責任から、重圧や負い目を感じ、時に多くのストレスをためながら子育てしている母親も少なくなく、一般に今日において母親にとっての子育ては相当負担感の強いものとなっている。

これからは、昨今の子育てについての過剰な期待や責任から、母親を解放していくことが望まれる。そうすることが、結果的には、母親が心にゆとりをもって豊かな愛情で子育てに接することにつながり、よりよい母子関係が築かれることにつながると考えられる。

第1編
 第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会をー
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第4節 親子
 2 父親と子

表2-74 子どもと一緒に過ごす時間(平均)

表2-74 子どもと一緒に過ごす時間(平均)

	日本	韓国	タイ	アメリカ	イギリス	スウェーデン
父親	3.32	3.62	6.00	4.88	4.75	3.64
母親	7.44	8.40	8.06	7.57	7.52	6.49
有職	(5.46)	(5.94)	(7.15)	(6.68)	(6.80)	(5.92)
無職	(9.52)	(9.05)	(10.21)	(9.22)	(8.23)	(8.35)

資料：(財)日本女子社会教育会「家庭教育に関する国際比較調査報告書」(1995(平成7)年3月)

図2-75 父母の子育て役割分担

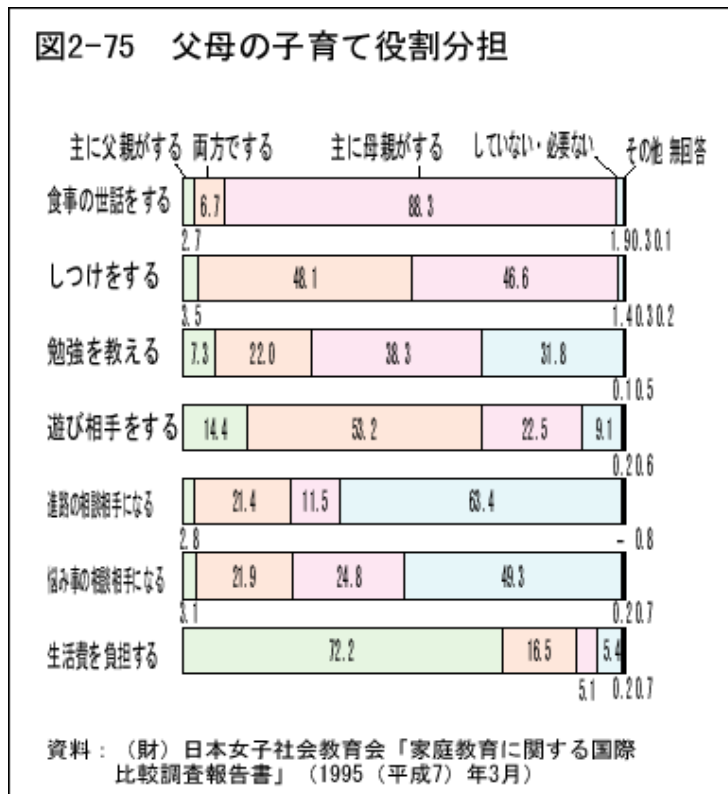


図2-76 仕事と、家庭生活又は地域活動について男女の望ましい生き方

図2-76 仕事と、家庭生活又は地域活動について男女の望ましい生き方

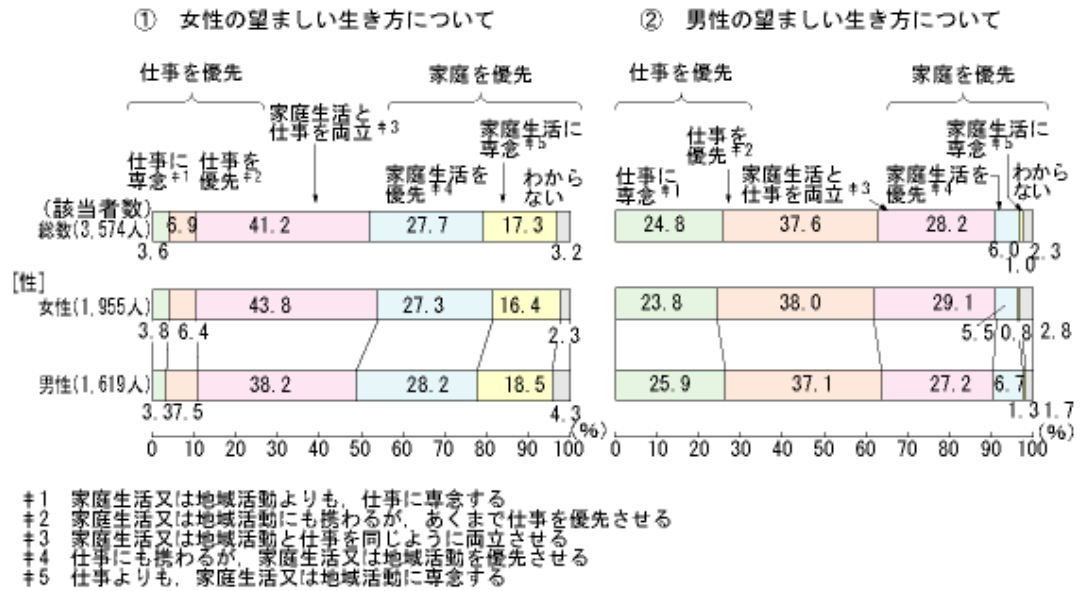


図2-77 保育園児を持つ家庭における子育ての役割分担

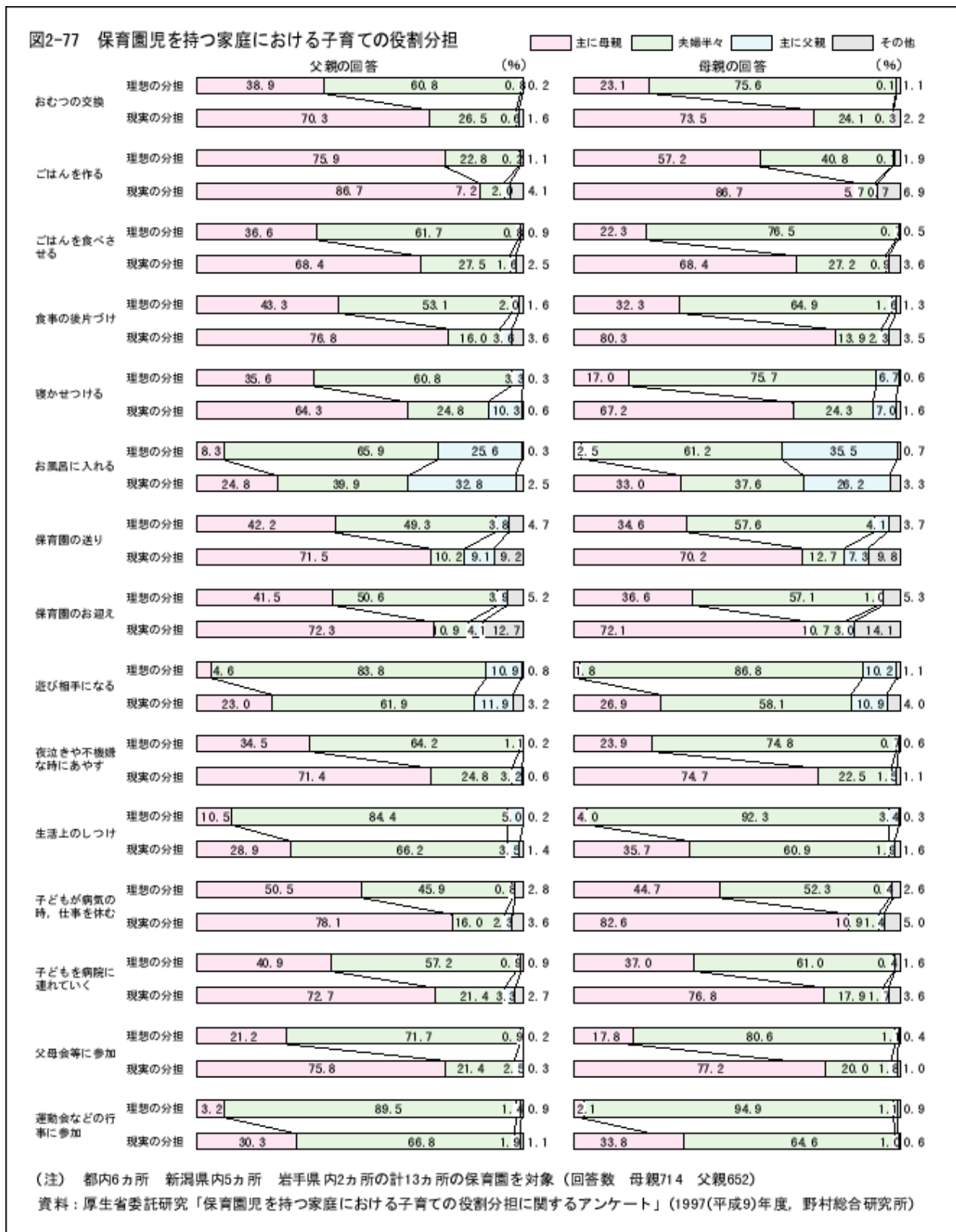


表2-78 母親の就業形態(フルタイム・パートタイム)別「夫婦半々」又は「主に父親」が子育てを担っている割合(母親の回答)

表2-78 母親の就業形態(フルタイム・パートタイム)別「夫婦半々」又は「主に父親」が子育てを担っている割合(母親の回答)

(%)

	おもむつの交換		ごはんを作る		ごはんを食べさせる		食事の後片づけ		寝かせつける	
	夫婦半々	主に父親	夫婦半々	主に父親	夫婦半々	主に父親	夫婦半々	主に父親	夫婦半々	主に父親
フルタイム	26.5	0.5	6.6	0.8	29.7	1.3	16.3	3.4	25.2	9.2
パートタイム	15.4	0.0	4.8	0.0	20.2	0.0	10.1	0.5	19.7	4.8

	お風呂に入れる		保育園の送り		保育園のお迎え		遊び相手になる		夜泣きや不機嫌な時にあやす	
	夫婦半々	主に父親	夫婦半々	主に父親	夫婦半々	主に父親	夫婦半々	主に父親	夫婦半々	主に父親
フルタイム	35.2	30.4	15	10.8	13.6	4.7	57	12.1	21.8	2.4
パートタイム	37.5	18.8	8.7	3.4	6.7	0.5	53.8	9.1	19.7	1.4

	生活上のしつけ		子どもが病気の時、仕事を休む		子どもを病院に連れて行く		父母会等に参加		運動会などの行事に参加	
	夫婦半々	主に父親	夫婦半々	主に父親	夫婦半々	主に父親	夫婦半々	主に父親	夫婦半々	主に父親
フルタイム	61.9	1.3	16.8	2.4	20.7	2.4	23.1	1.3	64.3	7.1
パートタイム	51.0	2.4	4.3	0.0	16.3	0.5	15.4	0.5	63.8	0.0

資料:厚生省委託研究「保育園児を持つ家庭における子育ての役割分担に関するアンケート」(1997(平成9)年度,野村総合研究所)

■ 男も女も育児時間を！連絡会（略称：育時連） ■

1980（昭和55）年6月に発足した「男も女も育児時間を！連絡会（略称：育時連）」は、男も女も等しく子育てに関わろう、男も女も共に仕事と育児を両立させよう、そのために、今の働き方を見直そう、という運動に取り組んでいる。

連絡会の活動は、月に1回の定例会を中心に、季刊誌の発行、最近では、インターネットを活用した情報交換なども行っている。

会員は、既婚未婚、男女問わず様々なメンバーで構成されているが、会の中心には「男は仕事、女は家事・育児」という男女の役割分業に疑問を呈し、育児に積極的に関わっている父親が多い。

そのひとり、脇田能宏さん（31）は、第2子誕生の際、4か月間の育児休業を取得した。「母親でなければできない、と世の中で言われていることは色々あるけれど、別にそんなことはないみたいだ」「自分が責任者として育てている子どもが日々大きくなってゆく充実感他では得がたい」「自分が育てているという手応えなしに手伝いとして育児を続けるのは難しいが、その手応えをつかめば、きっと責任を持って継続的な育児に入ってゆける」。復職して育児と仕事の両立に取り組む脇田さんの実感である。

2-1 父親が子どもと一緒に過ごす時間は短く、存在感も希薄である。

6か国の国際比較を行った調査によると、平日の1日に父親が子どもと一緒に過ごす時間は3.3時間となっており、6か国中最も短い。母親が子どもと一緒に過ごす時間（7.4時間）とは4.1時間の差がある。有職の母親の場合と比較しても2.2時間の差がある。

また、子育てに関する父親と母親の役割分担状況を見ても、「しつけ」「悩み事の相談相手」など「生活費負担」を除くすべての調査項目で、「主に母親がする」割合が「主に父親がする」割合を上回っている。

特に「悩み事の相談相手」では、「両方でする」が22%となっているものの、「主に母親がする」が25%であるのに対し「主に父親がする」のはわずか3%に過ぎない。このように、父親の存在感は、母親の存在感に圧倒されている様子がうかがえる。

2-2 父親の子育て参画意識は高まってきているが、仕事が優先されている。

仕事と家庭生活又は地域活動に関する女性の望ましい生き方については、「家庭を優先する」を挙げる割合が45%と最も多く、男性の望ましい生き方については「仕事を優先する」を挙げる割合が62%と最も多くなっている。この割合は男女別に見ても大差はない。また、「女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである」という考え方に賛成する者の割合は、男女ともに8割を超えている。

このように、女性が働くことに対しては寛容になってきており、「男は仕事に、女は家庭に専念すべきもの」といった徹底した男女の役割分業意識は薄れてきているものの、男女ともに、女性は仕事をするとしても「男は仕事中心、女は家庭中心」という意識がある。

6歳未満の子どもがいる世帯における父親の育児時間を平日と土日に分けて見ると、平日は10分にとどまっているのに対し、土曜日30分、日曜日38分と、休日には育児時間が増加している。保育園児を持つ父母を対象にした調査によると、「お風呂に入れる」「遊び相手になる」「生活上のしつけ」「運動会などの行事に参加」の

各項目では、「夫婦半々」又は「主に父親」がやると回答した割合が父母ともに半数を超えているのに対し、「保育園の送り」「保育園の迎え」「子どもが病気の時、仕事を休む」の各項目では、父母ともに2割に満たない。男性の育児休業取得者も全体のわずか0.8%に過ぎない。

仕事を犠牲にしてまでは子育てに参画しないが、仕事に支障のない範囲では積極的に子育てにも関わっていかうとする今どきの父親像が浮かび上がる。

2-3 父親のより積極的な子育て参画が求められる。

これまで見てきたように、母親は「家事も育児も仕事も」と二重、三重に負担を負っている。とりわけ、母親に強い期待と責任が課されている子育てに関しては、父親が積極的に参画、分担することによって、母親の負担を軽減していくことが望まれる。

これは、単に母親の負担を軽減する、ということではなく、そもそも「親」として本来果たすべき子育ての役割を担う、ということである。そして、そのことを通じて、子どもの心身の健全な発達が期待されるとともに、父親自身が、仕事中心の生活から家庭に戻ることで、多くの父親が失っているといわれる子育ての喜びを味わう機会を取り戻すということである。

第1編
 第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第4節 親子
 3 家庭における子育て

■ 父性原理と母性原理 masculine principle of the father-world and feminine principle of the mother-world ■

ユングの用語。父性原理とは「切る」原理をいい、きびしさ・規律・鍛練などを意味し、母性原理とは「包む」原理をいい、やさしさ・受容・保護などを意味する。子どもの人間形成においては、母性的なやさしい受容・保護とともに、父性的なきびしい規律・鍛練が必要であるが、現代の家族においては父親不在や父親の権威喪失のため父性原理が欠如し、そのため子どもの人間形成が歪んだかたちになっているという論者が多い。

(新版社会学小辞典(有斐閣)より)

図2-79 日・米・中の高校生の規範意識

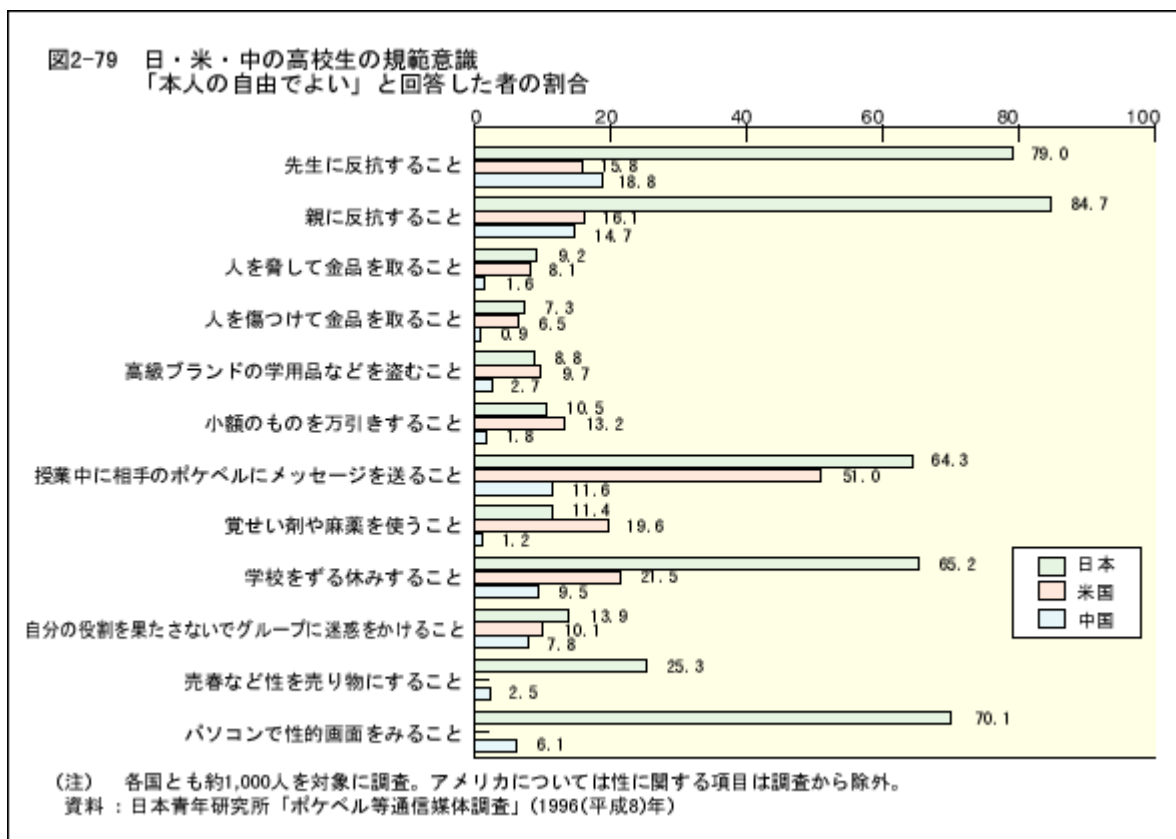


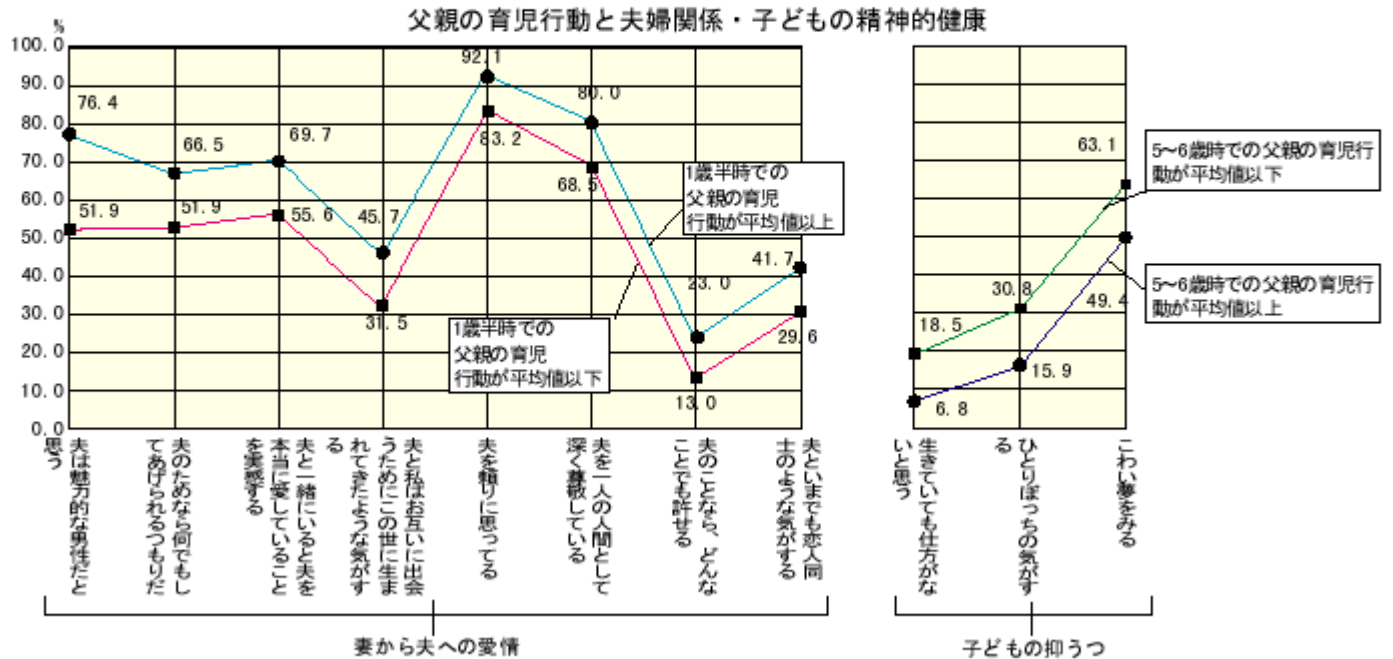
図2-80 父親の育児行動と夫婦関係・子どもの精神的健康

図2-80 父親の育児行動と夫婦関係・子どもの精神的健康

妊娠中から対象児童が10歳になるまでの追跡調査によると、子どもが乳幼児期にあった時の父親の育児行動が、その後の夫婦関係や子どもの精神的健康と関連することが指摘されている。子どもが1歳半時と5~6歳時での父親の育児行動の得点について平均点を算出し、平均点以上に育児行動を行っていた場合と平均点以下の場合とで、子どもが10歳になった時の「妻から夫への愛情」「子どもの抑うつ傾向」をみると、

- ・ 父親が平均点以上に育児を行っていたほうが、妻から夫への愛情は深い。
- ・ 父親が平均点以上に育児を行っていたほうが、子どもの抑うつ傾向は低い。

結果となっている。



(注) 一定の統計的有意性の認められる項目について結果を表示している。

資料：菅原ますみ「父親の育児行動と夫婦関係・子どもの精神的健康」(1998(平成10)年3月、日本発達心理学会発表資料)

図2-81 お子さんには家事協力をしてほしいと思っていますか

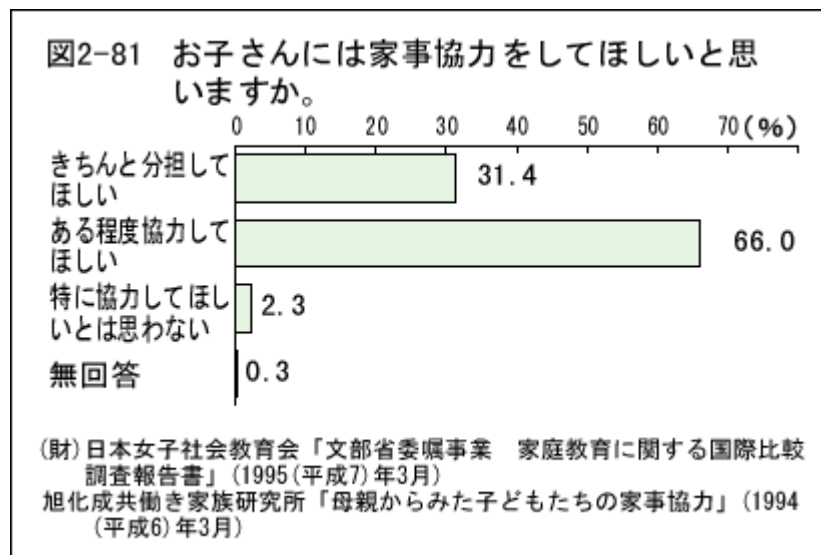


図2-82 子どもにとって、家事と勉強ではどちらができることが大切だと思いますか

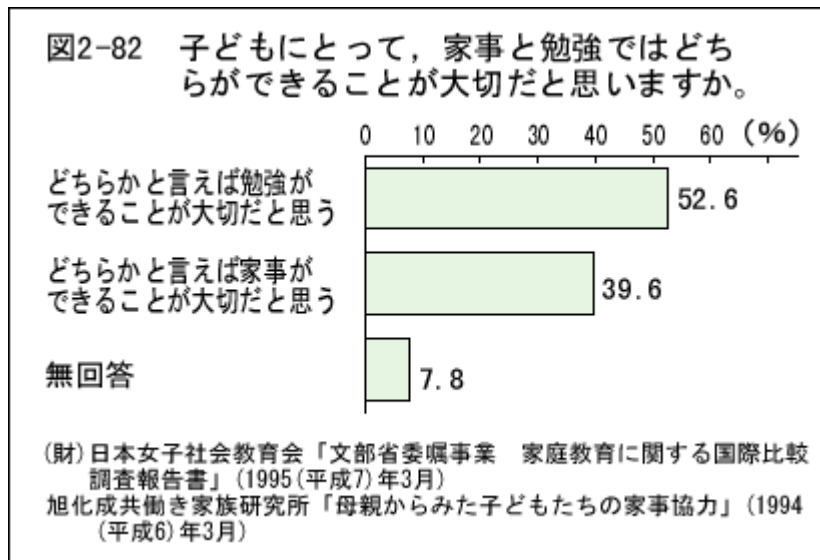


図2-83 家事全体を通してみると、お子さんはどの程度手伝っていますか

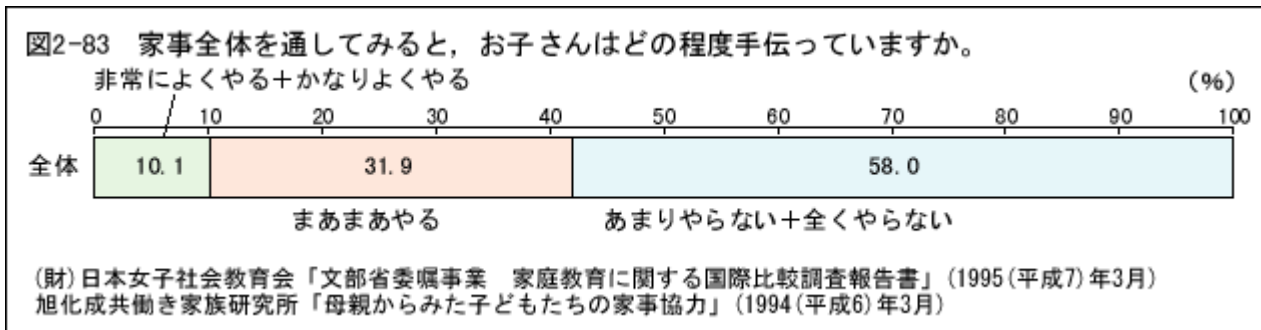


図2-84 家事を手伝うことについて、お子さんはどのように感じていますか

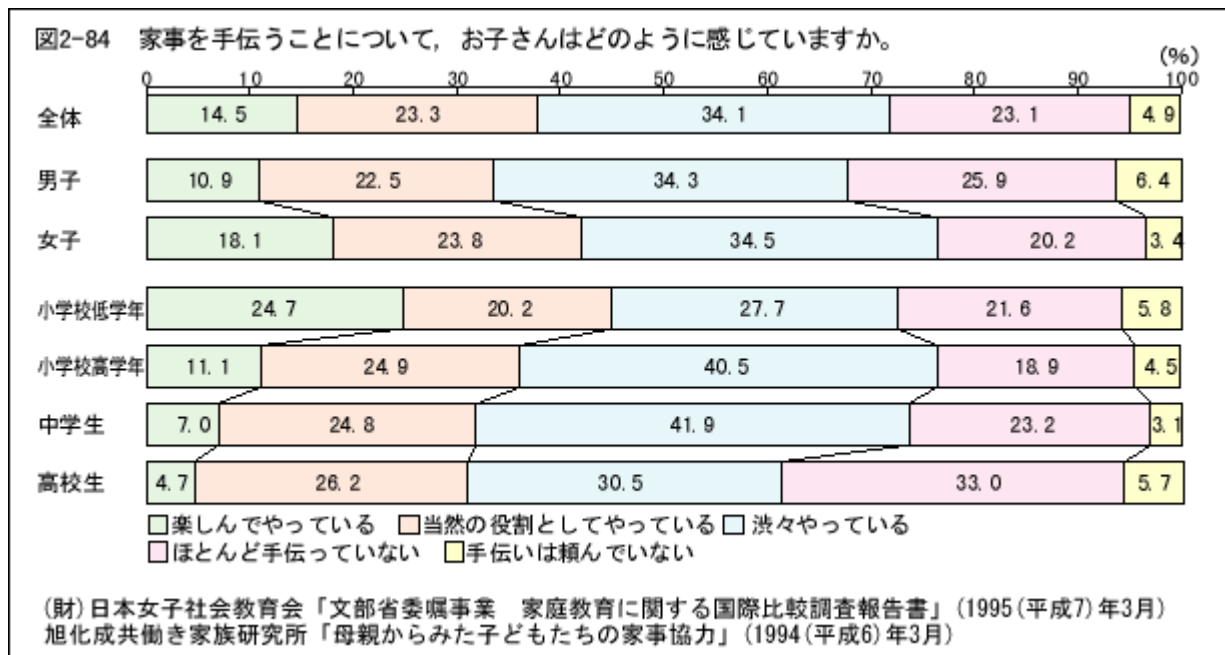
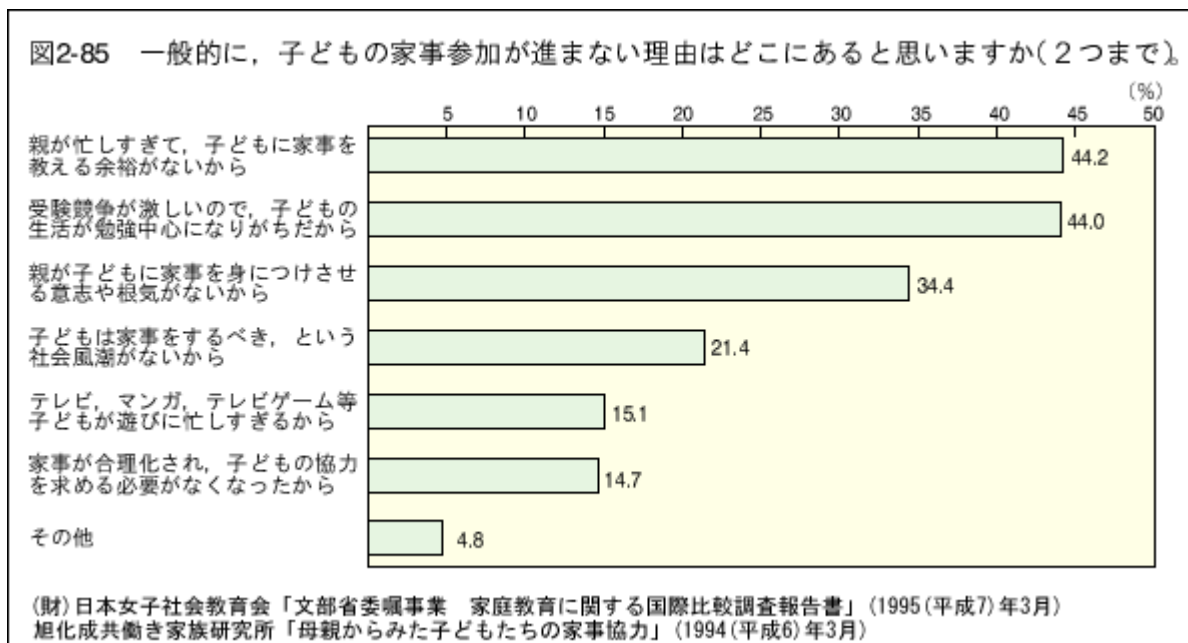


図2-85 一般的に、子どもの家事参加が進まない理由はどこにあると思いますか(2つまで)



3-1 親には、優しさと厳しさを持って子育てすることが求められる。

子どもが健全に成長するための親の子育て態度として、子どもをあるがままに肯定し受容する優しさ(包容性)と子どもに理念や社会の規則を教える厳しさ(規範性)という態度が必要である、といわれる。

この優しさは「母性原理」と、厳しさは「父性原理」と呼ばれることもあるが、父親も母親もこの両方の原理を持ち得る。近時、子育てにおける父親不在という現実の中で、父親・母親両方が子育てに関わる場合に比べ、ともすれば「父性原理」が欠如しがちであることが子どもの成長に悪影響を及ぼしているとの指摘がなされ、子育てにおける父親の役割の重要性が叫ばれている。

こうした中で、家庭において父親がまず子育て自体に積極的に関わり、夫婦が共に子育てを担う中で、親として求められる優しさと厳しさという二つの態度を持って十分に子どもと接することが求められる。

3-2 日常生活におけるしつけは家庭教育の重要な役割である。

家庭教育は、乳幼児期の親子の信頼関係の形成を基礎として、基本的な生活習慣や生活能力を育成するものであり、すべての教育の出発点であるが、近年、家庭の教育力の低下が指摘されている。

1993(平成5)年の総理府の世論調査によると、「最近では家庭のしつけなど教育する力が低下している」と思う者の割合は75%と、5年前の63%に比べ上昇している。特に、「全くそのとおりだと思う」と答えた者の割合は17%から31%と大幅に上昇している。

低下している教育力の具体的な内容としては、「基本的な生活習慣」が55%と最も高く、以下、「根気強さ、忍耐強さ、意志の強さ」「お金や物を大切にすること」「責任感」「公共心や社会的規範」「礼儀作法、マナー」「言葉づかい」などの回答が多くなっている。

また、家庭の教育力が低下している理由としては、「子どもに対して、過保護、甘やかせすぎや過干渉な親の増加」が65%と最も多く、「子どもに対するしつけや教育に無関心な親の増加」(35%)、「学校や塾など外部の教育機関に対するしつけや教育の依存」(33%)、「親子がふれあい、共に行動する

機会の不足」(32%)、などを挙げる者もかなりいる。

家庭の中で、子どもは勉強してさえいれば後は甘やかされ、基本的な生活習慣や事の善し悪しなどを判断する能力、社会生活を営む上で当然必要とされるべきことを教え込まれず、親から本気で叱られた経験に乏しいことが、叱られるとすぐに「キレてしまう」子どもたちを作る一因になっているのではないだろうか。

家庭においては、基本的な生活習慣、生活能力、他人に対する思いやり、社会的な礼儀作法、善悪の判断能力などのしつけについては、徒らに学校に依存しようとせず、家庭教育の最も重要な役割の一つであることを再認識し、その役割を果たしていくことが期待される。

1998(平成10)年の有識者調査においても、「子どもたちの教育は学校だけに頼らず、家庭や地域がもっと大きな役割を果たすべきだ」という考えに対し、「好ましい」「どちらかといえば好ましい」併せた回答が実に97%になっている。

なお、しつけによって子どもの正義感や規範意識を内面化し、確かなものとするためにも、平素の暖かい愛情の絆と信頼関係が大切である。また、そうした内面化の営みは時間をかけて行うものであり、子どもにねばり強く繰り返し働きかける姿勢が大切である。

3-3 子どもも家族の一員として、家族を支え合える存在となることが大切ではないか。

小学校1年生から高校3年生までの子どものいる家庭の母親を対象にした調査によると、ほとんどの母親が子どもに家事協力を期待している。

一方、子どもの家事協力状況を見ると、「非常によくやる」「かなりよくやる」子が約1割に対し、「あまりやらない」「全くやらない」子が約6割を占めている。家事協力の態度を見ると、「楽しんでやっている」「当然の役割としてやっている」という積極的な態度を示す者は約4割、「渋々やっている」「ほとんど手伝っていない」という消極的な態度を示す者は約6割となっている。

家事協力が進まない理由としては、「親が忙しすぎて、子どもに家事を教える余裕がない」と「受験競争が激しいので、子どもの生活が中心になりがち」がいずれも4割を超え上位を占めている。また、家事と勉強を比べた場合、子どもにとって勉強ができることの方が大事である、と考える母親が過半数を占めている。

このように、親は、子どもの家事協力を期待しつつも子どもの生活を勉強中心に考え、一方、子どもは、家事分担を「家族の一員として当然の役割」とは考えない傾向が見られる。

子どもは勉強してさえいればよく、生活の面倒はすべて親に見てもらえばよい存在であればよいのだろうか。子どもは子どもなりに、できる範囲で家事を手伝ったり、弟や妹の面倒を見るなど家族の一員として親や兄弟姉妹を思いやる、家族を支え合える存在となることが大切なのではないだろうか。

第1編
 第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第4節 親子
 4 ひとり親家庭

表2-86 母子世帯になった理由別 母子世帯数および構成割合の推移

表2-86 母子世帯になった理由別 母子世帯数および構成割合の推移

	年次	総数	死別	生別			
				総数	離婚	未婚の母	その他
推計数(千世帯)	1952(昭和27)	694.7	590.9	103.7	52.4	11.2	40.1
	1956(31)	1150.0	896.0	254.0	168.0	22.0	64.0
	1961(36)	1029	793.0	236.0	173.0	20.0	43.0
	1967(42)	515.3	351.1	164.2	122.1	9.4	32.8
	1973(48)	626.2	387.3	238.9	165.1	15.3	58.5
	1978(53)	633.7	316.1	317.5	240.1	30.3	47.1
	1983(58)	718.1	259.3	458.7	352.5	38.3	67.9
	1988(63)	849.2	252.3	596.9	529.1	30.4	37.3
	1993(平成5)	789.9	194.5	578.4	507.6	37.5	33.4
構成割合(%)	1952(昭和27)	100.0	85.1	14.9	7.6	1.6	5.8
	1956(31)	100.0	77.9	22.1	14.6	1.9	5.6
	1961(36)	100.0	77.1	22.9	16.8	1.9	4.2
	1967(42)	100.0	68.1	31.9	23.7	1.8	6.4
	1973(48)	100.0	61.9	38.2	26.4	2.4	9.4
	1978(53)	100.0	49.9	50.1	37.9	4.8	7.4
	1983(58)	100.0	36.1	63.9	49.1	5.3	9.5
	1988(63)	100.0	29.7	70.3	62.3	3.6	4.4
	1993(平成5)	100.0	24.6	73.2	64.3	4.7	4.2

(注) 総数は、不詳を含んだ値である。
 資料:厚生省児童家庭局「全国母子世帯等調査」

表2-87 母子世帯・父子世帯の生活状況

表2-87 母子世帯・父子世帯の生活状況

	父子世帯	母子世帯
持ち家率	56.4%	34.0%
就労割合	93.0%	87.0%
平均年間収入金額	423万円 (325万円)	215万円 (181万円)

(注)1. 平均年間収入金額は平成4年の世帯当たり収入額である。
 2. 平均年間収入金額の()内は、有業者1人当たりの平均年間収入金額である

資料:厚生省児童家庭局「平成5年度全国母子世帯等調査」

■ 男の子3人を育てる母子家庭・宮山さん ■

在宅福祉サービス会社で働く宮山あかねさん(36)が結婚したのは勤めの経験もない大学卒業後すぐ。3人の息子にも恵まれた

が、結婚生活10年目、子どもが小学校4年(双子)と5歳の時に協議離婚が成立し、子どもは宮山さんが引き取るようになった。

小さな子どもを3人抱える母子世帯にはアパートを貸してくれる大家がなかなか見つからず、住まい探しの段階になって初めて母子世帯の悲哀を感じたという。結局、それまで子どもや地域を通じて築いた人間関係を維持したかったので近所に住むことにした。旧姓の宮山に戻った事情、離婚や生活の変化も近所や友人に包み隠さず話したことで、むしろ、何かと支えになってくれ心強かったという。しかし、宮山さん自身の経済的自立と社会的再出発については何も思い描けず、呆然自失したという。

その後、職業訓練校の存在を知った。ここでは訓練校に通う期間は生活保障費が支給されるので大きな力になった。母子世帯への様々な支援制度があることも知り、目一杯に利用した。

「離婚直後のつらい時期を越えると、明るく屈託のない息子3人に支えられ離婚も人生のほんの一コマと思えるようになりました。子どもたちも兄弟が3人いることで、留守番も寂しくなく互いに支え合っているようです。自分が困ったときに誰か助けてくれる人がいるんだと実感できて強くなりました。また、外で働くことで、主婦でい続けたならば知ることのなかったであろういろんな人の人生があることも知ることができたし、仕事にすごい充実感、手応えを感じています。」と宮山さん。そこには人生の大きな波を乗り切った女性の自信と、現在の生活の充実ぶりがにじみ出ている。

図2-88 離婚により生じた悩み

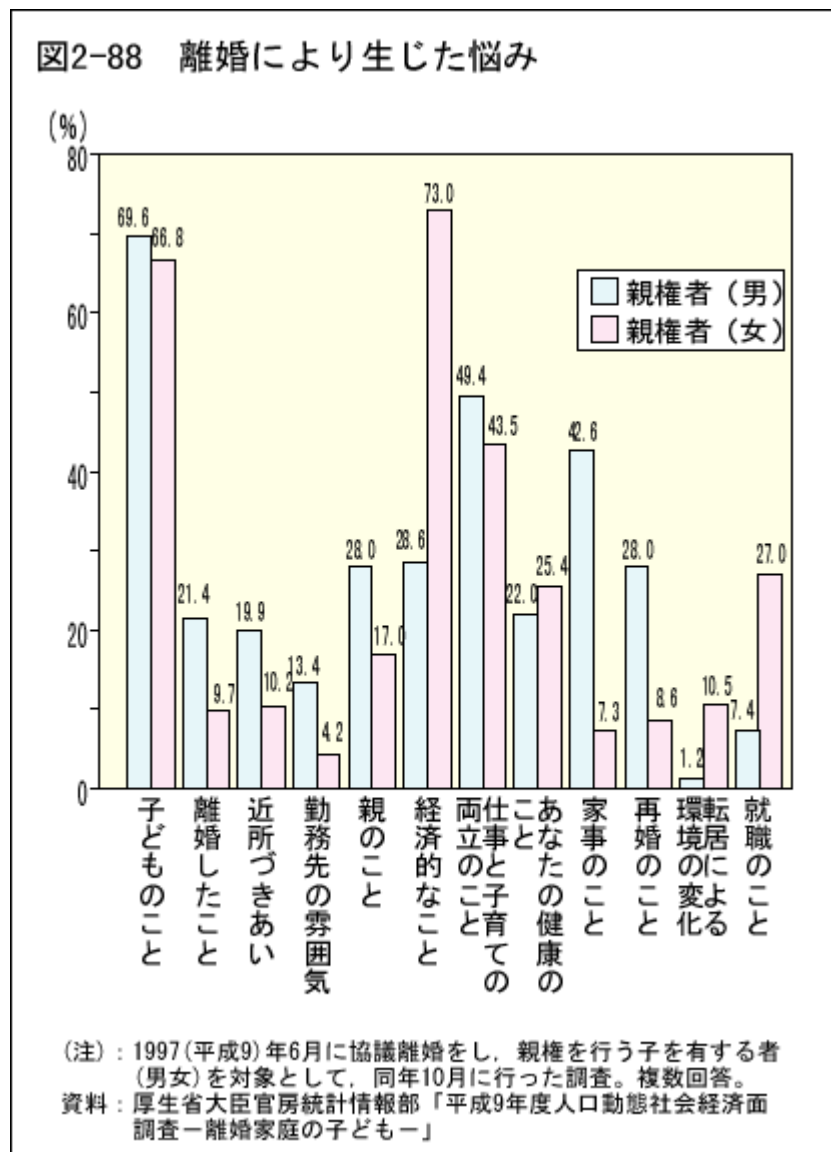
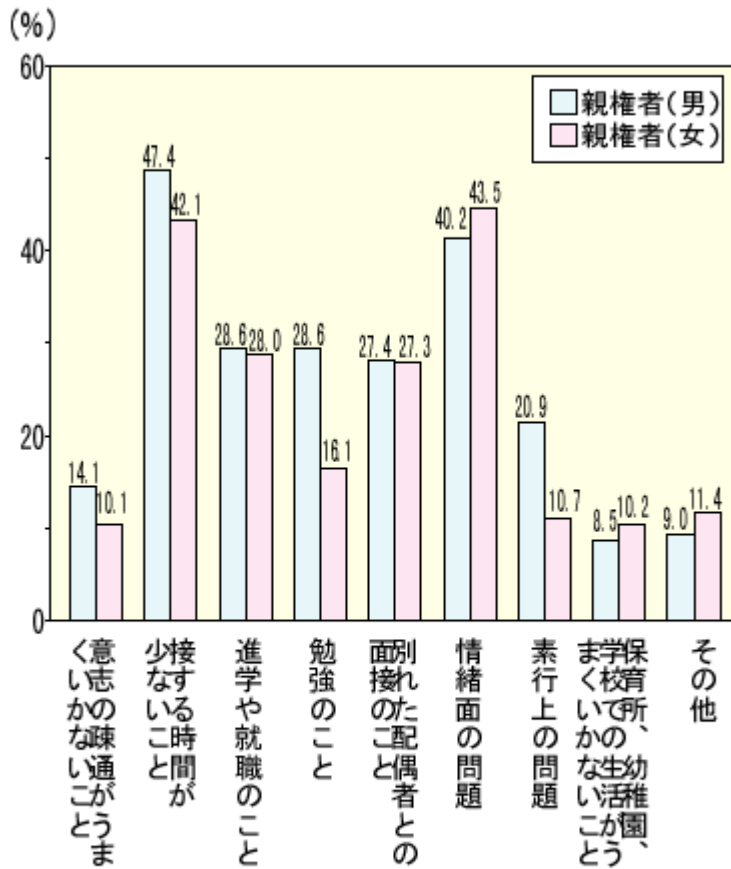


図2-89 子どもに関する悩み

図2-89 子どもに関する悩み



(注)：1997(平成9)年6月に協議離婚をし、親権を行う子を有する者(男女)を対象として、同年10月に行った調査。図2-88で「子どものこと」で悩みのある者を集計した。複数回答。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「平成9年度人口動態社会経済面調査-離婚家庭の子ども-」

■ ますだ地区父子会 ■

島根県がひとり親家庭などの実態調査を行う中で、相談したり話し合う相手がいないことが父子家庭の大きな悩みになっていることが分かり、それを援助するために始められた父子家庭等援助事業をきっかけに、1994(平成6)年、海水浴やキャンプなどの余暇活動を通して親睦を深める「ますだ地区父子会」が設立された。

現在会長を務めている児玉栄さんも設立当時のメンバーの一人。児玉さんは双子の子どもが3歳のとき離婚し、子どもを引き取った。当初は子どもの世話が大変だったこともあって、再婚を考えていたし、周りの人たちも勧めていた。しかし実際、女性と交際する時間はなかった。

次第に、児玉さんは周りの視線が非常に気になったという。「男に子育てなんてできない」といったげな周囲の雰囲気を感じ、ありと感じ、児玉さんは意地でも子どもを育てていこうと決意した。

ちょうどそのころ、福祉事務所の担当者から父子家庭の行事に参加しないかと声をかけられ、参加した。そこで児玉さんは大きなショックを受けた。子どもたちが生き生きとしていたのだ。その姿を目にして自分がしょげていたのでは駄目だと感じ、それ以降、積極的に父子会の活動に参加するようになった。

現在「ますだ地区父子会」に参加しているのは17世帯、「友好母子会」という母子家庭の有志の集まりなどとの交流も行われている。また島根県東部の出雲部においても、今春、父子会が設立された。

図2-90 先進諸国における婚外出生割合

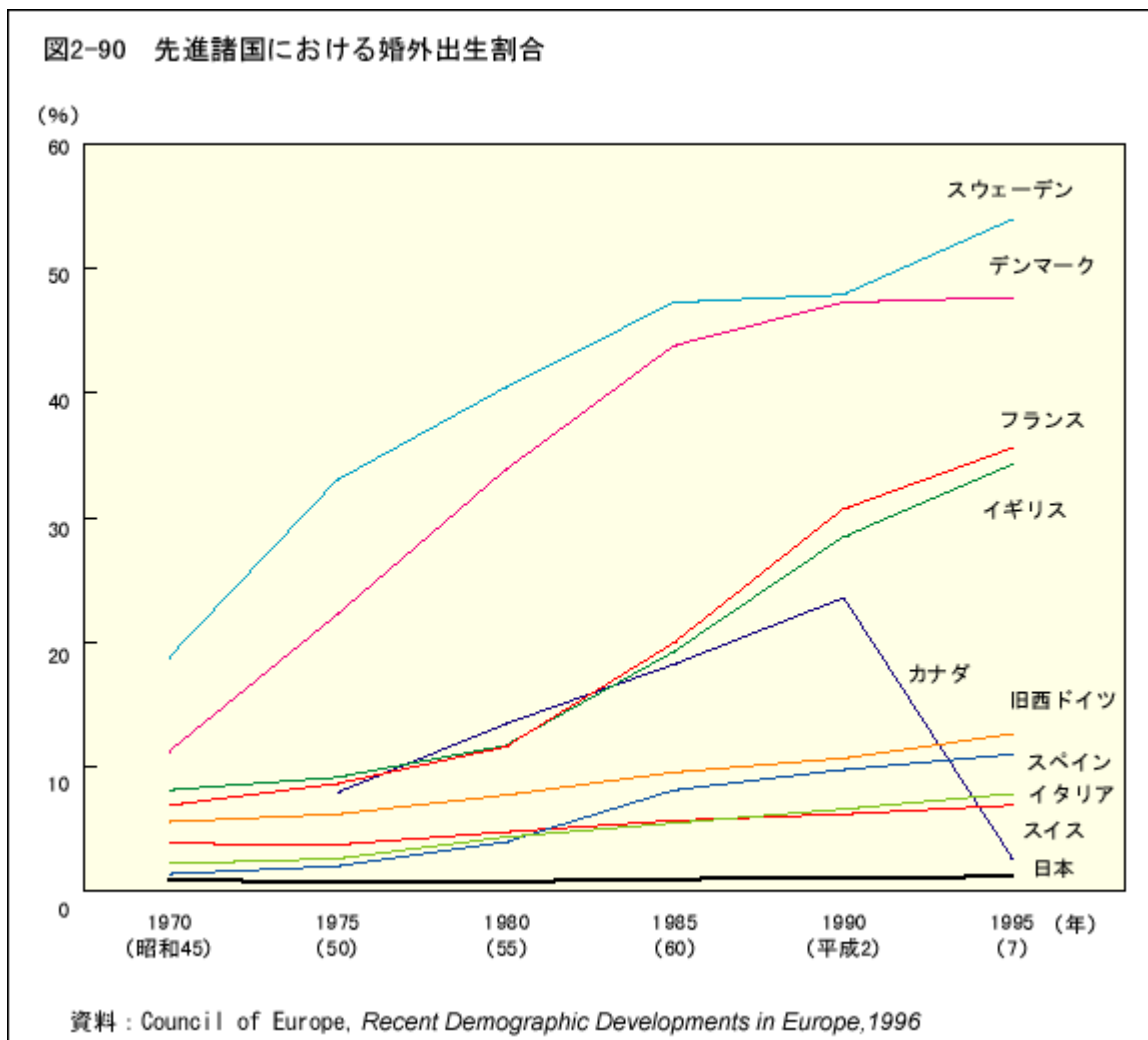


表2-91 嫡出子・嫡出でない子・自然-人工別にみた死産数及び割合

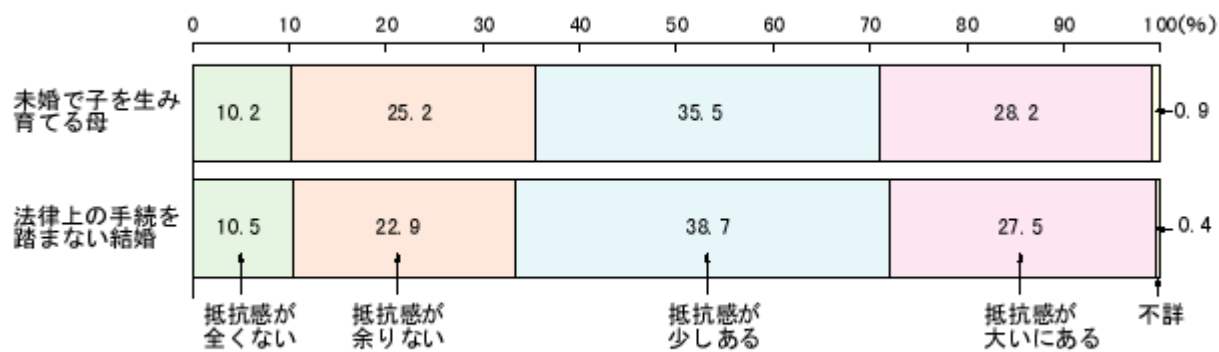
表2-91 嫡出子・嫡出でない子・自然-人工別にみた死産数及び割合

	件数(%)		
	総数	自然死産	人工死産
嫡出子	23,129 (100.0)	15,494 (67.0)	7,635 (33.0)
嫡出でない子	16,407 (100.0)	2,835 (17.3)	13,572 (82.7)

資料: 厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」(1996(平成8)年)

図2-92 「事実婚」「未婚の母」について

図2-92 「事実婚」「未婚の母」について



資料：経済企画庁「家庭と社会に関する意識と実態調査」（1994(平成6)年）

■ 未婚の母（シングルマザー） ■

団体職員木村裕子さんが、結婚しないまま長男太郎君を生んだのは、「シングルマザー」という言葉が使われだした1991（平成3）年のことだった。

妊娠したことを知ったとき、迷うことなく生む決意をした。彼に相談すると、暗に生まないようにいい、両親の反対もあった。「子どもが生きていくこと自体が社会に認められていること。もし大きくなっていじめられたら、いじめられる方が悪い。そんな弱い子には育てないワ」といい、「結婚しないで子どもをつくり、責任を持って子どもを育てながら、自分が選んだ仕事をしていく」、裕子さんはその選択肢を信念を持って選び、貫いた。

両親が子育てを支援してくれているので、ひとり親であることの悩みはほとんどない。けれど「太郎がお父さんがいればいいのになあって何度か言ったんです。お父さんがいなくて寂しい？って聞くとそれ以上は突っ込みませんでした。お母さんを困らせまいと思ったんでしょうね。本当のパパのこと、いずれきちんと話してやらないといけないと思っています」。

裕子さんは、1)子どもの考えをよく聞くこと2)よいことと悪いことの判断ができるようになること3)細かいことはいわないこと、これを子育ての基本方針に、太郎君と接する時間をできるだけ多くつくることを心がけている。このしっかりとした子育て哲学の下、今小学1年の太郎君は、自立心が強く優しい子どもに育ってくれている。裕子さんは、太郎君の寝顔を見ながら、「この子を生んで本当によかった」とつくづく感じている（文中仮名）。

4-1 離婚による母子世帯が増加している。

戦後間もない1952（昭和27）年当時は、死別母子世帯が85%（うち、戦争に起因する死別が38%）と大部分を占め、離婚による母子世帯は8%、件数にして52,400件に過ぎなかった。ところが、1993（平成5）年には死別母子世帯が25%、離婚母子世帯が64%と逆転し、離婚によるものが大部分を占めるに至っており、件数も10倍近い507,600件となっている。

こうした変化は、我が国の離婚率が戦後最高を記録しつつある中で、前述のように、有子離婚件数も急増していることや、以前は、父親が離婚後の親権者になる場合の方が多かったのが、今や多くの場合母親が親権者になっていることなどによるものと考えられる。

4-2 依然として経済的な困難を抱えている母子家庭は多い。

母子世帯の年収は、1995（平成7）年において254万円となっており、依然として経済的な困難を有している家庭も多い。母子家庭の置かれている困難な経済状況や離婚の実態からすれば、母子世帯の生活の安定と自立の促進を図るため一定の年収以下の母子世帯を対象に支給される児童扶養手当が果たしてきた役割は決して小さくない。

しかし、一方では、近年の離婚の増加に伴い、児童扶養手当の受給者は毎年約2万人増加し1996（平成

8) 年度末には約62万世帯に達しているほか、給付費も毎年約100億円程度増加しており、厳しい財政状況の下、離別した父親の扶養義務との関係や、母子家庭以外の子どものある世帯との均衡の問題も指摘されている。こうした状況を踏まえ、1998(平成10)年8月からは、児童扶養手当に係る所得制限が見直されることとなっている。

母子家庭の母親の就労状況を見ると、就労率自体は1961(昭和36)年で86%、1993(平成5)年で87%とほとんど変化していないが、雇用者の割合は1961年では41%であったのに対し、1993年では73%を占めるに至っている。子どもを抱えた母親の雇用機会は極めて乏しかった状況と比較すると、近年、労働力の高齢化、女性の就業率の上昇やサービス産業従事者の比率が高まる中で、母子家庭の雇用機会も拡大し、多様化してきている状況にある。

こうした中で、今日、母子家庭の自立を図るためには、母子家庭の母親の仕事と育児の両立と併せて、条件の良い雇用先の確保が可能となるような職業能力の開発を支援していくことが大きな課題となっている。

4-3 父子家庭では、身の回りの世話が不十分になりがちとなっている。

父子世帯は、母子世帯のおよそ5分の1の約16万世帯となっている。うち、離婚によるものが約6割を占めている。父子世帯の1992(平成4)年の年間収入を見ると、世帯平均(平均世帯人員3.33人)で、母子世帯(同3.03人)の約2倍となっており、母子家庭の母親の73%が「経済的なこと」について悩みを感じているのに対し、父子家庭の父親では29%にとどまっている。

他方、「家事のこと」で悩みを感じている割合は、母子家庭の母親が7%に過ぎないのに対し、父子家庭の父親では43%と高く、家事の負担感が強くなっている。家事の不慣れや、職場優先の企業風土の下で家庭での時間が十分に取れないために、身の回りの世話が不十分になりがちな父子家庭像が浮かび上がる。

4-4 母子家庭、父子家庭問わず、仕事と育児を両立するための支援が重要である。

「仕事と子育ての両立のこと」については、母子家庭の母親の44%、父子家庭の父親の49%が悩みを感じている。

母子家庭と父子家庭の経済状況は大きく異なっており両者を全く同一にとらえることは適当ではない。しかし、これらの家庭では、通常、母親、父親が一人で仕事と子育ての責任を一手に引き受けなければならない、仕事と育児の両立は死活問題である。母子家庭と父子家庭を問わず、仕事と育児の両立を支援することは重要な課題である。

4-5 ひとり親家庭が抱える様々な子育ての悩みに対し、理解と支援が求められる。

また、母子家庭の母親、父子家庭の父親のいずれもその7割近くが「子どものこと」に悩みを持っている。子どもに関する悩みの内容を見ると、いずれの家庭も、その4割以上が「接する時間が少ないこと」「情緒面の問題」を挙げている。ひとり親家庭への移行期においては、生活環境の激変によって、子育てに対しとまどいや混乱が生ずることもあろう。

これらひとり親家庭の抱える子育ての悩みに対し、地域や行政、職場など、様々な場を通じて、理解と支援が進められていくことが求められる。

4-6 我が国の婚外出生割合は1%程度で、諸外国に比べ極めて低い。

我が国の全出生数に占める婚外出生(婚姻の届出のない男女の間に生まれた子)割合は1%程度で、5割前後のスウェーデン、デンマーク、3割強のイギリス、フランスなどの諸外国と比べ極めて低い水準になっている。

我が国の婚外出生割合が極めて低い背景には、これらの諸外国では同棲が広がり、更に同棲状態のまま子どもを産むことも広まったのに対し、我が国では婚姻届を重視する意識が強く、同棲率は極めて低い割合で推移していること、また、出産は婚姻を前提とするものという規範意識が強いために、婚外出生児に対する社会的な偏見や差別が根強く存在していることなどがある、と考えられる。

死産数に占める人工死産の割合が、嫡出子の場合33%であるのに対し、嫡出でない子の場合83%と大変高い割合になっていることは、こうした状況の反映とも見ることができる。

しかしながら、1994(平成6)年に行われた調査では、「事実婚」「未婚の母」について、「抵抗感が全くない」「抵抗感があまりない」と答えた者の割合がいずれも3割を超えており、徐々に受け入れられつつある。

第1編
第1部 少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—
第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
第4節 親子
5 養親子

表2-93 特別養子縁組制度の概要

表2-93 特別養子縁組制度の概要

- ・孤児や婚外子などの要保護児の救済等を目的として、昭和62年民法改正により創設。
- ・特別養子縁組は、通常の縁組と異なり、実親及びその親族との法律上の親族関係が、婚姻障害を除き消滅する。
- ・特別養子縁組の成立要件は以下のとおり。
 - ①原則として、6歳未満の幼児であること
 - ②父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき(要保護性)
 - ③養親となる者は、配偶者のある者でかつ夫婦がともに養親となること
 - ④養親となる者は、25歳以上であること(夫婦の一方が25歳以上であれば、他方は20歳以上であればよい)
 - ⑤養子となる者の父母が同意していること(ただし、父母による虐待その他養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合はこの限りでない)
- ・特別養子縁組は、以上のような要件を満たし、6か月以上の試験養育の状況を観察した上、妥当と認められる場合に、家庭裁判所の審判によって成立する(家庭裁判所の審判は、養親となる者の申立により行われる。)

■ 小糸さんの「キメラ家族」づくり ■

「キメラ家族」、福岡市の小糸一子さん(49)は自分たちの家族をこう呼ぶ。76歳のおばあちゃん、高3の長女、中1の長男、小4の次女、小3の次男、幼稚園年長組の三女に小糸さん夫婦の8人の家族のうち、血のつながりがあるのは小糸さんとおばあちゃんだけ。血のつながりにこだわらず、一つ屋根の下で一緒に生活し、支え合い、育ち合う家族、それをギリシャ神話にあるライオンの頭、羊の体、蛇の尾を持つ怪物キメラになぞらえ「キメラ(合体)家族」と呼んでいる。

「キメラ家族」は、今から20年近く前、結婚して10年間子どもに恵まれなかった小糸さん夫婦が、「乳児院や児童養護施設で暮らしている子どもたちと子どもに恵まれない夫婦がお互いに不足しているところを補い合って家族をつくろう」と考えたことに始まる。小糸さんは当時住んでいた東京都に里親として登録し、2か月後当時1歳9か月だった長女を児童相談所から預かった。

長女が少しずつ成長するにつれ、小糸さんは家族には年とった人もいることが必要なことだと思ふようになり、福岡で2人暮らしをしていたおば夫婦と一緒に暮らすことを決めた。福岡ではさらに4人の子どもたちが「キメラ家族」に加わった。おじいちゃんが家族みんなに見守れながら自宅で息を引き取るという悲しい出来事もあったが、泣いたり、悩んだり、苦しんだりしながら、家族みんなで大きな山を一步一步乗り越えてきた、と小糸さんは振り返る。

小糸さんは3歳前後から少しずつ子どもたちに産みの親のことを話すことにしている。子どもたちが実の親に会いたいという気持ちを大事にすることも大切だと考えており、実の父親が会いに来たり、電話で話し合う子どももいる。小糸さんは、将来、自然なかたちで親許に帰っていくことがあってもいいなと感じている。

5-1 我が国では、1987年に子どもの福祉を目的とする特別養子縁組制度が創設された。

養子制度は、歴史的・世界的には、家の継承や老後の扶養など「家・親」のための制度から、親のない子や家庭的に恵まれない子に親を与える、という「子どもの福祉」のための制度へと変わってきた、といわれている。

「子どもの福祉」のための養子制度は、第1次世界大戦時に孤児・棄児・婚外子が大量に生じたことを契機として急速に発展し、各国の養子法の中に取り入れられた。

我が国の養子制度は、明治初期には養子を迎える者を戸主に限定するなど「家」のための制度としての性格が色濃くある制度だった。戦後改正された民法においては、一部に「子どもの福祉」への配慮が見られるが、1987（昭和62）年の民法改正において、初めて「子どもの福祉」そのものを正面から目的とする特別養子縁組制度が創設された。

特別養子縁組は、原則として6歳未満の幼児であって父母による監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、家庭裁判所の審判を経て成立する。この縁組は、通常の縁組と異なり、実親およびその親族との法律上の関係が消滅することが大きな特色である。

5-2 我が国における養子縁組は、成人養子縁組が圧倒的多数を占めている。

我が国の養子縁組届出件数の総数は、1996（平成8）年度には、80,314件となっている。ここ30年の間8万件～9万件程度で推移しており、あまり大きな変化は見られない。

これに対し、1996（平成8）年において、家庭裁判所の許可を要する未成年者を養子とする普通養子縁組の認容件数は971件、特別養子縁組は426件となっており、我が国における養子縁組は圧倒的に成人養子縁組となっている。特別養子縁組の養親子の属性を見ると、養親となる者の約9割が子どもを持たない者、養子となる者の約9割が非嫡出子となっている。また、養親となる者の84%が里親で占められている。

里親制度は、様々な事情によって実親の養育や愛情を受けられない子どもたちを預かって家庭的養育を与える制度で、1996年度末現在7,975名の里親が登録され、そのうち1,841名が子どもの養育を委託されている。また、現在、児童相談所においては、里親の希望がある場合などには、特別養子縁組を含む養子縁組のあっせんが行われている。今後も、里親制度そのものの積極活用とともに、養子縁組制度が積極的に活用されることが望まれる。

第1編
 第1部 少子社会を考えるー子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第4節 親子
 6 成人した子と親の関係

図2-94 仕事を持つ20～34歳未婚女性の親との同居率の推移

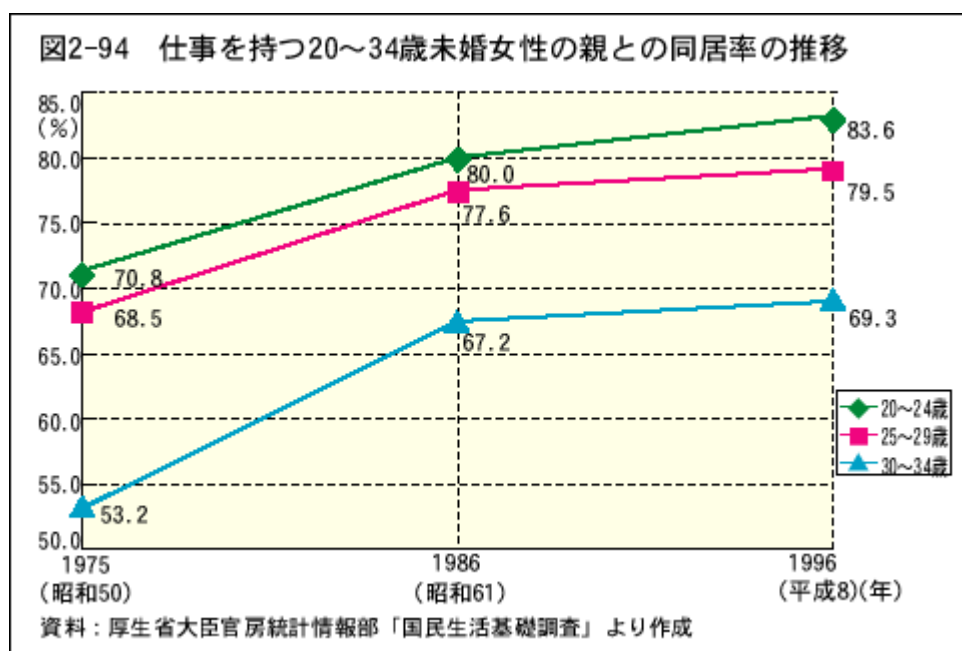


表2-95 親と同居する未婚者と親とのつながり

表2-95 親と同居する未婚者と親とのつながり

	計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
親から経済援助を受けている	48.6	85.2	57.8	30.5	27.5	27.5
親から日常的に世話をしてもらっている	84.6	95.2	89.0	81.1	74.2	66.4
親に経済的援助をしている	31.2	9.7	29.0	38.1	39.2	53.4

資料：1997(平成9)年度厚生省心身障害研究「少子化についての専門的研究」

表2-96 親との同居別居・別居の親との時間距離

表2-96 親との同居別居・別居の親との時間距離

(1)親との同居別居

(%)

標本数	妻の親と同居	夫の親と同居	別居
3,828	7.7	23.2	69.4

(2)別居の親との時間距離帯別分布

(%)

標本数	親の敷地内	15分未満	15～30分	30～60分未満	60分以上
2,669	6.6	25.1	17.6	13.1	37.6

(注) 夫婦両方の親が生存の場合のどちらか近い方の親との時間距離の分布。

資料:国立社会保障・人口問題研究所「全国家庭動向調査」1993(平成5)年

■ 少子化と自立する生き方・しない生き方 ■

欧米では、未成年の人間には親が厳しくものを言いますが、大きくなって自分の生活をマネジメントする能力が身につくにつれて、あまり注意することはしなくなります。逆に日本の場合は子どもが小さい時に甘やかし、大きくなるとうるさく言いますが、気になるのは自立のための訓練ができていないということなのです。というのは、自立の問題が学歴を身につけることに吸収されているからで、親は用具を揃えたり、夜食を作ったりする、つまり学校教育の補助機関にしかになっていないわけです。それで子どもは責任の観念が身につかず、親離れ、子離れを難しくして、現代の若い世代の未婚率の上昇、そして少子化を助長しているのではと思います。

自立というのは、経済的自立だけではなく、精神的自立が非常に大事です。自分がどういう時代に、どういう家庭に、どういう素質を持って生まれてきたかは確かに自分の責任ではないのですが、一個の個性を持った独立した人間としてそれをどう活かしていくか、そしてその責任を背負う精神的強さをいつ得るか。それができて、自分の中に希望や責任感が現れ、例えば異性と一緒に自分たちの生活をつくろうという気持ちも生まれてくるのです。

そういう意味では、こうした問題が少子化に直接どういう影響を与えるかということから離れて、人間の生き方として、そういう生き方のできない人間ばかりの社会になってしまい、将来の日本に希望があるだろうかということを考えてしまいますね。

どんな社会でも、教育のない社会はないのですが、日本の場合は西洋の学校制度と明治初めの学制頒布が一緒に入ってきたため、教育が学校教育に収斂されてしまい、人間が一人前になっていくために何がいるかということが、全部学校の問題にされてしまっているんです。

本来は学歴にすべてをかけてという考え方だけではなく、他の人と共存していく社会性も身につけなければならないのですが、昔は大人の影響を受けない近所の子どもの集団、年齢の違う集団の中で身につけていったんです。それが現在は消滅してしまい、同じ学校、同じ学級の中でしか友達ができず、社会的に成熟する機会を奪うことが多くなってしまっていると言えます。

では、子ども自身が社会的に成熟し、新しい人間連携を作っていくためには親がどう子どもを育てていけばいいかということについては、私は父親がどれだけ子育てに関わっていくのかという問題を越えて、父親も母親も一個の人間として、どういうふう生きるか、自分の人生をどうするかということについて、しっかりした見識と確信を持って、モデルとして見せること。それが家庭の教育として一番大事なことだと思います。少子化で出てきた様々な問題に対するひとつの答えとしては、そういう人間を育てるような生き方というものが共通のイメージになることが、この国の将来のためになると考えています。

自立ということは辛いことです。自分が持っているものしかないのに、それでやるしかない。誰に頼ることもできないということを自分で知るわけです。しかし、こういうことだったら自分にどうできるのかということを考えて、自分の一生を求めていくことは立派な自立です。そのことに誇りをもってやれるような仕事ができれば、実に立派な人生だと思います。逆に自己主張をするだけで、わがままを言う人生より、どんなに尊いかわかりませんね。

人生は思い通りにならないことが当たり前で、それがあるのがけしからんと言うのだったら、いつまでも精神的自立はできません。確かに子どもはのっぴきならないものを持っているけれども、かけがえのない尊さを持っています。私は子どもを持つことの意味、子どもを持つことの大きな価値とその人自身の価値とはつながっていると思うんです。ですから、日本人がもう少し個人としてしっかり自分の人生を生きられるような、そういう個人からできた社会になればと感じています。

資料出所：厚生 1998年1月号（財団法人厚生問題研究会編集・発行）

座談会「少子化を語る」における福田歓一東京大学名誉教授の発言より

6-1 親と同居し、親に依存する期間が長期化している。

個人の自立が重視され、成人すると親から経済的に独立し、家を離れることが求められるイギリス、アメリカ、スウェーデンなどの国に対し、我が国では、就業後も親と同居し続けることが少なくない。そして、その期間は長期化している。例えば、仕事を持つ20～34歳の未婚女性の親との同居率をみると、20歳代では1975（昭和50）年に7割程度であったものが、1996（平成8）年には8割強まで上昇している。同様に、30～34歳では5割強から7割程度まで上昇している。

このような現象は、収入を得つつ、親と同居することで経済的負担を免れ、更には親から援助を受け、また、身の回りの世話を受けたいと望む子どもの気持ちと、できるだけ子どもと一緒に暮らしたいとする親の気持ちが重なり合った結果と見ることができる。親と同居している25～34歳の未婚者の親への依存状況を見ると、その約4割は親に経済援助をしているものの、約3割の者は親から経済援助を受けている。また、25～29歳の約8割、30～34歳の7割以上が、親から日常的に世話をしてもらっている。

このような快適な親との同居生活が、親から自立して結婚生活を営むことへのためらいとなって昨今の晩婚化の一因となっている、との指摘があり、1997（平成9）年に20～30歳代を中心に行った調査でも、そのような見方に賛成する者の割合は4割を超えている。

6-2 結婚後の親との居住関係は、約8割が同居か30分以内の近距離別居になっている。

夫妻の親との居住関係を見ると、夫の親と同居している割合は23.2%、妻の親と同居している割合は7.7%と、親と同居している割合は約3割となっている。また、いずれかの親の居住地と時間距離が30分以内の近距離別居は約半数となっており、同居ないし近距離別居の割合は約8割になっている。

これを妻の年齢別に見ると、同居率は若い世代ほど低く、近距離別居率が高くなっており、嫁・姑関係などの人間関係に煩わされずして、子育てなどについては支援を受けやすい近距離別居を志向する傾向がうかがえる。また、夫又は自分の親と同居している既婚女性の同居理由では、親に対する義務・貢献を挙げる割合が高いが、育児支援など自分にとっての便宜を挙げる割合がここ数年高まっており、結婚後においても、親へ依存する傾向の強まりがうかがえる。

6-3 これからの社会では、親も子ども自立が問われていくであろう。

我が国では離家圧力が弱く、男女とも結婚するまでは親と同居するのはごく自然なことで受け止められてきた。そして、高度経済成長を通じた親の経済力の向上と兄弟姉妹数の減少が成人後も長期にわたり親から子どもへの援助を可能にしてきた。そして、長期にわたる子の親への依存が、経済面はもちろん、精神的な依存を高めてきた。

しかし、経済的のみならず、精神的にも自立しない生き方を許容する風潮は、独立した一個人の人間として自らの生き方に責任や希望を持つことのできない人間ばかりを作り出し、そのような社会に希望は持てないのではないか、と問題視する向きもある。

一方、親から自立しない生き方は、それ自体、個人の生き方の選択の問題であり、親と子の双方にとって満足なのであれば、望ましいことである、との意見もある。また、親と同居することを当然視するのは、子は親と同居し、いずれは老親を扶養するという規範意識に支えられた文化的な土壌があるのであって、そのような文化的背景を抜きにして、イギリスやアメリカ、スウェーデンなどの自立促進社会と比較して「自立」しない親子関係を問題視するのは適当ではない、という考えもある。

しかし、経済基調が低成長に変化し、これからの親世代にはこれまでほどの経済力は期待し難くなる中で、成人後の子どもにとって、これまでのように豊かさを享受できるような親との同居を可能にしてきた条件は損なわれていく可能性が高い。また、少子・高齢化の進展という社会の変革期にあって、これからの若い世代には、好むと好まざるとに関わらず「自立」が問われ、結婚前であっても早期に親から自立して生きていく必要に迫られていくのではないだろうか。同時に、親の側にも、自分の生活を自分で管理することを自覚させるような自立の動機付けを子どもに与えていく態度が求められていくのではない

だろうか。

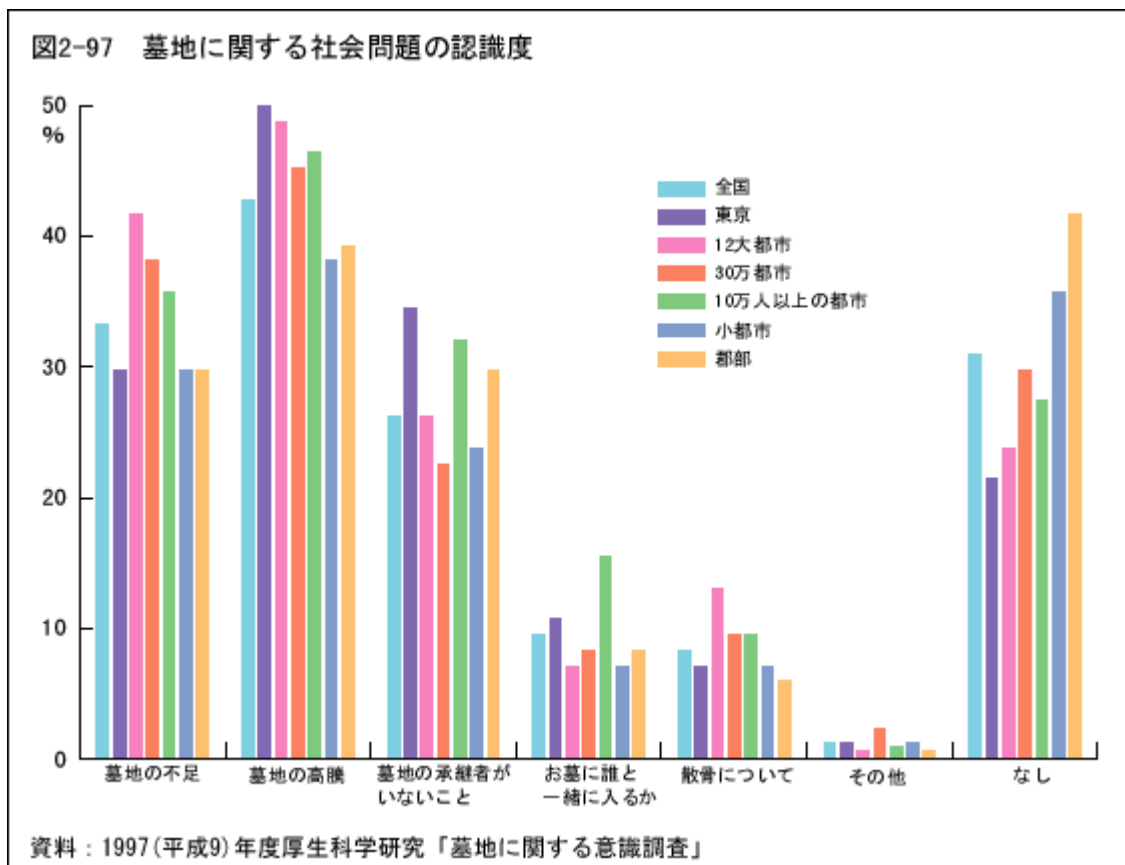
他方、長男長女時代にあつて、親にとつても結婚後の子どもと同居できる可能性は低くなり、子どもにとつても、親を安心して任せられる「田舎の長男」は今やいないどころか、夫方、妻方双方の親の扶養の問題に直面する可能性が高い。こうした状況の中で、親子の精神的なつながりは一層大切にされるべきである一方、双方の親との適度な距離を保ちつつ、それぞれの親との均衡ある付き合いが求められようし、親の側にも、老後扶養に関する子どもに対する過度の期待から脱却し、子どもから自立し、自らの老後は自ら支える覚悟も求められていくであろう。

もちろん、親も子も、個人個人が自立していかざるを得ない社会において、自立を可能とする社会的な支援はこれからますます重要になっていくであろう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編
 第1部 少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第5節 家族と個人
 1 家と個人

図2-97 墓地に関する社会問題の認識度



■ 「永代供養」付き共同墓の試み ■

家族による承継を前提としない墓の形態として近年注目を浴びているのが「永代供養」付きの共同墓であるが、その一つとして1989(平成元)年に開設されたのが新潟県巻町の妙光寺の安穩廟(あんのんびょう)である。

安穩廟は、八角形の二段式方墳で、中央に多宝塔が建てられている。八角形の側面に区画ごとに分けられた納骨空間が設けられており、そこに遺骨を収蔵し、墓碑に墓碑名等を刻む。使用者は、永代使用料と年会費を支払うが、使用者が死亡し、祭祀を主宰するものがないなどの理由により年会費が支払われなくなった場合は、17年間はそのままの状態ですぐ寺が管理し、その後は遺骨を中央の多宝塔の下に設けられた納骨堂に移して供養を続けるという仕組みになっている。

子孫による承継を前提としていないことから、永代使用料を基金として積み立て、その運用益で運営費の大部分を賄うこととするなど安定した経営に配慮している。また、年4回行われる安穩廟の法要は、安穩廟の使用者のみならず、妙光寺の檀家や地元の人々も多く参加して行われており、このことが日ごろ特定の寺院とかかわりのなくなった現代人の自分の死後の供養についての不安を取り除く効果を与え、安穩廟の人気の要因の一つになっているとも考えられる。

現在の利用申込契約件数は260件, そのうち子どもなどによる祭祀承継を期待しない人が大半を占め, また, これまで新潟県とゆかりのなかった人が3割を超える。

1-1 戦前の家族制度は, 家長の権限を中心に, 家という集団を重視する制度だった。

戦前, 明治民法における家族制度は, 祖先から子孫までを含む超世代的な集団を単位とする「家」という集団を家長の権限を中心に統率するものであった。この「家」の単位は, 法律上は「戸籍」の単位として表され, 各「戸籍」ごとに家長が置かれた。

当事者同士が望んでも, 家長が同意しなければ結婚できないなど, 家長は, 「家」の各構成員の行動を規制する強い権限を持ち, 家長たる地位および家に集中される財産(家督)は, 原則として父系の血統により, 長男から長男へ相続された。

1-2 社会の急速な変化の中で, 現行の民法の親族に関する制度にも様々な議論や問題が生じている。

戦後, 日本国憲法は, 「法の下での平等」と「個人の尊重」を定め, 新たな家族原理として, 「個人の尊厳と両性の本質的平等」をうたった。この新憲法との調和を図るため, 民法が改正され, 従来の家族制度は廃止されることになった。

その後の社会の急速な変化の中で, 現行の民法の親族に関する制度にも様々な議論が生じている。

例えば, 集団単位の戸籍が維持され, 戸籍同氏が義務付けられたことは, 昨今, 前述のように選択的夫婦別姓制度の導入の是非を巡って議論になっている。

また, 民法上, 「系譜, 祭具, 墳墓の所有権は, 慣習に従い, 祖先の祭祀をすべき者が承継すること」とされ, 戦後の民法改正以前においては, 祭祀財産は家長により単独で相続されていたため, 主として長男が先祖代々の墓を継ぐことが慣例として今日まで続いている。

長男が墓を承継するという慣例は, 少子化が進行し長男長女時代が到来する中で, 墓の跡継ぎがいなくなり無縁化する墓地の増加を招く一方で, 子どもがいないなど墓を承継する者のいない者が自らが入る墓を求めようとしても拒否されるなど, 新たな社会問題をもたらし, こうした問題をめぐり議論が生じてきている。

第1編

第1部 少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—

第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族

第5節 家族と個人

2 家族による子どもへの虐待（児童虐待）

図2-98 児童相談所における児童虐待の処理件数の年次推移

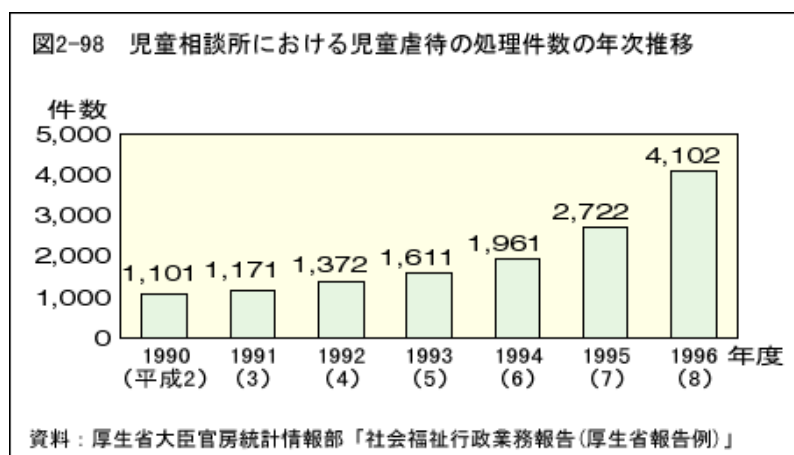


表2-99 児童相談所への通告者

表2-99 児童相談所への通告者

	件数(%)	
	1989(平成元)年	1996(平成8)年
児童委員・主任児童委員・福祉事務所・家庭児童相談所	316(30.4)	436(21.2)
警察	192(18.5)	219(10.6)
保健所	17(1.6)	100(4.9)
都道府県市区町村	55(5.3)	99(4.8)
保育所・幼稚園(注2)	-(-)	48(2.3)
その他	24(2.3)	17(0.8)
学校	121(11.6)	284(13.8)
虐待者本人(注2)	-(-)	211(10.2)
その他の家族親戚(注4)	235(22.6)	239(11.6)
近隣知人	24(2.3)	118(5.7)
児童本人	9(0.9)	32(1.6)
医療機関	20(1.9)	125(6.1)
その他	25(2.4)	108(5.2)
不明	1(0.1)	25(1.2)
合計	1,039(100.0)	2,061(100.0)

【児童福祉法第25条】

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者はこれを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。(略)

(注) (注1)から(注4)について1989(平成元)年1月1日現在の数。

(注1)「児童委員」と「福祉事務所」の計。

(注2)「保育所・幼稚園」および「虐待者本人」の項目はない。

(注3)「児童福祉施設」。

(注4)「家族親戚」。

資料：全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭内虐待調査」(1996(平成8)年)

表2-100 主たる虐待者

表2-100 主たる虐待者

	実父	継父	養父	里父	実母	継母	養母	里母	きょうだい	母の内縁の夫	父の内縁の妻	祖父	祖母	おじ	おば	その他の人	不明	合計
性的虐待以外の虐待	416	63	58	-	823	50	18	2	12	34	1	11	16	3	5	19	28	1559
性的虐待	47	15	12	-	3	-	-	-	5	4	-	1	-	4	-	4	-	95

資料: 全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭内虐待調査」(1996(平成8)年)

2-1 児童虐待の処理件数は急増し、社会の関心・認識も高まってきている。

児童相談所における家庭内の児童虐待の処理件数は年々増加し、1996(平成8)年度には4,102件となっている。特に、この1~2年の増加が際立っている。処理件数の急増の背景には、虐待そのものの増加のほか、ここ数年の児童虐待に対する社会的関心や認識の高まりが潜在事例を顕在化させてきた面もあると考えられる。

1996(平成8)年に全国児童相談所長会が行った調査によれば、児童相談所への通告件数は、8年前の調査に比べ、医療機関、保健所や近隣知人からの通告が増えており、児童虐待に対する関心や通告に対する認識の高まりがうかがえる。

2-2 児童虐待に対しては、子どもの最善の利益を考慮した総合的な対応が求められる。

被虐待体験を有する者の中には、自らが親となってから、子どもを虐待してしまう例が見られるとの指摘がある。前記の全国児童相談所長会の調査によると、主たる虐待者の23%が被虐待体験を有している、との結果が出ている。こうした実態は、児童虐待による心の傷の深さを物語っている。

また、主たる虐待者は、性的虐待を除く虐待では、母親への子育て負担集中という状況を反映してか、「実母」である事例が「実父」である事例の約2倍となっている。

児童虐待への対応としては、被虐待児が負う心の傷を考えると、何よりもまずその予防が重要である。夫婦間で子育て責任を適度に分担することや多様な子育て支援の充実などによって、母親への子育て負担集中や不安を解消していくことが必要である。

また、早期発見が重要である。家庭における児童虐待は、しつけとの関係などその線引きが難しい面がある。しかし、「児童の権利に関する条約」にもうたわれているように、子どもを「権利の主体」として親子関係を見つめ直し、「子どもの最善の利益」に最大限の考慮を払う観点から、地域住民には、児童虐待を発見した場合には積極的に通告義務を果たすことが求められる。

そして、発見後の対応に当たっては、必要な場合には緊急に親子分離を図るなど、子どもにとっての最善の利益を十分に考慮し、健全な家庭の再建に向けて、医療機関、児童相談所その他の関係機関の緊密な連携による総合的な対応が図られることが重要である。

第1編
 第1部 少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第5節 家族と個人
 3 その他の家庭内暴力

表2-101 夫婦間暴力についての見聞き

表2-101 夫婦間暴力についての見聞き

	総数 人	身近な人から相談を受けたことがある1)	身近に夫婦間の暴力を受けた当事者がいる	夫婦間暴力についてのうわさを耳にしたことがある2)	テレビなどで問題になっていることは知っている3)	夫婦間暴力について見聞きしたことはない	その他	わからない
		%	%	%	%	%		
総数	3,459	3.6	5.5	11.0	34.0	42.4	0.7	2.9
女性	1,974	4.2	6.1	10.7	33.3	42.7	0.5	2.7
男性	1,485	2.8	4.8	11.4	34.9	42.0	0.9	3.2

(注) 1. 夫婦間暴力について、身近な人から相談を受けたことがある。
 2. 身近に当事者はいないが、夫婦間暴力についてのうわさを耳にしたことがある。
 3. 夫婦間暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている。

資料:総理府広報室「男女共同参画に関する世論調査」(1995(平成7)年)

図2-102 家庭内暴力に係る少年の推移

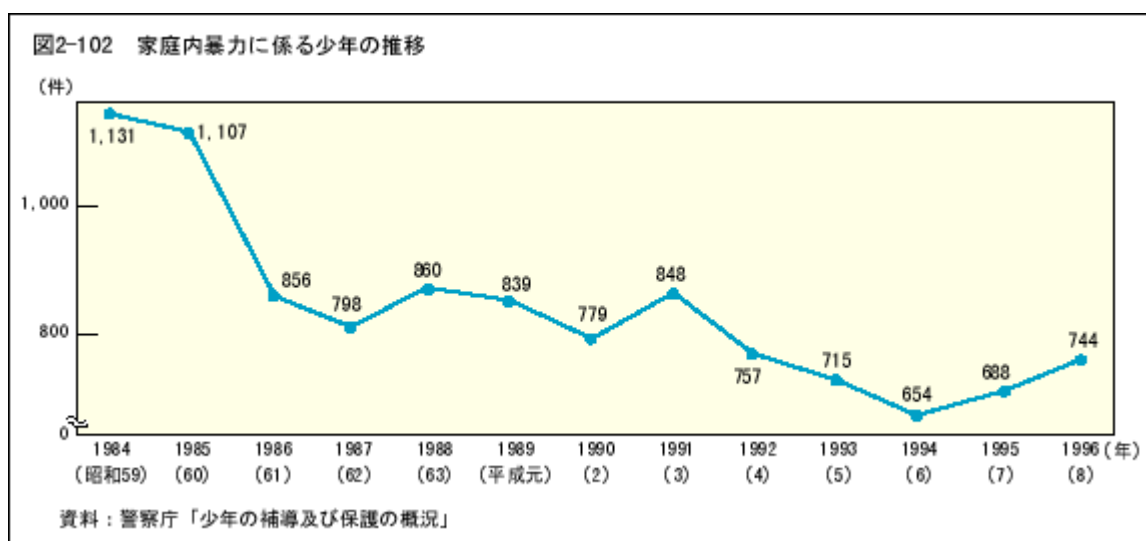


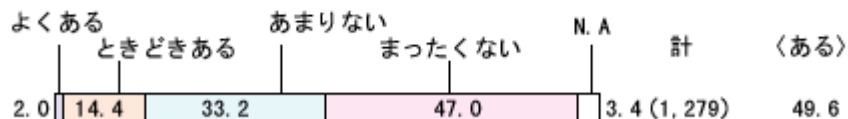
図2-103 要介護者を抱える家族の実態

図2-103 要介護者を抱える家族の実態

要介護者に対し憎しみを感じることもあるか



要介護者に対する虐待の有無



資料：日本労働組合総連合会「『要介護者を抱える家族の実態』に関する調査」(1994(平成6年))

表2-104 現行の禁治産・準禁治産制度の概要

表2-104 現行の禁治産・準禁治産制度の概要

	対象者	制度の内容	事件数
禁治産	心神喪失者	①本人や親族等の申立を受け、家庭裁判所により禁治産宣告がなされ、後見人が選任される(配偶者がいる場合は配偶者が就任)。 ②後見人は、禁治産者の財産に関する法律行為につき全面的な代理権を付与され、財産を管理する権限を有する。 ③禁治産者が単独で行った財産上の法律行為は取消可。	平成7年度 申立 2,008件 既済 1,951件 認容 1,315件
準禁治産	心神耗弱者 又は 浪費者	①本人や配偶者の申立を受け、家庭裁判所により準禁治産宣告がなされ、保佐人が選任される(配偶者がいる場合は配偶者が就任)。 ②不動産の売買、借財等一定の重要な財産上の法律行為は保佐人の同意が必要(その他の行為は単独で可)。	平成7年度 申立 691件 既済 689件 認容 248件

資料：「事件数」は、最高裁判所「司法統計」

表2-105 法制審議会民法部会「成年後見制度の改正に関する要綱試案」による補助・保佐・後見の三類型の概要

表2-105 法制審議会民法部会「成年後見制度の改正に関する要綱試案」による補助・保佐・後見の三類型の概要

		補助類型	保佐類型	後見類型
要件	判断能力<対象	軽度の痴呆・知的障害・精神障害等により代理権又は同意権・取消権による保護を必要とする者	心神耗弱者	心神喪失の常況にある者
	鑑定	原則として不要(要検討)	原則として必要	同左
開始の手続	申立権者	本人、配偶者、四親等内親族、検察官、任意後見人、任意後見監督人等福祉関係の行政機関(要検討)	同左	同左
	本人の同意	必要		
	成年後見人	補助人	保佐人	後見人
同意権・取消	付与の申立て	必要	不要	同左
	本人の同意	必要		
	付与の対象	特定の法律行為	民法12条1項各号所定の行為	日常生活必要行為以外の行為
	取消権者	本人[および補助人](要検討)	本人および保佐人	本人および後見人
代理権	付与の申立て	必要	同左	不要
	本人の同意	必要	同左	
	付与の対象	特定の法律行為	保佐人の同意必要行為の全部・一部	財産に関するすべての法律行為
職務	財産管理	本人の財産を管理する権利<代理権等の範囲に対応>	同左	同左
	身上監護	本人の身上に配慮する義務<代理権等の範囲に対応>	同左	同左 療養看護義務

3-1 夫婦間暴力は、かなりの頻度で起こっていると考えられる。

夫婦間暴力の実態は明らかではないが、総理府が行った世論調査によると、「夫婦間暴力について、身近な人から相談を受けたことがある」3.6%「身近に夫婦間暴力を受けた当事者がいる」5.5%「身近に当事者はいないが、夫婦間暴力についてのうわさを耳にしたことがある」11.0%となっている。夫婦間暴力はかなりの頻度で起こっていると推察される。

3-2 子どもの家庭内暴力は、母親に対するものが多い。

1996(平成8)年に警察が把握した少年に係る家庭内暴力の件数は744件になっている。1980年代前半に比べると減少しているが、前年に比べ56件増加している。

また、暴力の対象は、6割以上が母親に対するものになっている。原因、動機では、「しつけ等親の態度に反発して」が最も多くなっている。

3-3 要介護高齢者に対する虐待は深刻な問題になっている。

介護や支援を要する高齢者の増加、介護期間の長期化などに伴い、いわゆる高齢者介護の問題は大変大きな問題になっている。現在、我が国の高齢者介護は、家族、とりわけ女性に大きく依存しており、家族介護者の心身の負担は大変重いものとなっている。

いわゆる「介護疲れ」の状態の中で、要介護高齢者を抱える家族の約3分の1が要介護者に対し憎しみを感じたことがあり、また、虐待の内容にも様々あると思われるが、約半数が要介護者に対する虐待を経験しているとの調査もあるなど、家族の人間関係に大きなひずみが生じていることがうかがわれる。

平均寿命が短かった時代とは異なり、介護の問題は今や国民の誰にでも起こり得る問題となっている。また、介護期間の長期化、介護者の高齢化などにより、家族だけで介護負担を担うことは不可能に近い。介護を社会的に支える仕組みが必要である。

こうした状況を踏まえ、1997(平成9)年に公的介護保険制度が創設され、2000(平成12)年度から施行されることとされているが、その円滑な施行により、高齢者に対する適切な介護を提供するとともに、家族の介護負担を軽減することが急務である。

3-4 高齢者・知的障害者・精神障害者等の財産に対する侵害も問題である。

加齢等により判断能力の低下した高齢者の増加に伴い、財産管理なども問題となっている。

高齢者・知的障害者・精神障害者等の財産に関する権利の行使は家族により行われることが少なくなく、家族による権利濫用防止も課題である。

しかし、現行の本人保護の制度である禁治産・準禁治産制度に関しては、2類型の間で法的効果に大きな相違のある硬直的な二元的制度の下であるため、本人の判断能力や保護の必要性の程度に応じた弾力的な措置を採ることができないなどの問題や、心神喪失・心神耗弱という要件が厳格であるため、軽度の痴呆・知的障害・精神障害等の状態にある者には利用の途が閉ざされている等の問題点が指摘されている。こうした状況を背景として、法務省においては、1998(平成10)年4月に法制審議会民法部会成年後見小委員会における現段階の審議・検討の結果を取りまとめた「成年後見制度の改正に関する要綱試案」を公表するなど、法制化の作業が進められている。

判断能力が不十分な高齢者・知的障害者・精神障害者等であっても、社会の中および家族の中において、権利行使の主体としての本人の自己決定が最大限尊重され、本人の権利保護との調和が図られるような柔軟かつ弾力的な成年後見制度の整備が求められており、厚生省においても法制化への協力とともに、制度が積極的に活用されるよう様々な準備を進めていくこととされている。

3-5 家庭内暴力の予防には、個人の自立が必要である。

前述の児童虐待を含め、家庭内暴力は母親への家事・育児責任の過度の集中、子どもに対する学業成績による画一的評価など家族内の特定の者への行き過ぎた役割・期待の集中や家族間の対等でない関係が招いている側面があるのではないだろうか。

家族内の特定の個人への過度の負担集中、依存を改め、個人ができる限り自立しつつ、家事・育児などの家庭内での責任をバランスよく担うことが、家庭内暴力の予防につながるのではないだろうか。

また、社会全体としても、これまで私的領域の問題として受け止められがちであった家庭内暴力の問題を社会的な問題として認識し、受け止めていかなければならない。時に生命身体の危機にさらされる暴力について、家族(家庭)を聖域にしてはならない。何よりもまず、個人の心身の安全は守られるべきであり、各種の相談機関の機能強化と連携、そして、時には、公権力を含めた社会の介入も必要である。

第1編
第1部 少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—
第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
第5節 家族と個人
4 今後の社会保障制度の設計（個人単位と世帯単位の設計）

図2-106 女性の年金権の確立

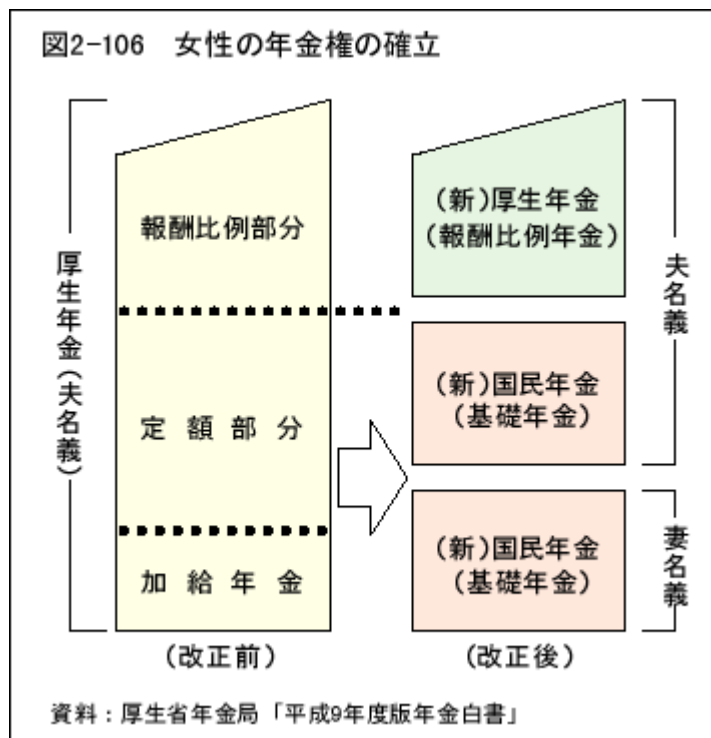


図2-107 第3号被保険者の基礎年金の給付と負担の現状

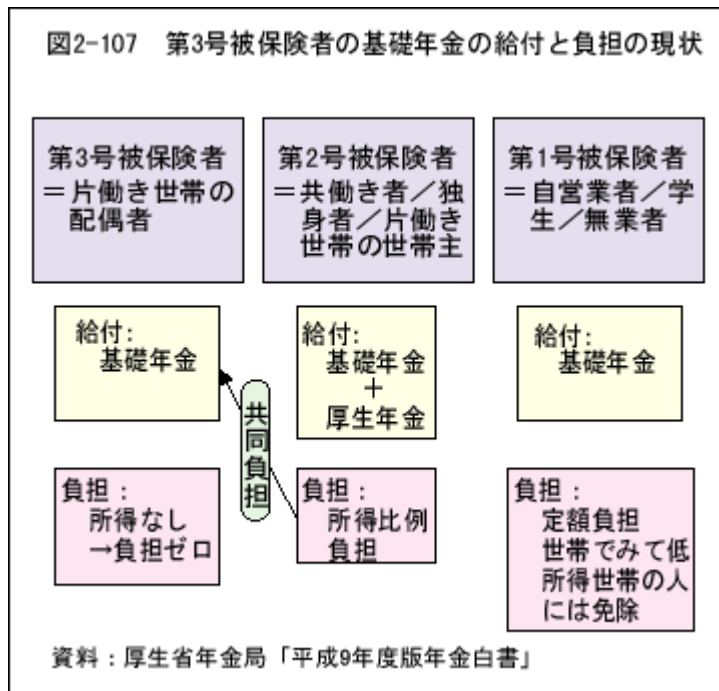


図2-108 第3号被保険者の基礎年金負担をめぐる主な議論

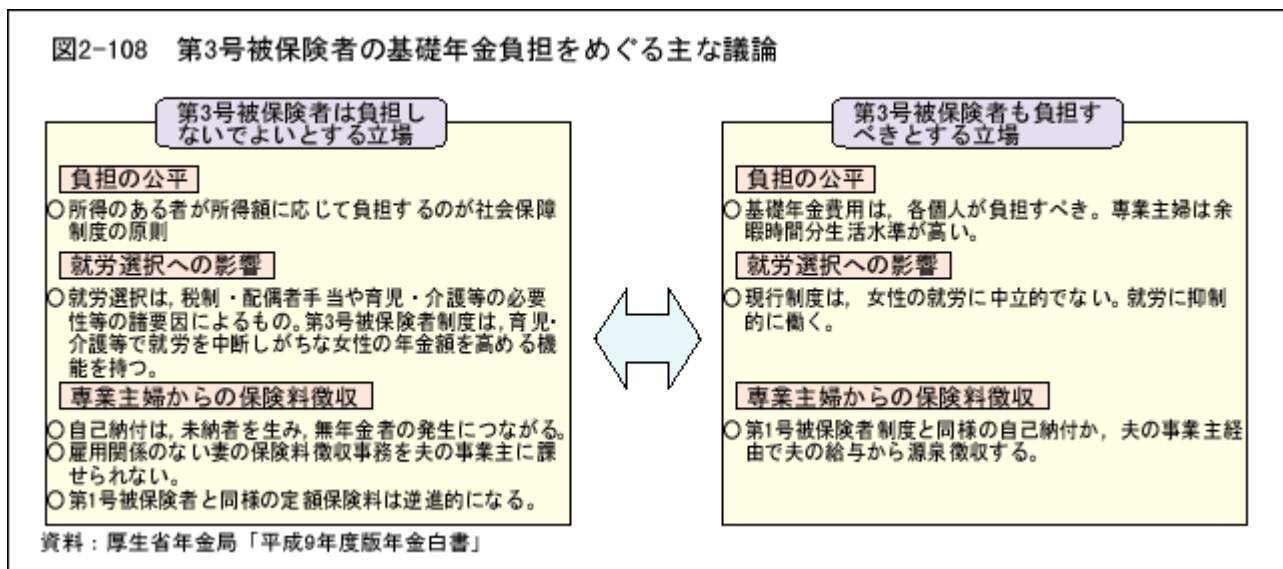


図2-109 配偶者の死亡時・夫婦の離婚時の年金の給与と負担の現状

図2-109 配偶者の死亡時・夫婦の離婚時の年金の給付と負担の現状

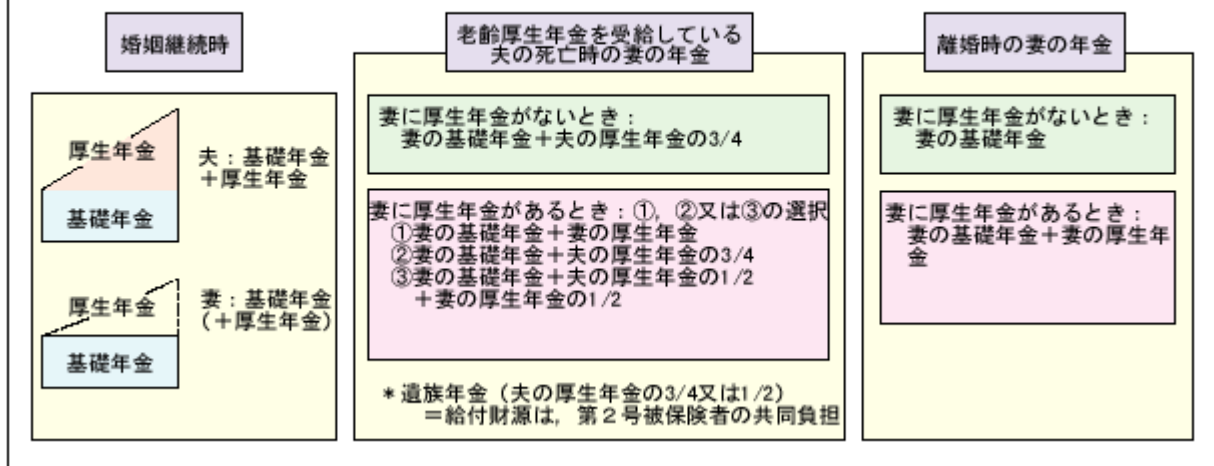


図2-110 配偶者の死亡時・夫婦の離婚時の年金の給与と負担をめぐる議論

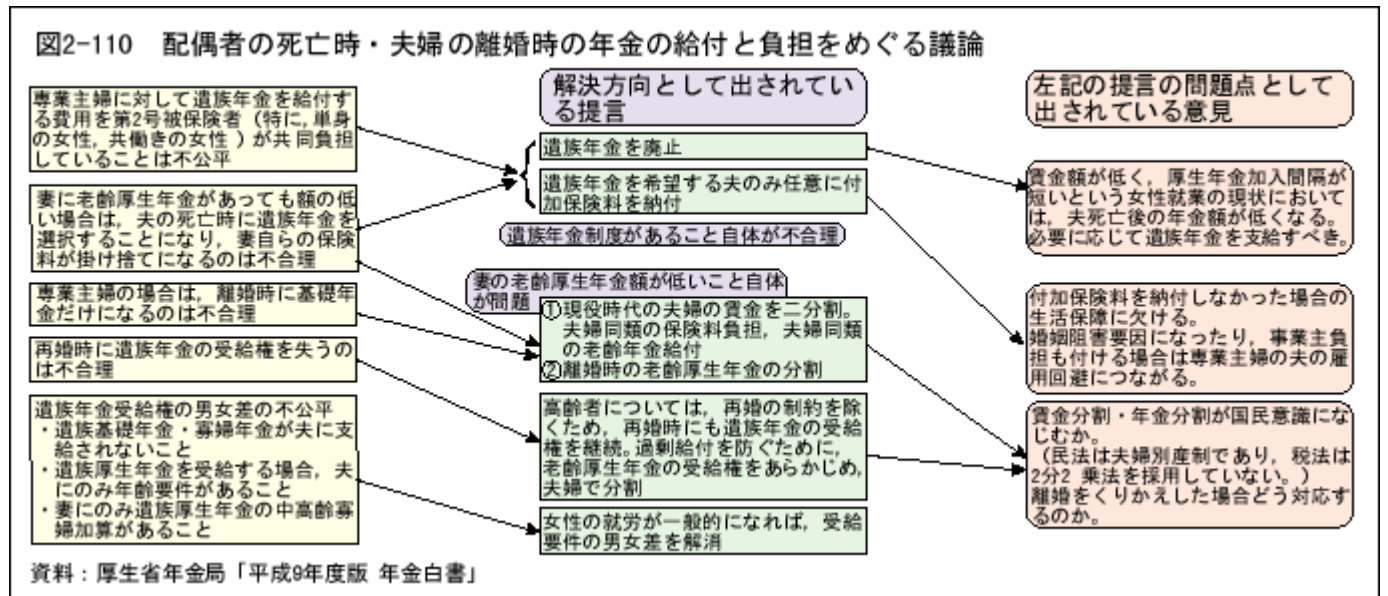
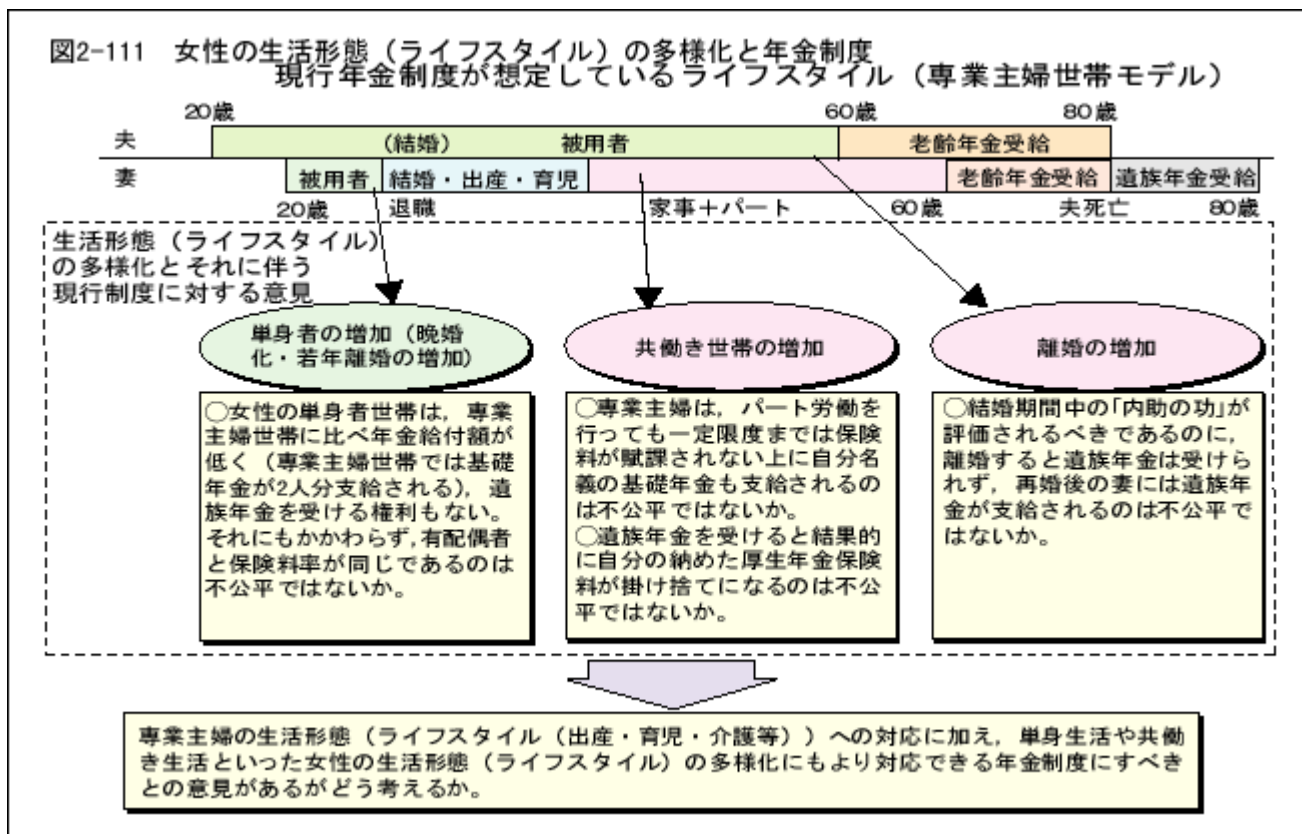


図2-111 女性の生活形態(ライフスタイル)の多様化と年金制度



4-1 社会保障の給付を確保する上で個人を単位とする設計を導入することの是非について検討することが課題となっている。

国民の生活を支える社会保障制度のあり方は極めて重要であるが、給付を確保する上で個人を単位とする設計を導入することの是非について検討することが課題となっている。

現行の医療保険制度、年金制度においては、夫がサラリーマンである専業主婦又は年収が130万円未満の妻は夫の被扶養者として位置付けられている。

年金制度においては、1985（昭和60）年の年金改正前は、厚生年金では給付についても負担についても世帯単位の考え方がとられ、被扶養者たる妻の老後は夫の年金で対応することとされ、国民年金には任意加入とされていた。しかし、このような制度の下では、夫と離別した妻は国民年金に未加入であった場合には無年金になるなどの問題があり、女性の年金権の確立が課題となっていた。

こうしたことから、1985（昭和60）年の年金改正においては、サラリーマンの被扶養者たる妻も第3号被保険者として国民年金に強制加入とすることとし、第3号被保険者も、全国民共通の老齢基礎年金を自分名義の年金として受給できることとされた。

医療保険制度においては、健康保険制度の被扶養者たる妻に対する医療給付は、家族療養費という形で夫に対する給付とされているが、実際の医療給付は現物のサービスという形で妻本人に事実上給付されている。また、夫との離死別後においては国民皆保険体制の下で国民健康保険制度の被保険者となり、医療給付が確保されている。

2000（平成12）年度から導入される介護保険制度では、65歳以上の高齢者はすべて被保険者と位置付けられ、個人を単位として給付を受けることとされている。

4-2 国民の生活を支える社会保障制度の役割を踏まえつつ、その制度設計のあり方について議論を深めていくことが必要である。

負担面においては、介護保険制度では65歳以上の高齢者たる被保険者はすべて所得に応じた保険料負担をすることとされているが、健康保険制度および年金制度における被扶養者は保険料を負担していない。例えば、年金制度においては、被用者の被扶養配偶者（第3号被保険者）は、自ら直接保険料を負担せずに配偶者の加入する被用者年金制度で負担する仕組みとなっている。

給付面においては、年金制度は、個人単位の受給権は確立されているが、厚生年金の給付水準は、夫婦それぞれが受給する基礎年金に夫が受給する厚生年金を加えて夫婦二人の老後生活を保障する、いわば世帯単位で所得保障を行う、という考え方に立って設計されている。

このように給付と負担の全体設計として見た場合、これまでの被用者保険制度は、基本的に世帯単位で設計がなされてきたといえる。そして、このような設計は、専業主婦世帯が一般的であったという実態や家族のあり方に対する社会全体の評価や見方を踏まえて構築されたものである。

しかし、女性の社会進出が進む中で、このような制度の設計のあり方は、共働きや単身の働く男女と専業主婦との間で負担の公平を欠くのではないかという指摘がある。また、被扶養者となる年収要件が定められていることから、就労調整の要因となり、女性の就労に抑制的に働くという指摘もなされている。こうしたことから、近年、専業主婦やパートタイマーからも保険料負担を求めるべきという意見が出ている。

また、サラリーマンの妻に対して、夫の死亡時に支給される遺族年金についても、専業主婦自身は保険料を負担せず、その費用の一部を事実上、単身者や共働きの男女が負担していることは不公平ではないか、との指摘がある。一方、専業主婦が離婚した場合、現行制度では夫の厚生年金や遺族厚生年金を受給できなくなるが結婚期間中の「内助の功」を評価し、夫の厚生年金を分割すべきではないか、他方、再婚後の妻には遺族厚生年金が支給されるのは不公平ではないか、という指摘もある。

このような指摘は、家族の形態が多様化するとともに、未婚率が上昇し単身者が増加し、これまでの家族観だけでとらえられない形態が多く生じてきた現在、それぞれの生き方に応じた選択の中立性の確保という観点から、これからの社会保障制度の設計は、給付・負担の両面において個人を単位とすることが必要なのではないかという考えに基づいており、このことは、個人を権利・義務の両面において自立した主体としてとらえる、ということでもあるとする。

以上のような考え方がある一方で、所得のある者が所得額に応じて負担し必要な者に給付をするのが社会保障制度の原則であり所得のない専業主婦から負担を求めるべきではない、という意見がある。

また、現行では世帯の所得が同一であれば同一負担・同一給付となっており、世帯単位での給付と負担の均衡がとれているが、仮に所得のない専業主婦に保険料負担を求めることとなれば、こうした均衡を崩すことになるほか、実際の保険料は夫の収入から賄うことになり、実質的には世帯単位で負担能力を考えていることになる。そして、専業主婦に保険料負担を求める方法を具体的に考えた場合、専業主婦本人から定額の保険料負担を求める方法と夫の保険料に上乘せして負担を求める方法とが考えられるが、前者については無年金・低年金の高齢女性が発生することが予想されること、後者については事業主が雇用関係のない専業主婦の保険料を負担する義務があるのかなどの問題がある、と考えられる。仕事と子育てを両立するための支援策が十分でないため就業中断することを余儀なくされた主婦に、いわば更なる負担を課すことにもなりかねないのではないかと、といった意見もある。

また、年金制度の給付と負担について個人単位に設計するとすれば、妻の生活分は妻自らの厚生年金で賄うこととなるため給付水準の引き下げにつながり、遺族年金についてはこれを廃止し妻は基礎年金と自らの加入期間に応じた厚生年金を受給することになるが、現に1,000万人を超える第3号被保険者が存在している中で、公的年金制度に期待される老後の所得保障機能が失われることになるのではないかと、といった指摘がある。

このように、社会保障制度の個人単位化には様々な問題があるが、そもそも社会保障制度はその時々国民の現実の社会生活の支えであることにかんがみれば、こうした問題点を十分に踏まえた現実の社会

状況に即した設計を考えなければならない。

しかし、女性の就業が時代の要請となり、また、生き方の多様化が進む中で、世帯単位の色采を強く持った現行の制度の設計が様々な問題を抱えていることには間違いなく、上述の諸点を踏まえ、今後引き続き国民全体でそのあり方についての議論を深めていくことが必要である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1部 少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—

第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族

第6節 家族の将来像

1 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族

■ 居心地がよくない家庭 ■

「家に帰れば、お母さんが“勉強しろ”っていうから」と言って、子供達は放課後も友達と一緒に遊んでいる。日本の男が家に帰りたがらない心理は、この子供達の心理とおんなじでしょう。

問題は、「忙しい」じゃないんです。問題はそんなことよりも、「日本の多くの男達が家に帰りたがらない」ということです。家に帰りたくないから、「会社」を口実にする。問題は、「日本の男にとって、家庭よりも会社のほうが居心地がいい」ということなんです。それはなぜでしょう？日本の会社は「男社会」で、そこには「自分と同じ仲間」がいっぱいいます。いやなやつを排除して、「派閥」というより親密な仲間だっけ作れる。妻という“女”や、働かなくて年齢も全然違う“子供”のいる自分の家庭よりも、自分と同じような男達がいっぱいいる会社の方が居心地がいい。自分と同じような立場の相手なら、愚痴も言いやすい。それで、日本の男達は会社が好きなんですね。

塾が好きな子供達にとって、塾というものだって、居心地のいい仲間社会です。夜遅くまで塾に行っている真面目な子供も、夜遅くまで仲間と町をぶらついている悪ガキも、「仕事、仕事」で家に帰らないお父さんも、「居心地のいい仲間社会にばかりいる」という点では、まったく同じものなんです。

男女を問わず、日本人にとって、「家庭よりも会社の方が居心地がいい」は真実らしいですね。その証拠に、専業主婦を離れて働きに出た女達は、みんな会社が好きになる。彼女達の言う、「家にいたってなんにもすることがないから」は、働き蜂になってしまった会社人間の男達とおんなじセリフです。そこに行けば友達がいる。いろんなことも起こる。「新鮮な出会い」もある。だから「会社が好き」なんです。

一体、なんでみんなこんなにも「自分の家」が嫌いなのか？それは一体、誰のせいなのか？家庭をあずかる母親のせいなのか？違いますね。家庭をかえりみないお父さんのせいなんです。一家の中心であり、「男社会」と言われる日本の世の中を作っている男達の多くが、家庭というものを軽く見ている。だからこそ、家庭というものは「つまらないもの」になるんです。それだからみんな、「外」に出たがる。

(橋本治「男になるのだ」ごま書房より)

1-1 個人の生き方が多様化する一方で、家族に対する期待は強い。

これまで家族の形態、結婚、夫婦、親子について、現在起こっている変化を概観してきた。そこに見られるのは、社会の成熟化過程での個人の多様な価値観を反映した生き方の多様化であると同時に、家族への期待感の強さである。

これからの社会においては、単身生活や婚姻や血縁に基礎を置かない生活共同体を含めた多様な家族が出現するであろう。そうした中で、社会には、固定的、画一的な価値観に縛られず、個人の多様な生き方を理解し、尊重し、認め合う態度が、家族には、家族構成員のそれぞれがお互いの自立を尊重する態度が求められている。

1-2 家族に対する期待は大きい反面、「家族」にまつわる諸問題が起こっている。

個人の多様な価値観を反映した生き方の多様化は、家族の崩壊や家族を形成しない単身化につながるといえるものではない。家族に精神的な安らぎを求める気持ちは強く、若い世代の結婚したいという意思も子どもを持ちたいという意思も強い。

これからも、経済的にも社会的にも自立し、生活のためには結婚する必要のない者同士であっても、精神的な安らぎを家庭に求めてごく自然に一緒に生活していこう。

家族に対する期待は大きい反面、離婚の増加、児童虐待、子どもの非行など「家族」にまつわる諸問題が起こっている。また、晩婚化・非婚化、そして少子化が進行している。今、家族に最も求められ、そして、最も低下していると考えられている役割が情緒機能である。

こうした状況の背景には、「夫（父親）は仕事、妻（母親）は家事・育児」といった行き過ぎた固定的な男女の役割分業が様々な形で家庭の機能を損なわせていることがあるのではないだろうか。また、学（校）歴社会を背景とする子どもの受験教育に対する親の過度の関心が、子どもに受験勉強中心の生活を強いて大きな負担感を与えると同時に、役割分業の下で主として家庭内での責任を担っている母親に対しても、子どもの受験教育問題についての強い義務感を伴った大きな心理的負担を与えているという状況があるのではないだろうか。

1-3 家族内の個人がそれぞれ自立し、認め合う家族が求められている。

これからは、家族の構成員がお互いに過剰な役割を負わせたり期待をかけたりして必要以上に「家庭」に縛ることなく、個人がそれぞれに自立し、自己の理想とする生き方を求めながら、同時に、家庭における役割を柔軟に分担し、信頼関係に基づいた潤いのある生活が得られるような家族が求められていくのではないだろうか。家庭が真に安らぎの場である、といえるためには、家族を構成するすべての人にとっての安らぎの場であればならない。

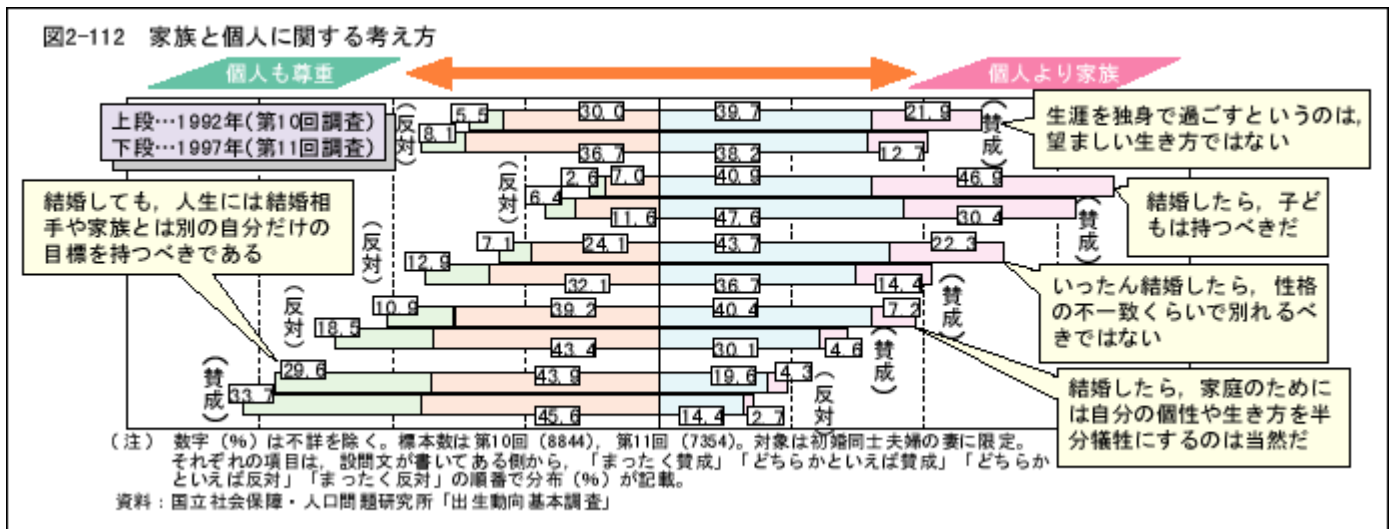
これまでの家庭では「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分業の下で、家庭内での責任を負う妻（母親）の負担の上に、夫や子どもにとっての休息の場が提供されてきたのではないかと。家庭外で働いていないとはいっても、相当な家庭内での責任の下で休日のない家事を担う妻（母親）にとって、家庭は安らぎの場であるとはいえなくなっているのではないだろうか。そして、女性が社会進出する一方で女性の家庭内での責任が何ら軽減されないまま、「男は仕事、女は仕事も家庭も」という新たな男女の役割分業は、女性に一層の負担感をもたらしているのではないだろうか。

一方、行き過ぎた役割分業の下で、家庭を省みず仕事に没頭する夫（父親）、受験勉強に忙しい子どもにとっても、家庭は身の回りの世話を受けるだけの場所になってしまい、お互いの交流のない潤いのないものとなってしまっているのではないだろうか。

個人が家族を得たいという欲求と仕事や学習、地域参加など様々な活動をしたいという個人としての欲求の実現とを両立させるためには、個人それぞれが自立し、尊重し合い、お互いを思いやるとともに、お互いに過剰な期待や責任を負わせることなく、家族としての責任を分担し合い、支え合う態度が求められる。そして、そのような家族こそが、家族を構成するすべての人にとって、心が通い合う真の安らぎの場と感じることのできる家族なのではないだろうか。

第1編
 第1部 少子社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—
 第2章 自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族
 第6節 家族の将来像
 2 これからの家族を支える社会

図2-112 家族と個人に関する考え方



■ 家族を大切にしながらやりたいことをやる ■

残る人生、自分がやりたいことをして過ごそう。これまでの人生の大半を東京で過ごした牧英男さん(54)が単身で山口県東和町に移り住み、自分のやりたいことである「みかん栽培」を始めたのは1995(平成7)年のことだった。単身の移住を決意し、家族にそのことを告げたとき、反対の声はなかった。2人の娘はすでに就職していて、子育ては「終了」していた。

単身移住を家族に告げたとき、牧さんの頭にあったのは「多様性」という言葉だったという。家族というものを決して否定するわけではなく、それを大切にしながら、自分の多様性を存分に活かしていきたいと思った。だから、妻の祥子さん(54)と一緒に移り住むことは求めはしなかった。それを求めることは、祥子さんの多様な生き方を無理やり閉ざしてしまうことになるからだ。

毎年12月から2月にかけて行うみかんの収穫には、東京から祥子さんが東和町にやってきて、住み込みで一緒に作業に従事している。また、牧さんはそれ以外の月には医薬品開発の相談業務のために頻繁に上京しており、家族の対話、交流は決して薄くなっているわけではないという。むしろ、みかんを栽培し、一緒に作業することによって、夫婦の絆はより深まってさえいるようだ。

■ 主夫への転身—適材適所が男女共同の家庭— ■

千葉茂樹さん(39)は、10年勤めていた出版会社を辞め、妻の理子さん(38)、3人の子どもたちとともに北海道に移り住んだ。

理子さんは、新天地で大学に勤めることになり、一方、茂樹さんは、翻訳の仕事をしつつ、昼は「主夫」の役目を果たすことになった。夫婦の立場は逆転した。

生来が男と女の役割を固定化せず、まして夫婦は得意分野を生かすほうがより理想的だと思っていた茂樹さん。理子さんはどちらかといえば外向きな性格で、結婚前までは好きな仕事をやっていた。一方の茂樹さんは炊事にはいささか自信があった。どこにおいても適材適所が人間の居心地のよさであり、生きやすさである、と彼は構えず考えている。

さて、本格的に始まった茂樹さんの「主夫業」は、幼稚園の送り迎えに始まり学校のPTA活動から子どもの宿題の面倒、炊事、家計簿づけなど一日のほとんどを生活のための時間に費やす日々である。しかし、「主夫」になってみると、子どもへの関心度も違ってきたし、忘れていた子ども心が戻ってきたりと興味深い、という。

「自立した人間同士が男女の区別なく、自分で考え、選んで行動をする、基本的な発想に男と女の差別がなく、『こうあるべき』『こうすべき』ではなく、一組の夫婦が最も暮らしやすい形、二人が尊重しあえる関係を結んでいければよい」。茂樹さんは自然体でそれを実践している。

2-1 男女が共に家族内での責任を果たし合える男女共同参画社会の実現が求められる。

1-3で述べたようなこれからの家族を支えるためには、社会そのものの変革が求められる。男女が従来の男女の役割分業にとらわれることなく多様な形態を認め合う中で、共に家事・育児を始めとする家族内での責任を果たすとともにその喜びを分かち合い、そして就業している者にとっては職業上の責任との両立を可能とする男女共同参画社会の実現が必要である。

このためには、社会生活の諸場面に浸透している男女の役割分業意識を見直すとともに、男女の役割分業意識を支える、あるいは男女の役割分業を前提とした社会の諸制度・諸慣行の見直し求められる。

2-2 社会の仕組みを、自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族像に適合するものに改めていく必要に迫られている。

現在の我が国社会を支える様々な仕組み、とりわけ年金制度をはじめとする社会保障制度や雇用慣行などは、「サラリーマンの夫、専業主婦の妻、そして子ども2~3人」といういわゆる標準世帯を前提に設計されてきた。

しかし、世帯全体として見ると単身者世帯の増加が著しく、核家族世帯の中では夫婦のみの世帯が増加している。また、いまや共働き世帯が多数派となった現在、このような標準世帯を念頭に置いた家族観の普遍性は失われている。これからの家族は、多様な価値観を持つ個人の自立と両立する多様な形態をとることになるだろう。

今後の社会に向けて、前述した我が国社会を支える様々な仕組みを、自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合える家族像に適合するものに改めていく必要に迫られているといえよう。